

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	38 時間45分 / 週 (1日 7時間45分× 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	182,080 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	100 %	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 (週勤務時間数) 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏文

氏 名	[REDACTED] 生		確認印	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務／1日 午前9時 ～ 午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [20日] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給 182,080 円		
	2. 通 勤 費	支給 [3ヶ月定期金額]		
	3. 支 給 日	毎月末 (休日の場合はその前日)		
社会保険等	1. 健康保険	加 入 (H20年7月度より)		
	2. 厚生年金	加 入 (H20年7月度より)		
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の 1.75 倍を年間賞与金額とする。 $182,080円 \times 1.75 = 318,640円$ (年額) 支給は月均等割とし、26,554円 (月額・切上げ) を加算する。			
	時間外は時給@1,457円とする。			

出 勤 簿

2022 年 3 月

2022 年 4 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
2	月				
22	火	09:00	17:30		
23	水	09:00	17:30		
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	有給休暇			
31	木	有給休暇			
1	金	有給休暇			
2	土				
	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	19

出 勤 簿

2022 年 4 月

↓

2022 年 5 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	17:30		
30	土				
1	日				
2	月	09:00	17:30		
3	火				
4	水				
5	木				
6	金	有 給 休 暇			
7	土				
8	日				
9	月	09:00	17:30		
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	18

出 勤 簿

2022 年 5 月

2022 年 6 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	土				
22	日				
23	月	09:00	17:30		
24	火	09:00	17:30		
25	水	09:00	17:30		
26	木	09:00	17:30		
27	金	09:00	17:30		
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2022 年 6 月

2022 年 7 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木	09:00	17:30		
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2022 年 7 月

2022 年 8 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	木	有給休暇			
22	金	有給休暇			
23	土				
24	日				
25	月	有給休暇			
26	火	有給休暇			
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	17:30		
30	土				
31	日				
1	月	09:00	17:30		
2	火	09:00	17:30		
3	水	09:00	17:30		
4	木	09:00	17:30		
5	金	09:00	17:30		
6	土				
7	日				
8	月	09:00	17:30		
9	火	09:00	17:30		
10	水	09:00	17:30		
11	木				
12	金	09:00	17:30		
13	土				
14	日				
15	月	09:00	17:30		
16	火	09:00	17:30		
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	17

出 勤 簿

2022 年 8 月

2022 年 9 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	日				
22	月	09:00	17:30		
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	09:00	17:30		
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月				
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2022 年 9 月

2022 年 10 月

氏名:

[REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
30	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	09:00	17:30		
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月				
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月	09:00	17:30		
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	19:15	01:45	

合計	0:00
出勤日数	20

出 勤 簿

2022 年 10 月

↓
2022 年 11 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
31	月	09:00	17:30		
1	火	09:00	17:30		
2	水	09:00	17:30		
3	木				
4	金	09:00	17:30		
5	土				
6	日				
7	月	09:00	17:30		
8	火	09:00	17:30		
9	水	09:00	17:30		
10	木	09:00	17:30		
11	金	09:00	17:30		
12	土				
13	日				
14	月	09:00	17:30		
15	火	09:00	17:30		
16	水	09:00	17:30		
17	木	09:00	17:30		
18	金	09:00	17:30		
19	土				
20	日				

合計	0:00
出勤日数	20

出 勤 簿

2022 年 11 月

2022 年 12 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	月	09:00	17:30		
22	火	09:00	17:30		
23	水				
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出勤簿

2022 年 12 月

↓
2023 年 1 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金	09:00	17:30		
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木				
30	金				
31	土				
1	日				
2	月				
3	火				
4	水	09:00	17:30		
5	木	09:00	17:30		
6	金	09:00	17:30		
7	土				
8	日				
9	月	09:00	17:30		
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計

0:00

出勤日数

19

出 勤 簿

2023 年 1 月

2023 年 2 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	土				
22	日				
23	月	09:00	17:30		
24	火	09:00	17:30		
25	水	09:00	17:30		
26	木	09:00	17:30		
27	金	09:00	17:30		
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2023 年 2 月

2023 年 3 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木				
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	19

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	38 時間45分 / 週 (1日 7時間45分× 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	177,392 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分	100 %	☐ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川 敏文

氏 名	[REDACTED] 生		確認印	[REDACTED]
現 住 所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日及び勤務時間	市役所開所日に準ずる 実労7.75時間勤務／1日 午前9時00分～午後5時30分 うち昼休憩は45分間とする。			
休 暇	年次有給休暇 [20日] ※ただし、繰越また買取は無しとする			
賃 金	1. 賃 金	月 給 177,392 円		
	2. 通 勤 費	支給 [3ヶ月定期金額]		
	3. 支 給 日	毎月末 (休日の場合はその前日)		
社会保険等	1. 健康保険	加 入 (H20年7月度より)		
	2. 厚生年金	加 入 (H20年7月度より)		
	3. 労災保険	加 入		
	4. 雇用保険	適 用		
備 考	月給の1.75倍を年間賞与金額とする。 $177,392 \text{ 円} \times 1.75 = 310,436 \text{ 円 (年額)}$ 支給は月均等割とし、25,870 円(月額・切上げ)を加算する。			
	時間外は時給@1,419円とする。			

出 勤 簿

2022 年 3 月

2022 年 4 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	月				
22	火	09:00	17:30		
23	水	09:00	17:30		
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	09:00	17:30		
31	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	09:00	17:30		
16	土				
17	日				
18	月	09:00	17:30		
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	22

出 勤 簿

2022 年 4 月

↓
2022 年 5 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	17:30		
30	土				
1	日				
2	月	有 給 休 暇			
3	火				
4	水				
5	木				
6	金	09:00	17:30		
7	土				
8	日				
9	月	09:00	17:30		
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	18

出 勤 簿

2022 年 5 月

2022 年 6 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	土				
22	日				
23	月	有給休暇			
24	火	有給休暇			
25	水	有給休暇			
26	木	有給休暇			
27	金	有給休暇			
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	16

出 勤 簿

2022 年 6 月

↓

2022 年 7 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木	09:00	17:30		
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
29	水	09:00	17:30		
30	木	09:00	17:30		
1	金	09:00	17:30		
2	土				
3	日				
4	月	09:00	17:30		
5	火	09:00	17:30		
6	水	09:00	17:30		
7	木	09:00	17:30		
8	金	09:00	17:30		
9	土				
10	日				
11	月	09:00	17:30		
12	火	09:00	17:30		
13	水	09:00	17:30		
14	木	09:00	17:30		
15	金	有給休暇			
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:00	17:30		
20	水	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	20

出 勤 簿

2022 年 7 月

2022 年 8 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	木	09:00	17:30		
22	金	09:00	17:30		
23	土				
24	日				
25	月	09:00	17:30		
26	火	09:00	17:30		
27	水	09:00	17:30		
28	木	09:00	17:30		
29	金	09:00	17:30		
30	土				
31	日				
1	月	09:00	17:30		
2	火	09:00	17:30		
3	水	09:00	17:30		
4	木	09:00	17:30		
5	金	09:00	17:30		
6	土				
7	日				
8	月	09:00	17:30		
9	火	09:00	17:30		
10	水	有給休暇			
11	木				
12	金	有給休暇			
13	土				
14	日				
15	月	有給休暇			
16	火	有給休暇			
17	水	09:00	17:30		
18	木	09:00	17:30		
19	金	09:00	17:30		
20	土				

合計	0:00
出勤日数	17

出 勤 簿

2022 年 8 月

2022 年 9 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	日				
22	月	09:00	17:30		
23	火	09:00	17:30		
24	水	09:00	17:30		
25	木	09:00	17:30		
26	金	09:00	17:30		
27	土				
28	日				
29	月	09:00	17:30		
30	火	09:00	17:30		
31	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月				
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2022 年 9 月

2022 年 10 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木	09:00	17:30		
30	金	09:00	17:30		
1	土				
2	日				
3	月	09:00	17:30		
4	火	09:00	17:30		
5	水	09:00	17:30		
6	木	09:00	17:30		
7	金	09:00	17:30		
8	土				
9	日				
10	月				
11	火	09:00	17:30		
12	水	09:00	17:30		
13	木	09:00	17:30		
14	金	09:00	17:30		
15	土				
16	日				
17	月	09:00	17:30		
18	火	09:00	17:30		
19	水	09:00	17:30		
20	木	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	20

出 勤 簿

2022 年 10 月

2022 年 11 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	金	09:00	17:30		
22	土				
23	日				
24	月	09:00	17:30		
25	火	09:00	17:30		
26	水	09:00	17:30		
27	木	09:00	17:30		
28	金	09:00	17:30		
29	土				
30	日				
31	月	09:00	17:30		
1	火	09:00	17:30		
2	水	09:00	17:30		
3	木				
4	金	09:00	17:30		
5	土				
6	日				
7	月	09:00	17:30		
8	火	09:00	17:30		
9	水	09:00	17:30		
10	木	09:00	17:30		
11	金	09:00	17:30		
12	土				
13	日				
14	月	09:00	17:30		
15	火	09:00	17:30		
16	水	09:00	17:30		
17	木	09:00	17:30		
18	金	09:00	17:30		
19	土				
20	日				

合計	0:00
出勤日数	20

出 勤 簿

2022 年 11 月

↓
2022 年 12 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	月	有給休暇			
22	火	有給休暇			
23	水				
24	木	09:00	17:30		
25	金	09:00	17:30		
26	土				
27	日				
28	月	09:00	17:30		
29	火	09:00	17:30		
30	水	09:00	17:30		
1	木	09:00	17:30		
2	金	09:00	17:30		
3	土				
4	日				
5	月	09:00	17:30		
6	火	09:00	17:30		
7	水	09:00	17:30		
8	木	09:00	17:30		
9	金	09:00	17:30		
10	土				
11	日				
12	月	09:00	17:30		
13	火	09:00	17:30		
14	水	09:00	17:30		
15	木	09:00	17:30		
16	金	09:00	17:30		
17	土				
18	日				
19	月	09:00	17:30		
20	火	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	19

出 勤 簿

2022 年 12 月

↓
2023 年 1 月

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	水	09:00	17:30		
22	木	09:00	17:30		
23	金	09:00	17:30		
24	土				
25	日				
26	月	09:00	17:30		
27	火	09:00	17:30		
28	水	09:00	17:30		
29	木				
30	金				
31	土				
1	日				
2	月				
3	火				
4	水	09:00	17:30		
5	木	09:00	17:30		
6	金	09:00	17:30		
7	土				
8	日				
9	月	09:00	17:30		
10	火	09:00	17:30		
11	水	09:00	17:30		
12	木	09:00	17:30		
13	金	09:00	17:30		
14	土				
15	日				
16	月	09:00	17:30		
17	火	09:00	17:30		
18	水	09:00	17:30		
19	木	09:00	17:30		
20	金	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	19

出 勤 簿

2023 年 1 月

↓
2023 年 2 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	土				
22	日				
23	月	09:00	17:30		
24	火	09:00	17:30		
25	水	09:00	17:30		
26	木	09:00	17:30		
27	金	09:00	17:30		
28	土				
29	日				
30	月	09:00	17:30		
31	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	21

出 勤 簿

2023 年 2 月

2023 年 3 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	時間外	備 考
21	火	09:00	17:30		
22	水	09:00	17:30		
23	木				
24	金	09:00	17:30		
25	土				
26	日				
27	月	09:00	17:30		
28	火	09:00	17:30		
1	水	09:00	17:30		
2	木	09:00	17:30		
3	金	09:00	17:30		
4	土				
5	日				
6	月	09:00	17:30		
7	火	09:00	17:30		
8	水	09:00	17:30		
9	木	09:00	17:30		
10	金	09:00	17:30		
11	土				
12	日				
13	月	09:00	17:30		
14	火	09:00	17:30		
15	水	09:00	17:30		
16	木	09:00	17:30		
17	金	09:00	17:30		
18	土				
19	日				
20	月	09:00	17:30		

合計	0:00
出勤日数	19

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	21 時間 / 週 (1日 7時間× 3日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	992 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分	100 %	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 時間 <u>(週勤務時間数)</u> 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏文

氏名 生年月日	[REDACTED] 生		確認印 
住 所	堺市 [REDACTED]		
職務内容	政務調査活動補助		
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日		
勤務時間	午前9時15分 ~ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする 実労 7.0 時間 勤務／1日		
賃 金	1. 賃 金	時間給@ 992 円 実労働時間による	
	2. 通 勤 費	支給 自宅～市役所 公共交通1日@500円	
	3. 支 給 日	毎月20日× 月末支給（休日の場合はその前日）	
社会保険	1. 労災保険	加 入	
	2. 雇用保険	適 用	
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。		
	この書類は労使双方が保管すること。		

雇用状況報告書

公明党堺市議団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 1 年 6 月 27 日 ~ 令和 年 月 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	21 時間 / 週 （1日 7時間× 3日 / 週）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,023 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	100 %	☐ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 時間 （週勤務時間数） 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

勤務条件通知書

公明党堺市議団 吉川敏夫



氏名 生年月日	[REDACTED]		確認印	
住 所	堺市 [REDACTED]			
職務内容	政務調査活動補助			
勤務日	市役所開所日に準ずる 月・火・木曜日			
勤務時間	午前9時15分 ～ 午後5時00分 うち昼休憩は45分間とする 実労 7.0 時間 勤務／1日			
賃 金	1. 賃 金	時間給@ 1,023 円 実労働時間による		
	2. 通 勤 費	支給 自宅～市役所 公共交通1日@500円		
	3. 支 給 日	毎月20日× 月末支給（休日の場合はその前日）		
社会保険	1. 労災保険	加 入		
	2. 雇用保険	適 用		
備 考	上記内容の変更については、事前に速やかに双方合意の下行うものとする。			
	この書類は労使双方が保管すること。			

出 勤 簿

2022 年 3 月

↓
2022 年 4 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	月				
22	火	09:15	17:00	07:00	
23	水				
24	木	09:15	17:00	07:00	
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	09:15	17:00	07:00	
29	火	09:15	17:00	07:00	
30	水				
31	木	09:15	17:00	07:00	
1	金	09:15	17:00	07:00	
2	土				
3	日				
4	月	09:15	17:00	07:00	
5	火	09:15	17:00	07:00	
6	水				
7	木	09:15	17:00	07:00	
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	09:15	17:00	07:00	
12	火	09:15	17:00	07:00	
13	水				
14	木	09:15	17:00	07:00	
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	09:15	17:00	07:00	
19	火	09:15	17:00	07:00	
20	水				
合 計				98:00	
出勤日数				14	

出 勤 簿

2022 年 4 月

↓
2022 年 5 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	木	09:15	17:00	07:00	
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	09:15	17:00	07:00	
26	火	09:15	17:00	07:00	
27	水				
28	木	09:15	17:00	07:00	
29	金				
30	土				
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月	09:15	17:00	07:00	
10	火	09:15	17:00	07:00	
11	水				
12	木	09:15	17:00	07:00	
13	金				
14	土				
15	日				
16	月	09:15	17:00	07:00	
17	火	09:15	17:00	07:00	
18	水				
19	木	09:15	17:00	07:00	
20	金				
合 計				70:00	
出勤日数				10	

出 勤 簿

2022 年 5 月

↓

2022 年 6 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	土				
22	日				
23	月	09:15	17:00	07:00	
24	火	09:15	17:00	07:00	
25	水	09:15	17:00	07:00	
26	木	09:15	17:00	07:00	
27	金				
28	土				
29	日				
30	月	09:15	17:00	07:00	
31	火	09:15	17:00	07:00	
1	水				
2	木	09:15	17:00	07:00	
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:15	17:00	07:00	
7	火	09:15	17:00	07:00	
8	水				
9	木	09:15	17:00	07:00	
10	金				
11	土				
12	日				
13	月	09:15	17:00	07:00	
14	火	09:15	17:00	07:00	
15	水				
16	木	09:15	17:00	07:00	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月	09:15	17:00	07:00	
合 計				98:00	
出勤日数				14	

出 勤 簿

2022 年 6 月

↓

2022 年 7 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	火	09:15	17:00	07:00	
22	水				
23	木	09:15	17:00	07:00	
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	09:15	17:00	07:00	
28	火	09:15	17:00	07:00	
29	水				
30	木	09:15	17:00	07:00	
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	09:15	17:00	07:00	
5	火	09:15	17:00	07:00	
6	水				
7	木	09:15	17:00	07:00	
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	09:15	17:00	07:00	
12	火	09:15	17:00	07:00	
13	水				
14	木	09:15	17:00	07:00	
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火	09:15	17:00	07:00	
20	水				
合 計				84:00	
出勤日数				12	

出 勤 簿

2022 年 7 月

↓

2022 年 8 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	木	09:15	17:00	07:00	
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	09:15	17:00	07:00	
26	火	09:15	17:00	07:00	
27	水				
28	木	09:15	17:00	07:00	
29	金				
30	土				
31	日				
1	月	09:15	17:00	07:00	
2	火	09:15	17:00	07:00	
3	水				
4	木	09:15	17:00	07:00	
5	金				
6	土				
7	日				
8	月	09:15	17:00	07:00	
9	火	09:15	17:00	07:00	
10	水				
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月				
16	火				
17	水				
18	木	09:15	17:00	07:00	
19	金				
20	土				
合 計				70:00	
出勤日数				10	

出 勤 簿

2022 年 8 月

↓

2022 年 9 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	日				
22	月	09:15	17:00	07:00	
23	火	09:15	17:00	07:00	
24	水				
25	木	09:15	17:00	07:00	
26	金				
27	土				
28	日				
29	月	09:15	17:00	07:00	
30	火	09:15	17:00	07:00	
31	水				
1	木	09:15	17:00	07:00	
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	09:15	17:00	07:00	
6	火	09:15	17:00	07:00	
7	水				
8	木	09:15	17:00	07:00	
9	金				
10	土				
11	日				
12	月	09:15	17:00	07:00	
13	火	09:15	17:00	07:00	
14	水				
15	木	09:15	17:00	07:00	
16	金				
17	土				
18	日				
19	月				
20	火	09:15	17:00	07:00	
合 計				91:00	
出勤日数				13	

出 勤 簿

2022 年 9 月

↓
2022 年 10 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	水				
22	木	09:15	17:00	07:00	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:15	17:00	07:00	
27	火	09:15	17:00	07:00	
28	水				
29	木	09:15	17:00	07:00	
30	金				
1	土				
2	日				
3	月	09:15	17:00	07:00	
4	火	09:15	17:00	07:00	
5	水				
6	木	09:15	17:00	07:00	
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火	09:15	17:00	07:00	
12	水				
13	木	09:15	17:00	07:00	
14	金				
15	土				
16	日				
17	月	09:15	17:00	07:00	
18	火	09:15	17:00	07:00	
19	水				
20	木	09:15	17:00	07:00	
合 計				84:00	
出勤日数				12	

出 勤 簿

2022 年 10 月

↓

2022 年 11 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	金				
22	土				
23	日				
24	月	09:15	17:00	07:00	
25	火	09:15	17:00	07:00	
26	水				
27	木	09:15	17:00	07:00	
28	金				
29	土				
30	日				
31	月	09:15	17:00	07:00	
1	火	09:15	17:00	07:00	
2	水				
3	木				
4	金				
5	土				
6	日				
7	月	09:15	17:00	07:00	
8	火	09:15	17:00	07:00	
9	水				
10	木	09:15	17:00	07:00	
11	金				
12	土				
13	日				
14	月	09:15	17:00	07:00	
15	火	09:15	17:00	07:00	
16	水				
17	木	09:15	17:00	07:00	
18	金				
19	土				
20	日				

合計

77:00

出勤日数

11

出 勤 簿

2022 年 11 月

↓

2022 年 12 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	月	09:15	17:00	07:00	
22	火	09:15	17:00	07:00	
23	水				
24	木	09:15	17:00	07:00	
25	金				
26	土				
27	日				
28	月	09:15	17:00	07:00	
29	火	09:15	17:00	07:00	
30	水				
1	木	09:15	17:00	07:00	
2	金				
3	土				
4	日				
5	月	09:15	17:00	07:00	
6	火	09:15	17:00	07:00	
7	水				
8	木	09:15	17:00	07:00	
9	金				
10	土				
11	日				
12	月	09:15	17:00	07:00	
13	火	09:15	17:00	07:00	
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				
18	日				
19	月				
20	火	09:15	17:00	07:00	
合 計				84:00	
出勤日数				12	

出 勤 簿

2022 年 12 月

↓
2023 年 1 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	水				
22	木	09:15	17:00	07:00	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	09:15	17:00	07:00	
27	火	09:15	17:00	07:00	
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				
1	日				
2	月				
3	火				
4	水				
5	木	09:15	17:00	07:00	
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	09:15	17:00	07:00	
11	水				
12	木	09:15	17:00	07:00	
13	金				
14	土				
15	日				
16	月	09:15	17:00	07:00	
17	火	09:15	17:00	07:00	
18	水				
19	木	09:15	17:00	07:00	
20	金				
合 計				63:00	
出勤日数				9	

出 勤 簿

2023 年 1 月

↓

2023 年 2 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	土				
22	日				
23	月	09:15	17:00	07:00	
24	火	09:15	17:00	07:00	
25	水				
26	木	09:15	17:00	07:00	
27	金				
28	土				
29	日				
30	月	09:15	17:00	07:00	
31	火	09:15	17:00	07:00	
1	水				
2	木	09:15	17:00	07:00	
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:15	17:00	07:00	
7	火	09:15	17:00	07:00	
8	水				
9	木	09:15	17:00	07:00	
10	金				
11	土				
12	日				
13	月	09:15	17:00	07:00	
14	火	09:15	17:00	07:00	
15	水				
16	木	09:15	17:00	07:00	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月	09:15	17:00	07:00	
合 計				91:00	
出勤日数				13	

出 勤 簿

2023 年 2 月

↓
2023 年 3 月

氏名:

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
21	火	09:15	17:00	07:00	
22	水				
23	木				
24	金				
25	土				
26	日				
27	月	09:15	17:00	07:00	
28	火	09:15	17:00	07:00	
1	水				
2	木	09:15	17:00	07:00	
3	金				
4	土				
5	日				
6	月	09:15	17:00	07:00	
7	火	09:15	17:00	07:00	
8	水				
9	木	09:15	17:00	07:00	
10	金				
11	土				
12	日				
13	月	09:15	17:00	07:00	
14	火	09:15	17:00	07:00	
15	水				
16	木	09:15	17:00	07:00	
17	金				
18	土				
19	日				
20	月	09:15	17:00	07:00	
合計				77:00	
出勤日数				11	

事務所（使用）状況報告書

公明党堺市議団

管理責任者 (議員名)	吉川 敏文		
事務所名	公明党堺市議団事務所		
所在地	〒590-0079 堺市堺区新町4番7号 TEL 072 (232) 6336		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 有限会社 材庄ビル)		
	他用途との兼用 ☐ 有 ⇒ ☒ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☐ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	55.71 m ²	賃借料	月額 166,568 円 (政務活動費充当額 166,568 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・100 % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・100 % ☒ その他 (インターネットプロバイダー利用料)・・・100 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 27 年 2 月 5 日

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 株式会社 材庄 を甲とし、賃借人 公明党堺市議会議員団 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区新町 68 番地 1, 67 番地		
住居表示	堺市堺区新町 4 番 7 号		
家屋番号	68 番 1	建物種類	事務所・車庫
建物名称	材庄ビル	住戸番号	4 階 D 号室
構造	鉄筋コンクリート造 総層根 5 階建（目的物の所在階数 4 階）		
	（ ☐ 共同建 ☐ 一戸建 ☐ 長屋建 ☒ その他 ）		
床面積	約 55.71 ㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し		
付属設備	冷暖房設備		
付属施設	無		
付記事項	無。		

* 記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上り借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間

始期	2009 年 2 月 9 日より	2 年間とする
終期	2011 年 2 月 8 日まで	

(3) 賃料、共益費

金額		支払い方法	振込による場合
賃料	月額 ¥159,000円 (税込)	賃料、共益費を共に現金 持参または振込による 方法により、毎月末日ま でに翌月分を先払いす る。	金融機関名 東京三菱UFJ銀行 埼玉支店
	月額 _____円		預金 金 口座番号 〇〇〇〇〇〇 宛先名義人 株式会社 材庄ビル フリガナ トウダググチ カズヒコ
共益費			

(4) 保証金

保証金	¥_____円	解約時控除金	¥_____円
-----	---------	--------	---------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所 〒590-0079 堺市堺区新町4番3号	TEL 072-233-7588
	氏名 有限会社 材庄ビル	
管理人	住所 〒	
	氏名	

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合は 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)		公明党堺市議会議員団	
家族又は従業員・ 社員など本物件建 物内入居者 (多人世の場合はそ の世帯主(〇〇名)等 記入)			
合計()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	氏名	年齢
	職業	借主との関係	代表

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。)を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

第2条 乙は、本物件を 自己の経営する事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。(別添 承諾書参照)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2. 甲および乙は、互いに申し入れなき場合、本契約は自動更新される事とする。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充てられる。

3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する振込の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。

ただし、振込にかかる費用は乙の負担とする。

4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。

5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近隣類似の建物の賃料等に比較して賃料が不当となつたとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不当となつたときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条

乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合に、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金を相殺することはできない。

4. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の追作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から毀損苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

ならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1) 本物件内の造作、間仕切、建具等の新増設または模様替え。
- (2) 電灯の新増設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新増設、移転、変更等。
- (3) 本物件の外装（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の壁・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器具、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、乙の負担とする。

4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、突如その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届けなければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 債権に転讓した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上上り下り不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(許可が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による

建物の賃貸借契約書（事務用）

承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育すること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があるときいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3. 本契約終了後においては、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条の賃料等の支払義務。

借主が賃料支払いを3回以上遅滞したとき、又は2ヵ月分の賃料の支払いが月末にない時。

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務。

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的に違反したとき。

(2) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき。

(3) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき。

(4) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき。

(5) 反社会的集団（暴力団、過激な集団等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。

(6) その他本契約に關し重大な義務違反があったとき。

(契約の終了)

第16条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

建物の賃貸借契約書（事務用）

- (1) 天災地震、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならぬ。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 6 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本物件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 保証連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 4 項の損害金について、消費税としてそれらの 5 % 相当額を負担するものとする。

なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に保証の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

- ・本契約物件は現状有姿の引渡しとする。
- ・本契約物件の搬り出し看板は、家賃とは別途月々 3,000 円で設置する事が出来る。
- ・本契約物件の家賃は消費税込みとしているが、消費税増税の際は消費税増税分を上乗せとする事を乙は承諾した。
- ・本契約物件の 1 階部分のプレート看板は甲の費用負担で設置する。
- ・本契約物件の解除時、又は本契約終了時の退去時は、現状回復 (壁のペンキ塗り直し、床の洗い：傷多き場合張替え、空調機の洗い、空調機の取替えを借主にて行う) とする。
- ・本契約物件に於ける電気代は検針となつていて、当月電気代は翌月分の家賃と一緒に甲の指定する口座へ振り込みで行う事を乙は承諾した。 以上

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (貸貸人)

堺市堺区新町4番3号
有限会社材庄ビル

住所

代表取締役 峰口和彦

氏名

(TEL 072-233-7588)

乙 (貸借人)

堺市堺区南瓦町3番1号

住所

公明党堺市議会議員団

氏名

(TEL 072-228-7203)

連帯保証人

住所

氏名

(TEL)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(10)15542号

事務所所在地 堺市堺区一条通16番8号

商号(名称) 信栄商事株式会社

代表者氏名 橋本 英樹

宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第 号

氏名 橋本 英樹

媒介業者

材庄ビル賃貸借変更契約証書

平成21年2月9日に 有限会社材庄ビル（以下甲という）と公明党堺市議会議員団（以下乙という）との間に締結された材庄ビル賃貸借契約書を平成27年5月1日より以下のように変更する。尚、この変更契約書は、従前の契約書の変更箇所のみを記載し、それ以外は従前の賃貸借契約書通りとする。

変更箇所

- 賃借人の名称を公明党堺市議会議員団から公明党堺市議団に変更する。

この契約書を証する為、本証書2通を作成し、甲乙各押印の上各その1通を保有する。

平成27年 5 月 / 日

甲

堺市堺区新町4番3号
有限会社材庄ビル
代表取締役 峠口和彦



乙

堺市堺区南瓦町3番1号
公明党堺市議団



令和元年9月吉日

材庄ビルテナント様各位

有限会社 材庄ビル

消費税増税対応のお願い

拝啓 初秋の候、貴社には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられる事に伴い、貴社の賃貸料等のご請求額を10月分より増税分の2%上乗せさせていただきます。何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

敬具

請 求 書

令和元年9月6日

公明党堺市議会議員団御中

堺市堺区新町4番7号
有限会社 材庄ビル
代表取締役 峠口和彦

金 額 ¥166,568 .-

令和元年10月分以降の賃料を上記の金額で請求させていただきます。お振込みの
程、宜しくお願い致します。

計算式 $163,540 \div 1.08 \times 1.1 = 166,568$

振込先 三菱UFJ銀行 堺東支店
普通預金 XXXXXXXXXX
有限会社 材庄ビル 峠口和彦

★お客様がご契約される会社名
賃貸人(乙)
シャープファイナンス株式会社
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

シャープリース契約書

(裏面契約約款を承認の上、この契約を締結します。)

③ 正 契 約 書 (SFC用)	
1.新規 2.機種変更 3.増設	申込 種類
機種変更の場合、旧契約番号	
申込年月日 平成 年 月 日	申込 年月日 平成 年 月 日
契約年月日 平成 年 月 日	契約 年月日 平成 年 月 日

所在地 〒 堺市堺区南瓦町3番1号	
社名 フリガナ 公明党堺市議団	
代表者名 団長	
9.法人 個人事業主 (1男・2女)	8.公的機関 設立 年 月 日
代表者	フリガナ
01.自己所有 02.家族所有 03.社宅・官舎 04.借家 05.賃貸マンション 06.公団・公営 08.アパート	居住 年 月 日
代表者	フリガナ

商品名	メーカー名	機種名	台数
10/10/10	NFC	PC-VK26	12
リース物件			
物件設置場所			

(賃借人住所と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入して下さい。

お名前	吉川 敏文
住所	堺市堺区南瓦町3番1号
性別	男
生年月日	1976年 10月 10日
年齢	36歳
家族構成	妻1人 子1人
職業	会社員
収入	年 100万円
保証人	代表者 吉川 敏文

リース開始日	平成 年 月 日
リース終了日	平成 年 月 日
リース期間	60ヶ月
リース料	89700円
消費税等	4776円
合計	94476円
再リース料(年額)	年間リース料×1/10相当額

※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が附加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

お名前	代表者
住所	堺市堺区南瓦町3番1号
性別	男
生年月日	1976年 10月 10日
年齢	36歳
家族構成	妻1人 子1人
職業	会社員
収入	年 100万円
保証人	代表者 吉川 敏文

お名前	代表者
住所	堺市堺区南瓦町3番1号
性別	男
生年月日	1976年 10月 10日
年齢	36歳
家族構成	妻1人 子1人
職業	会社員
収入	年 100万円
保証人	代表者 吉川 敏文

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 人形屋ビルディング4階
シャープファイナンス株式会社 大阪支店
TEL 072-232-1233

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

シャープファイナンス株式会社 大阪支店
TEL 072-232-1233

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 02714- 02714

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

06-4964-6307

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成29年	9月25日	お問い合わせ番号	
商品名	H°-ソナルコンヒーター 赤カ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	平成29年	9月25日から 平成34年	9月24日まで	(60ヵ月)
お支払合計額	5,488,560円	内消費税額	406,560円	

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱東京UFJ銀行 堺 支店 口座番号*****

預金種別 普通 口座名義人 コウメイトリ サイキギタン

お取扱店 ビーシーメディア株式会社
TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 平成29年10月5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	29/11	91,476円	6,776円	5,397,084円
2	29/11	91,476円	6,776円	5,305,608円
3	29/12	91,476円	6,776円	5,214,132円
4	30/1	91,476円	6,776円	5,122,656円
5	30/2	91,476円	6,776円	5,031,180円
6	30/3	91,476円	6,776円	4,939,704円
7	30/4	91,476円	6,776円	4,848,228円
8	30/5	91,476円	6,776円	4,756,752円
9	30/6	91,476円	6,776円	4,665,276円
10	30/7	91,476円	6,776円	4,573,800円
11	30/8	91,476円	6,776円	4,482,324円
12	30/9	91,476円	6,776円	4,390,848円
13	30/10	91,476円	6,776円	4,299,372円
14	30/11	91,476円	6,776円	4,207,896円
15	30/12	91,476円	6,776円	4,116,420円
16	31/1	91,476円	6,776円	4,024,944円
17	31/2	91,476円	6,776円	3,933,468円
18	31/3	91,476円	6,776円	3,841,992円
19	31/4	91,476円	6,776円	3,750,516円
20	31/5	91,476円	6,776円	3,659,040円
21	31/6	91,476円	6,776円	3,567,564円
22	31/7	91,476円	6,776円	3,476,088円
23	31/8	91,476円	6,776円	3,384,612円
24	31/9	91,476円	6,776円	3,293,136円
25	31/10	91,476円	6,776円	3,201,660円
26	31/11	91,476円	6,776円	3,110,184円
27	31/12	91,476円	6,776円	3,018,708円
28	32/1	91,476円	6,776円	2,927,232円
29	32/2	91,476円	6,776円	2,835,756円
30	32/3	91,476円	6,776円	2,744,280円
31	32/4	91,476円	6,776円	2,652,804円
32	32/5	91,476円	6,776円	2,561,328円
33	32/6	91,476円	6,776円	2,469,852円
34	32/7	91,476円	6,776円	2,378,376円
35	32/8	91,476円	6,776円	2,286,900円
36	32/9	91,476円	6,776円	2,195,424円
37	32/10	91,476円	6,776円	2,103,948円
38	32/11	91,476円	6,776円	2,012,472円
39	32/12	91,476円	6,776円	1,920,996円
40	33/1	91,476円	6,776円	1,829,520円
41	33/2	91,476円	6,776円	1,738,044円
42	33/3	91,476円	6,776円	1,646,568円
43	33/4	91,476円	6,776円	1,555,092円
44	33/5	91,476円	6,776円	1,463,616円
45	33/6	91,476円	6,776円	1,372,140円
46	33/7	91,476円	6,776円	1,280,664円
47	33/8	91,476円	6,776円	1,189,188円
48	33/9	91,476円	6,776円	1,097,712円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

シャープリース契約書

③ 正契約書 (SFC用)

1.新規 2.機種変更 3.増設
機種変更の場合、旧契約番号

申込年月日 平成 30 年 12 月 4 日
契約年月日 平成 30 年 12 月 4 日

★お客様がご契約される会社名
賃貸人(乙)
シャープファイナンス株式会社
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目8-13

住所 フリガナ サカイ7ミナミカワラ3番1号
所在地 堺市堺区南瓦町3番1号
社名 公明党堺市議団
代表者名 団長

9.法人 8.公的機関 設立 年 月 日
個人事業主 (1男・2女)

代表者 氏名 性別 年齢 職業 収入
〒 生 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

商品名 シャ-70
メーカー名 MX-M6070
機種名
台数 1

リース開始日 平成 30 年 12 月 4 日
リース終了日 平成 30 年 12 月 4 日

お勤め先 自営
所在地 大阪府堺市
お勤め先 自営
所在地 大阪府堺市

物件設置場所
物件住所と異なる場合は、設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入して下さい。

お名前 住居 氏名 性別 年齢 職業 収入
〒 生 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

リース期間 30 日
リース開始日 平成 30 年 12 月 4 日
リース終了日 平成 30 年 12 月 4 日

お名前 住居 氏名 性別 年齢 職業 収入
〒 生 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

リース料(月額) 年間リース料×1/10相当額
リース料 30 000 円
消費税等 2 400 円
合計 32 400 円

お名前 住居 氏名 性別 年齢 職業 収入
〒 生 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

リース料(月額) 年間リース料×1/10相当額
リース料 30 000 円
消費税等 2 400 円
合計 32 400 円

取扱店 (商品についてのお問合せ先)
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目8-13 大和証券ビルディング4階
シャープファイナンス株式会社 大阪支店
TEL 072-232-1233

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 02098-02098

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
06-4964-6307

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	平成30年 1月31日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	平成30年 1月31日から 平成35年 1月30日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,944,000円	内消費税額	144,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱東京UFJ銀行	堺	支店	口座番号
預金種別	普通	口座名義人	コウメイウ サカイギン

お取扱店

ビーシーメディア株式会社

TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 平成30年 2月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残高
1	30 3	32,400円	2,400円	191,160円
2	30 4	32,400円	2,400円	187,920円
3	30 5	32,400円	2,400円	184,680円
4	30 6	32,400円	2,400円	181,440円
5	30 7	32,400円	2,400円	178,200円
6	30 8	32,400円	2,400円	174,960円
7	30 9	32,400円	2,400円	171,720円
8	30 10	32,400円	2,400円	168,480円
9	30 11	32,400円	2,400円	165,240円
10	30 12	32,400円	2,400円	162,000円
11	31 1	32,400円	2,400円	158,760円
12	31 2	32,400円	2,400円	155,520円
13	31 3	32,400円	2,400円	152,280円
14	31 4	32,400円	2,400円	149,040円
15	31 5	32,400円	2,400円	145,800円
16	31 6	32,400円	2,400円	142,560円
17	31 7	32,400円	2,400円	139,320円
18	31 8	32,400円	2,400円	136,080円
19	31 9	32,400円	2,400円	132,840円
20	31 10	32,400円	2,400円	129,600円
21	31 11	32,400円	2,400円	126,360円
22	31 12	32,400円	2,400円	123,120円
23	32 1	32,400円	2,400円	119,880円
24	32 2	32,400円	2,400円	116,640円
25	32 3	32,400円	2,400円	113,400円
26	32 4	32,400円	2,400円	110,160円
27	32 5	32,400円	2,400円	106,920円
28	32 6	32,400円	2,400円	103,680円
29	32 7	32,400円	2,400円	100,440円
30	32 8	32,400円	2,400円	97,200円
31	32 9	32,400円	2,400円	93,960円
32	32 10	32,400円	2,400円	90,720円
33	32 11	32,400円	2,400円	87,480円
34	32 12	32,400円	2,400円	84,240円
35	33 1	32,400円	2,400円	81,000円
36	33 2	32,400円	2,400円	77,760円
37	33 3	32,400円	2,400円	74,520円
38	33 4	32,400円	2,400円	71,280円
39	33 5	32,400円	2,400円	68,040円
40	33 6	32,400円	2,400円	64,800円
41	33 7	32,400円	2,400円	61,560円
42	33 8	32,400円	2,400円	58,320円
43	33 9	32,400円	2,400円	55,080円
44	33 10	32,400円	2,400円	51,840円
45	33 11	32,400円	2,400円	48,600円
46	33 12	32,400円	2,400円	45,360円
47	34 1	32,400円	2,400円	42,120円
48	34 2	32,400円	2,400円	38,880円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

Na1125(19.12改)
控(お客様用)

754
[リ]

リース申込者印 個人事業主の個人印記 連帯保証人予定者 お支払口座 国名 郵便番号

✱

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 01673- 01673

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

【営業時間 9時～17時30分(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 5月25日		お問い合わせ番号	
商品名	リーハ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2020年 5月25日から 2025年 5月24日まで (60ヵ月)			
お支払合計額		1,174,800円	内消費税額	106,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行 堺 支店 口座番号*****

預金種別 普通 口座名義人 コウメイトウ サイキタツ

お取扱店 ビーシーメディア株式会社
TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 2020年 6月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	2020 7	19,580円	1,780円	11,552,200円
2	2020 8	19,580円	1,780円	11,135,640円
3	2020 9	19,580円	1,780円	11,116,060円
4	2020 10	19,580円	1,780円	10,964,480円
5	2020 11	19,580円	1,780円	10,769,000円
6	2020 12	19,580円	1,780円	10,573,320円
7	2021 1	19,580円	1,780円	10,377,740円
8	2021 2	19,580円	1,780円	10,181,160円
9	2021 3	19,580円	1,780円	9,985,580円
10	2021 4	19,580円	1,780円	9,790,000円
11	2021 5	19,580円	1,780円	9,594,420円
12	2021 6	19,580円	1,780円	9,398,840円
13	2021 7	19,580円	1,780円	9,203,260円
14	2021 8	19,580円	1,780円	9,007,680円
15	2021 9	19,580円	1,780円	8,811,100円
16	2021 10	19,580円	1,780円	8,615,520円
17	2021 11	19,580円	1,780円	8,419,940円
18	2021 12	19,580円	1,780円	8,224,360円
19	2022 1	19,580円	1,780円	8,028,780円
20	2022 2	19,580円	1,780円	7,833,200円
21	2022 3	19,580円	1,780円	7,637,620円
22	2022 4	19,580円	1,780円	7,442,040円
23	2022 5	19,580円	1,780円	7,246,460円
24	2022 6	19,580円	1,780円	7,050,880円
25	2022 7	19,580円	1,780円	6,855,300円
26	2022 8	19,580円	1,780円	6,659,720円
27	2022 9	19,580円	1,780円	6,464,140円
28	2022 10	19,580円	1,780円	6,268,560円
29	2022 11	19,580円	1,780円	6,072,980円
30	2022 12	19,580円	1,780円	5,877,400円
31	2023 1	19,580円	1,780円	5,681,820円
32	2023 2	19,580円	1,780円	5,486,240円
33	2023 3	19,580円	1,780円	5,290,660円
34	2023 4	19,580円	1,780円	5,095,080円
35	2023 5	19,580円	1,780円	4,899,500円
36	2023 6	19,580円	1,780円	4,703,920円
37	2023 7	19,580円	1,780円	4,508,340円
38	2023 8	19,580円	1,780円	4,312,760円
39	2023 9	19,580円	1,780円	4,117,180円
40	2023 10	19,580円	1,780円	3,921,600円
41	2023 11	19,580円	1,780円	3,726,020円
42	2023 12	19,580円	1,780円	3,530,440円
43	2024 1	19,580円	1,780円	3,334,860円
44	2024 2	19,580円	1,780円	3,139,280円
45	2024 3	19,580円	1,780円	2,943,700円
46	2024 4	19,580円	1,780円	2,748,120円
47	2024 5	19,580円	1,780円	2,552,540円
48	2024 6	19,580円	1,780円	2,356,960円

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
49	2024 7	19,580円	1,780円	2,161,380円
50	2024 8	19,580円	1,780円	1,965,800円
51	2024 9	19,580円	1,780円	1,770,220円
52	2024 10	19,580円	1,780円	1,574,640円
53	2024 11	19,580円	1,780円	1,379,060円
54	2024 12	19,580円	1,780円	1,183,480円
55	2025 1	19,580円	1,780円	987,900円
56	2025 2	19,580円	1,780円	792,320円
57	2025 3	19,580円	1,780円	596,740円
58	2025 4	19,580円	1,780円	391,160円
59	2025 5	19,580円	1,780円	195,580円
60	2025 6	19,580円	1,780円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

1673 XB01

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

01932-01932

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年12月14日	お問い合わせ番号	
商品名	レーザープリンター ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年12月14日から 2025年12月13日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	561,000 円	内消費税額	51,000 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトウ カイシキタン

お取扱店 ビーシーメディア株式会社

TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 2020年 12月 25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	21 2	9,350 円	850 円	551,650 円
2	21 2	9,350 円	850 円	542,300 円
3	21 3	9,350 円	850 円	532,950 円
4	21 4	9,350 円	850 円	523,600 円
5	21 5	9,350 円	850 円	514,250 円
6	21 6	9,350 円	850 円	504,900 円
7	21 7	9,350 円	850 円	495,550 円
8	21 8	9,350 円	850 円	486,200 円
9	21 9	9,350 円	850 円	476,850 円
10	21 10	9,350 円	850 円	467,500 円
11	21 11	9,350 円	850 円	458,150 円
12	21 12	9,350 円	850 円	448,800 円
13	22 1	9,350 円	850 円	439,450 円
14	22 2	9,350 円	850 円	430,100 円
15	22 3	9,350 円	850 円	420,750 円
16	22 4	9,350 円	850 円	411,400 円
17	22 5	9,350 円	850 円	402,050 円
18	22 6	9,350 円	850 円	392,700 円
19	22 7	9,350 円	850 円	383,350 円
20	22 8	9,350 円	850 円	374,000 円
21	22 9	9,350 円	850 円	364,650 円
22	22 10	9,350 円	850 円	355,300 円
23	22 11	9,350 円	850 円	345,950 円
24	22 12	9,350 円	850 円	336,600 円
25	23 1	9,350 円	850 円	327,250 円
26	23 2	9,350 円	850 円	317,900 円
27	23 3	9,350 円	850 円	308,550 円
28	23 4	9,350 円	850 円	299,200 円
29	23 5	9,350 円	850 円	289,850 円
30	23 6	9,350 円	850 円	280,500 円
31	23 7	9,350 円	850 円	271,150 円
32	23 8	9,350 円	850 円	261,800 円
33	23 9	9,350 円	850 円	252,450 円
34	23 10	9,350 円	850 円	243,100 円
35	23 11	9,350 円	850 円	233,750 円
36	23 12	9,350 円	850 円	224,400 円
37	24 1	9,350 円	850 円	215,050 円
38	24 2	9,350 円	850 円	205,700 円
39	24 3	9,350 円	850 円	196,350 円
40	24 4	9,350 円	850 円	187,000 円
41	24 5	9,350 円	850 円	177,650 円
42	24 6	9,350 円	850 円	168,300 円
43	24 7	9,350 円	850 円	158,950 円
44	24 8	9,350 円	850 円	149,600 円
45	24 9	9,350 円	850 円	140,250 円
46	24 10	9,350 円	850 円	130,900 円
47	24 11	9,350 円	850 円	121,550 円
48	24 12	9,350 円	850 円	112,200 円

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
49	25 1	9,350 円	850 円	102,850 円
50	25 2	9,350 円	850 円	93,500 円
51	25 3	9,350 円	850 円	84,150 円
52	25 4	9,350 円	850 円	74,800 円
53	25 5	9,350 円	850 円	65,450 円
54	25 6	9,350 円	850 円	56,100 円
55	25 7	9,350 円	850 円	46,750 円
56	25 8	9,350 円	850 円	37,400 円
57	25 9	9,350 円	850 円	28,050 円
58	25 10	9,350 円	850 円	18,700 円
59	25 11	9,350 円	850 円	9,350 円
60	25 12	9,350 円	850 円	0 円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

No1125(19.12改)

1

買受人(乙) シャープファイナンス(株)

上町2丁目3-13

タ- TEL0570-003338

[illegible][illegible]

ゆうちょう銀行以外の金融機関	コード								ゆうちょう銀行
三友UFJ	(銀行)信用金庫 信用組合・農協	本店 支店	甲子会	種目コード	34	申込先 加入番号	申込生 口座番号	シャープアイナンス株式会社	
	預金種別	口座番号		通帳記号	0	通帳番号(右ツメ記入)			
④普通 (総合口座) 2.当座				フリガナ	メイギニン				
名義人(金融機関お付け名義通りにご記入ください。)									
名義人									
公明党堺市議団									
役職名※									ヤクシヨクメイ
代表者名※									ダイヒョウシヤメイ
□座名義人									

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちよ銀行を除く。

商 品 名	メーカ一 名	機 種 名	台 数
印刷機	理想社工業	GD7330	2
リ			
ー			
ス			
物			
件			
6			

(買替人住所と異なる場合) 2570-6079 埼玉県 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市

台 570-6079 埼玉県 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市 さいたま市

物件設置場所

リース期間	リース開始日から7ヶ月
リース開始予定日	20年 月 日
リース開始日	20年 月 日

リース料額	リース料	消費税等	合計
95680円			
9560円			
105160円			

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

リース料	第1回目	20	年	月	支払日	毎月3()日	支払方法	口座振替・銀行振込
支払月	第2回目	20	年	月	支払日		支払方法	口座振替・銀行振込
	最終回	20	年	月	支払日		支払方法	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座

再リース料
(年額)

月保	額料	保守料 消費稅等					代理受領 期間	第1回目 量終回	20年	月
月保	額料	保守料 消費稅等								

特約条項	
------	--

保守会社 (保守についてのお問合せ先)		取次店 (商品についてのお問合せ先)	
		〒590-0043 堺市堺区一条通17-25 ピーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本友輔 TEL 072-232-1233	
SFC使用欄		支払	
K ^G (秘入)	予定日	納日	
用 裁	保守接續 保守費		
No		担当者	

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 01633- 01633

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13

大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 3月29日		お問い合わせ番号	
商品名	ｼﾞﾑｾﾞｲﾝｼｻﾁ ﾎｶ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2021年 3月29日から 2027年 3月28日まで (72ヵ月)			
お支払合計額	7,571,520 円		内消費税額	688,320 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	ｺｳﾒｲﾄｳ ﾘｶｲｼｷﾞﾀﾝ
お取扱店	ビーシーメディア株式会社		
	TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2021年 4月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	21 5	105,160 円	9,560 円	746,636 円
2	21 6	105,160 円	9,560 円	736,120 円
3	21 7	105,160 円	9,560 円	725,604 円
4	21 8	105,160 円	9,560 円	715,088 円
5	21 9	105,160 円	9,560 円	704,572 円
6	21 10	105,160 円	9,560 円	694,056 円
7	21 11	105,160 円	9,560 円	683,540 円
8	21 12	105,160 円	9,560 円	673,024 円
9	22 1	105,160 円	9,560 円	662,508 円
10	22 2	105,160 円	9,560 円	651,992 円
11	22 3	105,160 円	9,560 円	641,476 円
12	22 4	105,160 円	9,560 円	630,960 円
13	22 5	105,160 円	9,560 円	620,444 円
14	22 6	105,160 円	9,560 円	609,928 円
15	22 7	105,160 円	9,560 円	599,412 円
16	22 8	105,160 円	9,560 円	588,896 円
17	22 9	105,160 円	9,560 円	578,380 円
18	22 10	105,160 円	9,560 円	567,864 円
19	22 11	105,160 円	9,560 円	557,348 円
20	22 12	105,160 円	9,560 円	546,832 円
21	23 1	105,160 円	9,560 円	536,316 円
22	23 2	105,160 円	9,560 円	525,800 円
23	23 3	105,160 円	9,560 円	515,284 円
24	23 4	105,160 円	9,560 円	504,768 円
25	23 5	105,160 円	9,560 円	494,252 円
26	23 6	105,160 円	9,560 円	483,736 円
27	23 7	105,160 円	9,560 円	473,220 円
28	23 8	105,160 円	9,560 円	462,704 円
29	23 9	105,160 円	9,560 円	452,188 円
30	23 10	105,160 円	9,560 円	441,672 円
31	23 11	105,160 円	9,560 円	431,156 円
32	23 12	105,160 円	9,560 円	420,640 円
33	24 1	105,160 円	9,560 円	410,124 円
34	24 2	105,160 円	9,560 円	399,608 円
35	24 3	105,160 円	9,560 円	389,092 円
36	24 4	105,160 円	9,560 円	378,576 円
37	24 5	105,160 円	9,560 円	368,060 円
38	24 6	105,160 円	9,560 円	357,544 円
39	24 7	105,160 円	9,560 円	347,028 円
40	24 8	105,160 円	9,560 円	336,512 円
41	24 9	105,160 円	9,560 円	325,996 円
42	24 10	105,160 円	9,560 円	315,480 円
43	24 11	105,160 円	9,560 円	304,964 円
44	24 12	105,160 円	9,560 円	294,448 円
45	25 1	105,160 円	9,560 円	283,932 円
46	25 2	105,160 円	9,560 円	273,416 円
47	25 3	105,160 円	9,560 円	262,900 円
48	25 4	105,160 円	9,560 円	252,384 円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

1633 XB01

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団

様

() 01522-01522

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年12月	2日	お問い合わせ番号	
商品名	H°-ソナルコンヒ°1-ター ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2021年12月	2日から	2026年12月	1日まで (60ヵ月)
お支払合計額	752,400円	内消費税額	68,400円	

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行 堺 支店 口座番号*****

預金種別 普通 口座名義人 コウメイウ リカイキタン

お取扱店 ビーシーメディア株式会社

TEL 0722-32-1233

お支払明細

作成日 2021年 12月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	22 1	12540円	1140円	739860円
2	22 2	12540円	1140円	727320円
3	22 3	12540円	1140円	714780円
4	22 4	12540円	1140円	702240円
5	22 5	12540円	1140円	689700円
6	22 6	12540円	1140円	677160円
7	22 7	12540円	1140円	664620円
8	22 8	12540円	1140円	652080円
9	22 9	12540円	1140円	639540円
10	22 10	12540円	1140円	627000円
11	22 11	12540円	1140円	614460円
12	22 12	12540円	1140円	601920円
13	23 1	12540円	1140円	589380円
14	23 2	12540円	1140円	576840円
15	23 3	12540円	1140円	564300円
16	23 4	12540円	1140円	551760円
17	23 5	12540円	1140円	539220円
18	23 6	12540円	1140円	526680円
19	23 7	12540円	1140円	514140円
20	23 8	12540円	1140円	501600円
21	23 9	12540円	1140円	489060円
22	23 10	12540円	1140円	476520円
23	23 11	12540円	1140円	463980円
24	23 12	12540円	1140円	451440円
25	24 1	12540円	1140円	438900円
26	24 2	12540円	1140円	426360円
27	24 3	12540円	1140円	413820円
28	24 4	12540円	1140円	401280円
29	24 5	12540円	1140円	388740円
30	24 6	12540円	1140円	376200円
31	24 7	12540円	1140円	363660円
32	24 8	12540円	1140円	351120円
33	24 9	12540円	1140円	338580円
34	24 10	12540円	1140円	326040円
35	24 11	12540円	1140円	313500円
36	24 12	12540円	1140円	300960円
37	25 1	12540円	1140円	288420円
38	25 2	12540円	1140円	275880円
39	25 3	12540円	1140円	263340円
40	25 4	12540円	1140円	250800円
41	25 5	12540円	1140円	238260円
42	25 6	12540円	1140円	225720円
43	25 7	12540円	1140円	213180円
44	25 8	12540円	1140円	200640円
45	25 9	12540円	1140円	188100円
46	25 10	12540円	1140円	175560円
47	25 11	12540円	1140円	163020円
48	25 12	12540円	1140円	150480円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第一支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

当欄にも捺印をお願いします

② 正 実 利 害 (STC用)

申込年月日	20 22 年	01 月	13 日
契約年月日	20 年		

[illegible]

※法人様名義の口座の場合にご記入ください。ゆうち、銀行を除く。

[illegible]

リース料 支払月	第1回目	20	年	月
	第2回目	20	年	月
	最終回	20	年	月

再リース料 (年額)	月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税率が 付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)											
月 保 守 料	保 守 料						円	代 理 受 領 期 間	第 1 回 目	20	年	月
	消 費 税 等						円		最 終 回	20	年	月
	合 計						円	保 守 料 総 額 (税込)				円

圖書集成

保守会社 (保守についてのお問合せ先)		取扱店 (商品についてのお問合せ先)																		
<table border="1"> <tr> <td>K G (保守)</td> <td>SFC使用欄</td> <td>支払</td> <td>締日</td> <td>支払</td> </tr> <tr> <td>相 殺</td> <td></td> <td>予定日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保守期間 (保守)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		K G (保守)	SFC使用欄	支払	締日	支払	相 殺		予定日					保守期間 (保守)			<table border="1"> <tr> <td>No</td> <td>担当者</td> </tr> </table>		No	担当者
K G (保守)	SFC使用欄	支払	締日	支払																
相 殺		予定日																		
		保守期間 (保守)																		
No	担当者																			

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3-1

公明党 堺市議団 御中

() 01208- 01208

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13

大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月	3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年 1月26日		お問い合わせ番号	
商品名	UTMソウチ(SA) ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2022年 1月26日から 2027年 1月25日まで (60ヵ月)			
お支払合計額	858,000円		内消費税額	78,000円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行		堺	支店	口座番号*****
預金種別 普通		口座名義人 コウメイトウ サカイキタツ		
お取扱店	ビーシーメディア株式会社			
	TEL 0722-32-1233			

お支払明細

作成日 2022年 2月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	22 3	14,300円	1,300円	84,370円
2	22 3	14,300円	1,300円	82,940円
3	22 4	14,300円	1,300円	81,510円
4	22 5	14,300円	1,300円	80,080円
5	22 6	14,300円	1,300円	78,650円
6	22 7	14,300円	1,300円	77,220円
7	22 8	14,300円	1,300円	75,790円
8	22 9	14,300円	1,300円	74,360円
9	22 10	14,300円	1,300円	72,930円
10	22 11	14,300円	1,300円	71,500円
11	22 12	14,300円	1,300円	70,070円
12	23 1	14,300円	1,300円	68,640円
13	23 2	14,300円	1,300円	67,210円
14	23 3	14,300円	1,300円	65,780円
15	23 4	14,300円	1,300円	64,350円
16	23 5	14,300円	1,300円	62,920円
17	23 6	14,300円	1,300円	61,490円
18	23 7	14,300円	1,300円	60,060円
19	23 8	14,300円	1,300円	58,630円
20	23 9	14,300円	1,300円	57,200円
21	23 10	14,300円	1,300円	55,770円
22	23 11	14,300円	1,300円	54,340円
23	23 12	14,300円	1,300円	52,910円
24	24 1	14,300円	1,300円	51,480円
25	24 2	14,300円	1,300円	50,050円
26	24 3	14,300円	1,300円	48,620円
27	24 4	14,300円	1,300円	47,190円
28	24 5	14,300円	1,300円	45,760円
29	24 6	14,300円	1,300円	44,330円
30	24 7	14,300円	1,300円	42,900円
31	24 8	14,300円	1,300円	41,470円
32	24 9	14,300円	1,300円	40,040円
33	24 10	14,300円	1,300円	38,610円
34	24 11	14,300円	1,300円	37,180円
35	24 12	14,300円	1,300円	35,750円
36	25 1	14,300円	1,300円	34,320円
37	25 2	14,300円	1,300円	32,890円
38	25 3	14,300円	1,300円	31,460円
39	25 4	14,300円	1,300円	30,030円
40	25 5	14,300円	1,300円	28,600円
41	25 6	14,300円	1,300円	27,170円
42	25 7	14,300円	1,300円	25,740円
43	25 8	14,300円	1,300円	24,310円
44	25 9	14,300円	1,300円	22,880円
45	25 10	14,300円	1,300円	21,450円
46	25 11	14,300円	1,300円	20,020円
47	25 12	14,300円	1,300円	18,590円
48	26 1	14,300円	1,300円	17,160円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

1208 XB01



契約番号: 193497
2022年(月)13日

UTMサポートサービス契約書

甲：保守委託者（お客様） 住所：堺市堺区南瓦町3番1号
会社名：公明党堺市議団
氏名：吉川敏文
電話番号：TEL 072-228-7203



乙：保守受託者 住所：大阪府堺市堺区一条通17-25
会社名：ピーシーメディア株式会社
氏名：代表取締役 岡本 友輔
電話番号：072-232-1233



保守委託者（以下「甲」という）と保守受託者（以下「乙」という）とは、以下記載の各条項にしたがい、この契約を締結します。

契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとします。

契約内容		
1	対象システム	(ハードウェアの明細は表-1による)
2	設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館 11階 (TEL) 072-228-7203
3	期間	2022年(月)6日 ~ 2027年(月)5日まで (自動更新有り)
4	料金と支払い条件	月額料金: ¥1,000-
		消費税: ¥100-
		合計: ¥1,100-
		支払方法: ☒ 振込 ☐ 銀行振込
5	乙の連絡先	大阪府堺市堺区一条通17-25 ピーシーメディア株式会社 (TEL) 072-232-1233 / (FAX) 072-232-0515
6	その他	

サポートサービス契約対象機器表

	機器名称・型番	シリアルNo
1	CP155e	
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		

サポート対象ソフトウェア

	種 類	ユーザー数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町3番地1号

公明党 堺市議団

様

(00812-00812

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3 日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2022年12月22日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルフクロウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2022年12月22日から 2027年12月21日まで (60ヵ月)		
お支払合計額		1,980,000 円	内消費税額 180,000 円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示していません。

三菱UFJ銀行	堺	支店	口座番号*****
預金種別	普通	口座名義人	コウメイトウ サカイギン
お取扱店	ビーシーメディア株式会社 TEL 0722-32-1233		

お支払明細

作成日 2023年 1月 5日

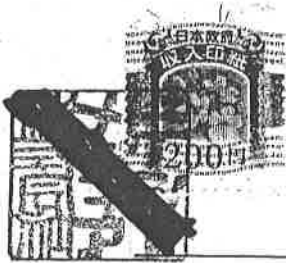
このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払 回数	お支払 年・月	お支払金額	内 消費税額	お支払後の 残 高
1	23/2	33,000 円	3,000 円	194,700 円
2	23/3	33,000 円	3,000 円	191,400 円
3	23/4	33,000 円	3,000 円	188,100 円
4	23/5	33,000 円	3,000 円	184,800 円
5	23/6	33,000 円	3,000 円	181,500 円
6	23/7	33,000 円	3,000 円	178,200 円
7	23/8	33,000 円	3,000 円	174,900 円
8	23/9	33,000 円	3,000 円	171,600 円
9	23/10	33,000 円	3,000 円	168,300 円
10	23/11	33,000 円	3,000 円	165,000 円
11	23/12	33,000 円	3,000 円	161,700 円
12	24/1	33,000 円	3,000 円	158,400 円
13	24/2	33,000 円	3,000 円	155,100 円
14	24/3	33,000 円	3,000 円	151,800 円
15	24/4	33,000 円	3,000 円	148,500 円
16	24/5	33,000 円	3,000 円	145,200 円
17	24/6	33,000 円	3,000 円	141,900 円
18	24/7	33,000 円	3,000 円	138,600 円
19	24/8	33,000 円	3,000 円	135,300 円
20	24/9	33,000 円	3,000 円	132,000 円
21	24/10	33,000 円	3,000 円	128,700 円
22	24/11	33,000 円	3,000 円	125,400 円
23	24/12	33,000 円	3,000 円	122,100 円
24	25/1	33,000 円	3,000 円	118,800 円
25	25/2	33,000 円	3,000 円	115,500 円
26	25/3	33,000 円	3,000 円	112,200 円
27	25/4	33,000 円	3,000 円	108,900 円
28	25/5	33,000 円	3,000 円	105,600 円
29	25/6	33,000 円	3,000 円	102,300 円
30	25/7	33,000 円	3,000 円	99,000 円
31	25/8	33,000 円	3,000 円	95,700 円
32	25/9	33,000 円	3,000 円	92,400 円
33	25/10	33,000 円	3,000 円	89,100 円
34	25/11	33,000 円	3,000 円	85,800 円
35	25/12	33,000 円	3,000 円	82,500 円
36	26/1	33,000 円	3,000 円	79,200 円
37	26/2	33,000 円	3,000 円	75,900 円
38	26/3	33,000 円	3,000 円	72,600 円
39	26/4	33,000 円	3,000 円	69,300 円
40	26/5	33,000 円	3,000 円	66,000 円
41	26/6	33,000 円	3,000 円	62,700 円
42	26/7	33,000 円	3,000 円	59,400 円
43	26/8	33,000 円	3,000 円	56,100 円
44	26/9	33,000 円	3,000 円	52,800 円
45	26/10	33,000 円	3,000 円	49,500 円
46	26/11	33,000 円	3,000 円	46,200 円
47	26/12	33,000 円	3,000 円	42,900 円
48	27/1	33,000 円	3,000 円	39,600 円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。
<営業担当窓口> 大阪第二支店
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング



複合機メンテナンス契約書

公明党堺市議団

様(甲) と保守サービス契約店

ビーシーメディア株式会社(乙)とは、複合機の保守サービスに関して、
以下のとおり契約を締結致します。

機 種 BP-70M65

機 番 25001257

設 置 日 2022/12/22

設 置 場 所 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 本館 11階

保守サービス形態 カウンター料金形態とし、通常使用状況内において、複合機本体の
修理・点検・調整及び部品の交換に必要な費用はカウンター料金に
含まれます。但し、特定部品(外装等)は有償となります。

カウンター料金
(トナー込み)

合 算 基 本 料 金

2,000 円/月

ブラック

一 律

1.5 円

カウンター料金計算開始日 2022年 12月 22日

開始カウント ブラック 23 カウント / カラー 0 カウント

☐ 設定おまかせサービス(1,000円/月)に申し込む

※ 乙が毎月サイクルでリモート検針又は電話連絡にてカウンター値をチェックします。

※ 契約有効期限は、6年間とし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれから解約の申入れがない場合、
更に1年間自動更新し以後も同様とします。甲は、本契約の最初の更新時に限り1 カウント当りの
カウンター料金が 20%上昇することについて、予め同意するものとします。

補修用性能部品に関しては、メーカー保有期間に準ずるものとします。

※ 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

本契約の成立の証として、本書を2通作成し、各々記名押印の上、各1通を保管する。

<販売店使用欄>

甲	堺市堺区南瓦町3番1号 公明党堺市議団 吉川敏文 TEL 072-228-7203	
住所氏名		
乙	〒590-0048 堺市堺区一条通17-25 ビーシーメディア株式会社 代表取締役 岡本 友輔 tel 072-232-1233(代)	
住所氏名		

出張報告書

2022年9月30日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

横須賀市・・・本市は議会力向上会議等で、市民に資する議会となるよう努めている。様々な自治体の施策の中、特色ある取組をしている横須賀市の政策検討会議の取組を調査し、本市の政策に役立てることを目的とする。

府中市・・・本市も中心市街地活性化をめざし様々に取り組んでいるが、府中市は、一般社団法人「まちづくり府中」との協働で中心市街地活性化を進めてきた。府中市の中心市街地の活性化と「まちづくり府中」を調査することによって、本市の更なる施策に役立てることを目的とする。

2. 期間 R4年 8月2日（火）～R4年8月3日（水）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8月2日（火）	13:30～15:00	神奈川県横須賀市（施策説明・質疑応答）
②	8月3日（水）	10:00～12:00	東京都府中市（施策説明・質疑応答）
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 参加者

公明党堺市議団・・・宮本恵子、上田勝人、小野伸也、田代優子 以上4名

5. 面談者

横須賀市・・・総務調査課長、議事課課長補佐、議事課主任

府中市・・・産業振興課長、産業振興課長補佐、産業振興課商工係、一般社団

法人まちづくり府中 タウンマネージャー

報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【横須賀市 政策検討会議について】

取組の概要

横須賀市の議会改革、政策立案や提言の出来る議員の資質向上をめざし、他都市の視察を重ねてきた。H28年11月28日に公明党の議長から、「政策検討会議・課題別検討会議」の設置の提案があったことを踏まえ、同年11月14日より「(仮称)政策検討会議等準備会」が設置された。

これにより、議会の政策の検討及び提案を積極的に行い、「特定の目的について検討を行う為の場」のひとつとして、議員の任期（4年間）で議会が取り組むべき課題の協議、実行計画を策定し計画的に取組んできた。

H29年3月24日に議会基本条例改正案を全会一致で可決し、同年5月1日「政策検討会議」を設置。

政策形成サイクルとして、

P（政策検討会議：課題の抽出・選定、4年間の実行計画策定と進捗管理、課題別検討会議の設置）→

D（課題別検討会議：専門的・市民意見の聴取、政策素案の策定、市民への報告等）→

C（部門別常任委員会：条例等の検証と評価）→

A（部門別常任委員会：条例等の検証結果の報告と反映）→

P→と、PDCA サイクルを回しながら、市民生活の向上をめざしてきた案件を市民への報告及び懇談会等で広くお知らせする。

取組の詳細

○P（実行計画の策定）

課題選定プロセス

各会派からテーマを提案し、全会派が賛同し、議会全体で実行計画として取組む事がふさわしいテーマであるか確認、評価（点数化する）、選定する。

○D（政策立案）

政策立案の基本協議を課題別に検討会議を開き、専門家・市民の意見聴取、政策提言・条例素案の協議、市民への報告及び懇談会の開催。

○C（政策の検証）

常任委員会の所管事務調査として検証を行うこととし、議会運営委員会申し合わせ事項に実施方法を規定。

政策検討会議と所管部局、各常任委員会で、どうしたら検証がうまくいくかを資料提供依頼、資料提供、検証を検討すべき条例一覧と資料の提供、検証の必要性を協議、所管事務調査により条例検証、協議結果を報告等、互いのやり取りを行う。

○A（政策への反映・改善）

常任委員会における検証、委員間協議、政策への反映・課題解決への手立てを行い、本会議における委員長報告で全議員共有する。

◎今期を振り返って・・・

1期4年間のクリアは初めてであり、次期実行計画について計画の数や課題選定の時期等、課題も見えた。その中でも、検証にまで至った「ゴミ屋敷問題」については、再発に

どう対処するか、何段階もステップが必要な為、市民が安心できるよう簡略化することも考えていくとの事。「まずは取り組んでみよう」との議会の意気込みでこの4年間は「トライ&エラー」であったが、これからもブラッシュアップするとの議会の覚悟が見られた。

本市の市政に対しての考察

本市でも議会改革をめざし、議会力向上会議などに取り組んでいるが、横須賀市の様に、各会派から提出された案件について、全議員の共通課題として1期4年間で取り組む「政策検討会議」のような会議は無い為、とても勉強になった。

また専門家・市民の意見交換、またその後の市民への報告、懇談会等、議会報告会の新たな手法として検討されていることも本市も参考に出来るところがある。

本市でも、今回、議会報告会（R4.11.13）で広く市民の声を聴き、政策実現する第一歩として、中学生の意見を聴く取組を初めて行う。

今後も議会力向上会議を中心に、横須賀市の様な取組も紹介しながら、政策立案や提言の出来る議員の資質向上をめざし、議会力向上をめざして参りたい。

【府中市 中心市街地の活性化と「まちづくり府中」について】

取組の概要

中心市街地活性化に至った経緯として、近隣市の大規模商業施設の整備による消費者行動に変化が生まれ、市内の商業用地から住宅用地への転換により、人工増加による市民交流の機会の創出やこれまで育んできた歴史・文化資源の将来への継承の必要から、中心市街地活性化に至った。

取組の詳細

○上記の課題を解決するための手段として、魅力とにぎわいを創出する府中市の「顔」にふさわしい中心市街地を形成するため、市民の意見等を踏まえ、H28年に「府中市中心市街地活性化基本計画」を策定した。

計画期間：H28 年 7 月～R4 年 3 月（5 年 9 か月）

課題：①経済活力の向上 ②回遊性の創出 ③市民交流の増進

考え方：府中市が誇る「歴史・文化資源」をいかしたにぎわいづくり

テーマ：「にぎわい創出により市民や来訪者が集い交流する文化・歴史ある中心市街地の形成」

方針：①商業の活性化の推進による魅力あふれるまちづくり ②地域資源をいかしたにぎわいのあるまちづくり ③文化・歴史を育み暮らしやすいまちづくり

評価：ソフト事業について－エリアマネジメント組織である、一般社団法人まちづくり府中の事業を中心に進展。各種事業（者）との連携による新たな価値や効果を生み出すエリアイベント事業を実施。商業活性化とにぎわいの創出に一定の効果があった。

コロナ禍で外出が減少した R2 年度以降を除くと毎年増加傾向にある。一社）まちづくり府中が設立されたこともあり、市、商工会議所、観光協会、地域内事業者等が連携してエリア全体の協働事業が実施されるなど、商業の活性化及び地域資源の活用に繋がる仕組みづくりがなされた。

○府中市中心市街地活性化ビジョンについて

計画期間：R4 年度～R12 年度（9 年間）

背景と目的：中心市街地活性化基本計画期間は終了したものの、コロナ禍からの復興や高齢化社会などによる地域の衰退といった社会課題を解決し、持続可能なまちづくりを実現していくためには、中心市街地活性化について継続的に取り組む必要があると考え、これまでの基本計画において優れた部分の継承、最新の社会情勢や時代背景に即した、新たな取り組みの方向性を示すため、府中市中心市街地活性化ビジョンを策定した。

中心市街地活性化ビジョンのテーマと方針

課題：中心市街地活性化基本計画の課題を見直し改めてまとめた。

① 経済活力の向上 ②回遊性の創出 ③市民交流の増進

↓新たな課題として加えた課題

③ SDGs の推進

◎ビジョンの基本理念：“府中らしさ”を活かしあう、求心力のある中心市街地の形成

ビジョンの基本方針：

- ① 地域資源をいかしたにぎわいと回遊性のあるまちづくり
- ② 多様な主体が連携した一体感のあるまちづくり
- ③時代の変化に呼応する持続可能なまちづくり

◎ビジョンの実現に向けた施策

- ① にぎわい創出事業（人を集める）
- ② 商業活性化事業（売り上げを増やす）
- ③ 回遊性創出事業（人が動く）
- ④ エリアマネジメント事業（人が交わる）
- ⑤調査・研修事業（まちを分析する）

今後、SDGs の推進を新たに時代の変化に呼応する持続可能なまちづくりの視点を入れ、魅力とにぎわいを創出する府中市の「顔」にふさわしい中心市街地の形成をめざす。

本市の市政に対しての考察

本市と府中市は、歴史と文化に恵まれた都市であり、共通する部分もあり参考になる事例が多く感じた。

府中市は「一般社団法人 まちづくり府中」がソフト面でも事業をしっかりと支え、熱い意欲を持って果敢に具体的なまちづくりに取り組んでいる印象であった。

本市も中心市街地活性化に取り組んでいるが、点(エリア)での整備の戦略が前面に押し出され、中心市街地活性化のビジョンが見えてこないと会派としても指摘してきた。

府中市の「一般社団法人 まちづくり府中」の様なソフト面での推進を強力に推し進める機関との連携も今後益々、重要と感じる。本市の今後の取組に期待したい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0727025

0802020

0803007

0803008

出張報告書

令和4年10月5日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

静岡県静岡市・・・

平成12年（2000年）5月に開設された「静岡市静岡中央子育て支援センター」において、多様な子育て支援事業を進めている。

本市は、令和3年4月に「さかっこひろば」を開業した、「静岡市静岡中央子育て支援センター」について調査を行い、本市の子育て支援施策に役立てることを目的とする。

静岡県浜松市・・・

令和3年（2021年）に策定された「浜松市デジタル・スマートシティ構想」、「浜松市デジタル・マーケティング戦略」では、人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を最大限に活用し、「市民QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルで“繋がる未来”を官民で共創することを将来像に掲げ、取組を進めている。

本市も令和3年（2021年）に「堺スマートシティ戦略」を策定している。浜松市の取組を調査することで、本市の政策に役立てることを目的とする。

2. 期 間 令和4年8月9日（火）～ 令和4年8月10日（水）

3. 日 程 等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8月9日（火）	14:00～16:00	静岡市議会・静岡市中央子育て支援センター

②	8月10日(水)	10:00～11:30	浜松市議会
---	----------	-------------	-------

4. 参加者

公明党堺市議団・・・裏山正利、芝田一、広田新一

5. 面談者

静岡市議会・・・議会事務局 調査法制課 課長 [REDACTED] 氏

議会事務局 調査法制課 主査 [REDACTED] 氏

子ども未来局 子ども未来課 子育て支援推進係 係長 [REDACTED] 氏

浜松市議会・・・議会事務局 次長 [REDACTED] 氏

デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課

課長補佐 [REDACTED] 氏

デジタル・スマートシティ推進部 デジタル・スマートシティ推進課

グループ長 [REDACTED] 氏

6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【静岡市静岡中央子育て支援センターについて】

取り組みの概要

目的として静岡市の子育て支援の中核として、多様な子育て支援事業を進めるとともに、子育て支援関係者等との連携を図る

- ①子育てに関する交流、相談、情報の収集・提供の各事業
 - ②子育て支援関係者相互の連携を図る事業
 - ③乳幼児の一時保育事業
- を掲げている。

取り組みの詳細

「静岡市は子どもを大切にします！」と謳い、子どもの笑顔あふれるまちを目指し、子どもの成

長に応じた、切れ目のないサポートの実現に取り組んでいる。市として「しずおか子育てHANDBOOK」を発行している。

静岡市静岡中央子育て支援センターでは、子育て交流サロン【すくすく】、【ほっと】では子どもと一緒に楽しむオープンスペースがあり、おとなと子どもの仲間づくりの場として活用されている。また、「子ども未来サポーター」を配置し、子育てに関する相談や、子ども園などの情報提供を行っている。保育室が3室あり、一時保育室も1室設置されている。

また、希望すればいつでも参加でき、一時保育事業についてはどんな理由でも受け入れる。立地条件も市役所横ということで利用しやすい面もある。

本市の市政に対しての考察

本市も令和3年4月から「さかいっこひろば」を開業した。静岡市静岡中央子育て支援センターと同様に、子どもと保護者のみなさまが集い、憩い、交流し、学べる場になっている。子育てに関する相談や情報提供も行われている。利用者同士が交流できる「つどいの場」と、体を動かして遊ぶことのできる「あそびの場」の2つのエリアがある。

年間延べ利用者数の目標値が9万人としているが、コロナ禍の影響もあり3年度の実績値が65,887となっており、達成率は73%となっている。

静岡市も一時保育はコロナ禍の影響はなかったとのことだが、交流サロンは影響があり減少したとのこと。

今後コロナの先行きを見通すことは難しいが、「さかいっこひろば」開業から1年半が経過し、効果検証や課題を把握し静岡市の事例にならって、議論、提言を行っていく。堺市基本計画2025の戦略3、「将来に希望が持てる子育て・教育」の実現を目指し、今回の視察で得た知見を本市の施策に生かせるよう取り組んでいく。

【浜松市デジタル・スマートシティ構想、浜松市デジタル・マーケティング戦略について】

取り組みの概要

「浜松市デジタル・スマートシティ構想」の推進については、必要な視点として

- ① オープンイノベーション、
- ② 市民起点/サービスデザイン思考、
- ③ アジャイル型まちづくりに取り組んでいる。

「浜松市デジタル・マーケティング戦略」の背景として

- ① インターネットやスマホの爆発的普及、多くの方がスマホを所有し、日々の生活の中でインターネットを活用している。

- ② 接触メディアや情報収集手段の変化、情報を収集する媒体が紙からインターネットによるデジタルに変化している。
- ③ デジタルファースト宣言、令和元年 10 月に「デジタルファースト宣言」を行い、デジタルを活用した持続可能なまちづくりを推進している

取り組みの詳細

「浜松市デジタル・スマートシティ構想」については、官民共創やアジャイル型のまちづくりを支える共通のルールとして、以下の 5 つを基本原則としてデジタル・スマートシティを推進している。

- ① オープン／相互運用性
- ② 多様性／包摂性
- ③ 透明性／プライバシー
- ④ 持続可能性
- ⑤ 安全・安心／強靱性

「浜松市デジタル・マーケティング戦略」については、戦略の 5 つの柱として

- ① ターゲットに合わせたデジタルの活用【デジタル比率】
- ② 作る(3)：届ける(6)：分析する(1)【サーロインの法則】
- ③ 事業の組立とターゲット等の設定【6W2H/ターゲット設定】
- ④ データに基づいた計画・実行・検証・改善【PDCA サイクル】
- ⑤ データ共有による効果的なプロモーション【データ共有】

掲げて取り組んでいる。浜松市は先進的な取組を実施され

- ① 健康寿命 3 期連続日本一
- ② 幸福度ランキング 政令市第 2 位（2018 年：1 位）
- ③ 再生可能エネルギー導入容量 全国第 1 位

など、達成されてきた。

また、サステナブルな地域社会の構築が必要と認識し、デジタルを活用し共助型社会を実現を目指し、産業の活性化により活力ある地域を創造する取組を進められ、自治会加入率が 95%という成果をあげている。

本市の市政に対しての考察

本市も令和 3 年（2021 年）に「堺スマートシティ戦略」を策定し取組を進めている。スマートシティは限られた人材や財源のもと、ICT を活用しながら、行政や大学、民間企業、市民、NPO などの多様な主体が各々の知恵とノウハウを発揮し、公民の新たなパートナーシップを通じて地域の課題の解決をめざすものである。また、持続可能な都市経営の実現のためには、都市や地域の将来像を見据え、スマートシティの取組を推進し、都市魅力の向上をめざすことが重要である。ICT を活用し、複数の分野を横断した取組を進めることで、これまで実現できなかった課題

の解決を図ることが期待できる。

本市においても、ICTを活用し、スマートシティの取組を推進することで、市民の生活の質の向上をめざし、地域の課題解決を図ることが必要であると考えます。その実現に向けて議論・提言を行い、施策展開を図っていく。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0727026

0809007

0809008

0809009

0810005

0810006

出張報告書

令和4年10月11日

公明党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的

八王子市・・・不登校児童生徒への支援については、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、平成29年には同法に基づき「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定され、学校以外の場を含めた教育機会の確保や支援策が進められている。また、令和2年度からは文部科学省において新たに教育支援センターを中核とした関係機関との連携体制の整備等に係る事業が創設されるなど、支援策の充実が図られてきた。しかし全国的にも不登校児童・生徒が年々増加しており、本市も例外ではない。本年3月にはいじめ重大事態も発生し、市長、教育長による臨時記者会見にて不登校児童生徒への支援体制の充実について発表があったところである。そこで全国で初めて特例校として「不登校特例校」を設立され八王子市のいじめや不登校等で悩む子ども達への支援事業である「高尾山学園」の取り組みを視察し、本市の施策を更に充実させることを目的とする。

甲府市・・・昨年、財政危機宣言が市長より発出され長引くコロナ禍と物価高騰の中、市政運営についても先行きが不透明な状況にある。この状況を打開する財政健全化施策の一つとして稼ぐ力を強化する取り組みが必要である。また、未来の宝である子どもたちの健やかな成長に寄与する取り組みは、未来の堺市を決定づける行政にとって最優先の課題といっても過言ではない。以上の2点について甲府市の「稼ぐ・稼げる」事業である「甲府ブランド」の取り組みと「子育て世代包括支援センター」等の事業を視察し、本市施策の検討に役立てることを目的とする。

2. 期 間 令和4年8月1日(月)～ 令和4年8月2日(火)

3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	8月1日(月)	14:00～15:30	八王子市 高尾山学園
②	8月2日(火)	10:00～12:00	甲府市議会
③	月 日()	: ~ :	
④	月 日()	: ~ :	

4. 参加者

公明党堺市議団・・・大林健二、大西耕治

5. 面談者

八王子市・・・八王子市 教育委員会 学校教育部 特別支援・情報教育担当課

課長

〃 〃 学校指導課 支援・相談担当課

課長補佐兼主査

八王子市立高尾山学園 小学部・中学部 校長

甲府市・・・甲府市役所 産業部 農林振興室 農政課 課長

〃 〃 商工振興室 商工課 課長

〃 〃 〃 〃 課長補佐

甲府市議会 中村 明彦 副議長

6. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

【八王子市 不登校児童・生徒の支援学校について】

取り組みの概要

八王子市の「不登校特例校」として運営している高尾山学園は全国で初めて取り組まれた先進的な事業である。不登校児童・生徒が年々増加している現状を踏まえ、それまで実施していた適応指導教室や教育総合相談室等での対応に加え、不登校児童・生徒に合った教育課程を実現できる小中一貫教育を推進する新しい学校として「八王子市立高尾山学園小学部・中学部」を統廃合で使われなくなった小学校を改修し、2004年に開校された。「学校は安心で、楽しい場所ということが分かれば子どもたちは来るようになる」との理念で13年前に民間から校長に就任した黒沢正明さんを中心に学校運営を行っている。同学園に入学できるのは八王子市に居住し、年間30日以上欠席している不登校の小中学生が対象であり、年間を通じていつでも通うことができる体制を整備。希望者はまず同学園敷地内にある適応指導教室「やまゆり」に通い、心理相談員による専門的な立場からの子どものアセスメントを基に、一人ひとりに応じて、高尾山学園へのゆるやかな転学をサポートするとともに将来の自立に向けた支援を行う。学園では、さまざまな理由で傷つき、学校に行きたくても行けなくなった児童生徒に寄り添う工夫がなされている。

取り組みの詳細

心理的、情緒的、ないしは何らかの社会的要因や背景により、登校しないまたは登校したくてもできない児童・生徒のための公立学校を設立する事を決め、平成14年4月に教育委員会に新校開設準備担当を設置。その後、国で構造改革特区構想が示され、平成14年8月に八王子市の構想を踏まえ、教育課程の編成、授業時数、教育課程の基準について規制緩和の提案を行った。これらの学習指導要領に基づく教育課程の弾力化を実現する提案に対し、文部科学省から「学校教育の目標を踏まえつつ、習熟度別の教科指導や個々の児童・生徒の実態に即した適応指導、不登校児童・生徒に配慮した教育がなされるものである。」との見解が示され、平成15年4月1日「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」の申請に至り、平成15年4月21日特区第1号として認定を受け、平成15年10月1日から同年12月26日までのプレ開校を経て、平成16年4月に開校した。

その後、平成17年7月6日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等が施行されるとともに「不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要領」が決定され、構造改革特別区域法によらずに実現できるようになっている。

こうした設立の背景から児童生徒に寄り添う特徴的な取り組みがある。その一つに「自由に授業を抜け出してOK」という独自ルールがある。「今日はつらいな」といった場合には、卓球台やカードゲーム、漫画などをそろえた「プレイルーム」やスクールカウンセラーが常駐する「相談室」などの居場所で過ごせる。このルールによる効果は先生にもあり、「打倒！プレイルーム」を合言葉に、子どもたちが授業に出席したくなるよう工夫を凝らしている。また、それぞれのペースで学習を進められるよう、少人数教育とサポートの体制も整えられている。各学年1学級だが、授業は

習熟度に合わせてベーシックコースとチャレンジコースの2コースに分かれており、教室には多くても十数人であり、ゆったりと使える。登校を安定させるには「自己肯定間の醸成」が大切であり、成長を実感できるさまざまな仕掛けや仕組みづくりを行っている。例えば生徒どうしで協力して行う「ペーパータワー」や「イエローバルーン」等、学年に応じて実施している。

こうした「特例校」は、文科省の特例を受けており、授業時間やカリキュラムなどを柔軟に調整できる。このため同学園では年間の授業時間が2割程度少ない。朝の学活も通常より1時間遅い9時半スタートにしている。通学は全市域から来ており公共交通機関又は家族が送迎している。現在小学生9人、中学生86人の計95人が在籍。児童生徒の登校率は全体平均で7割。卒業生の進学率は、民間のサポート校や専修学校も含めて95%超に上る。

本市の市政に対する考察

本市においても、不登校児童生徒への支援として教育支援教室（適応指導教室）である「スプリングポート」や「ユーアイルーム」と出張教室が今年度より新たに中区に開設した出張教室を含め2教室ある。生徒一人ひとりにスタッフが寄り添い、児童・生徒が所属している学校へ戻るができるよう取り組んでいる。そういった取り組みから毎年度の最初には出身校に戻り様子を見た上で希望があれば、再度手続きを行い教育支援教室に通うといったことを毎年繰り返している現状もあることから、もう少し柔軟な運営方法も検討すべきではないかと考える。

令和元年10月25日付けの文部科学省通知に「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することが示されている。このような視点に立った時、今回視察した不登校特例校の取り組みは大変参考になる。学校に登校するという結果のみを目標とせず、一人ひとりの自己肯定感を高める仕組みづくりにより「学校に行きたい」といった自発能動へと促す取り組みと共に本来、義務教育（学校）とは子ども達が安全で安心して学校に通い、仲間と共に自分の持っている能力を伸ばしていく場所であり、「不登校児童生徒の多様な教育機会の確保」や「誰一人取り残されない学校づくり」という点からも、不登校だった子ども達が登校をはじめる「不登校特例校」を本市に設置する検討を具体的に進めるべきと考える。

また、これから始める「新たな学校のあり方」を検討する上でも、この不登校特例校の視点は大変重要である。視察した「高尾山学園」では、登校に向けての支援策として、楽しい・嬉しい・美味しいプラス安心感と知的好奇心を育む支援策により自己肯定感の情勢を目指して様々な取り組みを行っている。この視点は全ての教育現場に必要なが、実現できていない現状である。「新たな学校のあり方」として次年度から実施されるモデル事業に取り入れることを提案し、「多様な子ども達を誰一人取り残すことなく育成する個別最適な学び」が具現化された魅力ある本市の学校教育となるよう議論を進めて参りたい。

【甲府市 「稼ぐ・稼げる」に関する事業について】

取り組みの概要

「稼ぐ・稼げる」市の事業として甲府市では、甲府ブランド認定制度を平成 25 年度に制定し、甲府市の資源や技術、「甲府らしさ」といった個性を活かした特産品や加工品などの優れた商品を「甲府ブランド」として認定し、「甲府之証（こうふのあかし）」認証マークを与え、甲府の良きモノとして日本中、世界中に発信していこうとする取り組みである。甲府市は、認定品について広報活動や販路拡大などの積極的な支援を行うとともに、地域経済の活性化を図っている。

豊富な地域資源を活かした取り組みとして、オール甲府市産のスパークリングワインの商品化を行い、本年 3 月には、中小企業の振興、農地再生、企業立地などの施策を行う中、産業分野全体の方向性を示した「甲府市産業ビジョン」を策定し、「稼ぐ力の向上」を目指している。

取り組みの詳細

「甲府らしさ」を有する地域資源を活用した魅力ある産品・商品・製品等を市内外に広く情報発信することで、甲府市の知名度向上や産業振興・地域活性化を図ることを目的に「甲府ブランド認定制度」を創設。認定品には、「甲府之証」のロゴマークを使用することができる。

認定制度には認定期間を設けており、認定を受けてから 2 年を経過した日の属する年度の末日までとしている。更新するには甲府ブランド認定審査会の意見を聴取し決定する。更新後の認定期間は 3 年としている。また、ロゴマークの無断使用によるブランドイメージの低下を回避し、当該ロゴマークが他社の商標権を侵害していないことを証することを目的に平成 29 年にロゴマークの商標登録を行っている。こういった取り組みによりブランド力の向上を図っている。

認定の流れについては、申請者が甲府市との事前協議を行い、申請内容の確認後に認定申請書を提出。甲府市にて認定申請内容の確認。その後商品を甲府市に提供し、認定審査会にて可否の決定を通知する形となる。

農林産物部門の認定基準については、「産地」「販路」「甲府らしさ」「安全安心」「品質等」の 5 つの認定基準をすべて満たしていることが認定の要件となる。それぞれの認定基準にチェック項目が設けられ基準の公平性が図られている。

また、「甲府らしさ」には 5 つのカテゴリーに分けて認定し、いずれか満たしたカテゴリーのロゴマークを付与している。5 つのカテゴリーとは、「特選」「巧」「伝承」「特産」「振興」となっている。こういった取組みに対する情報発信については、YouTube チャンネル（甲府チャンネル）にて動画の投稿や認定品のパネル・ポスター・パンフレットを作成している。また、令和元年度、3 年度に甲府ブランド親子レシピコンテストを開催し、広く市域に甲府ブランドの品々を発信する取り組みを実施している。

以上の取り組みから実績について確認したところ、市域での甲府ブランドの売り上げについては、スタートした平成 26 年度から着実に売り上げを伸ばしており、コロナ禍による影響で令和元年度移行は下がってはいるが、他府県も含めた出荷量や出荷額については、コロナ禍に関係なく順調に伸ばすことができている。

本市の市政に対する考察

本市においても長引くコロナ禍と物価高騰の中、市政運営についても先行きが不透明な状況にあり、財政健全化施策の一つとして稼ぐ力を強化する取り組みが必要である。本市には土地・歴史にちなんだ和菓子や代々引き継がれてきた伝統ある和菓子、また伝統を受け継いだ「堺刃物」は、海外からも人気があり、プロの料理人からも高く評価され続けている。他にも昆布・お茶・注染など、職人の技や歴史により創り出された堺の歴史と文化の薫る逸品が数多くある。こういった堺ブランドとも言える商品だけでなく、新たな堺ブランドと言える商品を創出するためにも甲府市を参考に「稼ぐ力」を引き出す取り組みができるよう議論を進めたい。その中でも具体的な取組みである認定制度については、認定基準を「産地」「販路」「甲府らしさ」「安全安心」「品質」と設けてはいるものの、「品質」については、審査員（市、農協、商工会議所の職員）の主観のみであった。品質を高める上でも、誰もが認める「その道のプロ」を審査員に選任することで客観的な視点だけでなく、宣伝効果も期待できると考える。ふるさと納税やそういった商品を目当てに本市に足を運んでもらえる事業となるよう今後も議会での議論を進めて参りたい。

【甲府市 子育てに関する「甲府モデル」事業について】

取り組みの概要

次代の担い手となる子どもたちの健やかな成長に向け「子育て世代包括支援センター」を開設し、「マイ保健師」をはじめ、母子保健コーディネーターや子育て支援コーディネーターなどによる相談支援体制の構築を図るとともに、「甲府モデル」に基づく放課後子供教室の充実にも力を入れており、この放課後子供教室推進事業について視察を行った。

甲府市では文部科学省及び厚生労働省が推進する「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた「放課後子供教室」推進事業を現在、市内14小学校で実施している。「放課後子供教室」のねらいは、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校施設や学校近隣施設を活用して、地域等の協力を得ながら多彩な体験活動を提供するなかで、地域社会において安全に『学び体験』のできる放課後の居場所づくりを推進することにある。甲府市では特色をもった「放課後子供教室」拡充のための基本的な運営規準として「甲府モデル」を策定し、教室の新設やリニューアルにおいては、「プログラムの充実」「確実な安全管理」「地域教育力の醸成」といった「甲府モデル」の特色を活かした安定的な教室運営を支援している。

取り組みの詳細

甲府市では、地域社会において安全に教育的な学び体験のできる放課後の居場所づくりを推進してきた。これは、当該小学校の4年生から6年生を対象に希望者を募り、参加料は無料で曜日を特

定し、授業終了から午後4時30分までとし、午後5時までには帰宅できるようにしている。活動内容は体験の場となるよう自主学習支援、体験活動、文化活動、地域交流などを行っており、地域の教員経験者や協力者、ボランティアの人たちが指導員として携わっている。

毎年2月に年間スケジュールを学校側からもらいプログラムを作成。

子どもたちの三間（さんま）「時間」「空間」「仲間」を取り戻す放課後子供教室「甲府モデル」として

- ・多彩なプログラムによる豊かな体験の時間 →時間
- ・学校施設等を活用した安全な居場所としての空間 →空間
- ・仲間づくりを見守る支援スタッフの充実 →仲間

を特色として、地域住民等による任意団体が運営を行い、講師となる地域住民、企業、学生等が参画・協力し、甲府市教育委員会が児童の安全管理のための保険整備や施設確保等の支援をするといった体制整備が行われている。プログラムとしては、学習支援（宿題、予習・復習の支援）、体験活動（文化教室、ものづくり、軽スポーツ）、地域交流（大人から遊びを教わる）を実施している。

体験プログラムとしては、「わからないところ解決教室」「英語教室」「フランス文化交流」「琴体験教室」「陶芸教室」「クラフト教室」「イラスト教室」「木の実工作」「省エネ教室」「考古学教室」「お天気教室」「出張サイエンスショー」「健康安全郷育プログラム」「ヒップホップダンス教室」等がある。

実施効果として

<体験の時間>

- ・市独自のコーディネーター（教員OB）の配置により教育的なプログラムによる「学びの体験」ができる。
- ・全体プログラム開始までの時間を活用した学習支援が学習習慣づくりにつながる。

<居場所としての空間>

- ・学校内施設を曜日時間限定で借用するスタイルにより移動や開催の安全管理につなげられる。
- ・参加児童向け保険の公費加入により「学校の管理下」外の活動も安心して実施できる。
- ・対象学年を4年生以上とすることで帰宅の安全管理や活動の焦点化をはかることができる。

<仲間づくり>

- ・教員経験者を含めた地域に根ざした支援者の協力により、地域の状況に合った教室運営を展開することができる。

以上のような実施効果が確認できている。

課題としては、長引くコロナ禍により、学びの機会を失っていたため対策を検討する必要がある。

また、放課後児童クラブ参加型（1～3年生の児童）を年に3回実施しているが、5歳の年齢差がプログラムを作成する上で課題となっている。

教頭先生とコーディネーターが連携を密にとり運営することが必要となる。現在はコーディネーターが校長先生経験者等、学校の事情等も熟知しておりイニシアティブをとり運営されているようだが、後に続く人材の育成が課題となっている。

本市の市政に対しての考察

本市においても放課後児童対策として「放課後ルーム」や「のびのびルーム」、「堺っ子クラブ」等の取り組みを実施している。これは放課後等における児童の健全な育成と子育て支援を図るため、小学校の放課後に活動が可能な教室等を活用して、小学生の児童を対象に、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行っている。地域の方にも参画していただき、ニーズも高く申込みされる方も多い。課題としては、携わるスタッフが定数を確保してはいるものの、現場ではスタッフが少ないと感じており、きめ細かく児童生徒に携わることができないと相談を受けたことがある。また、学校との連携が上手くいかず活用している教室が使用されていたため急遽教室を変更するなど、不具合も散見されることから、甲府市の取り組みであるコーディネーターの役割を担う人材が必要であると感ずるため議会で議論を進めたい。

また、令和5年度から「新たな学校のあり方」として中学校区を学校群としたモデル事業がスタートする。その準備が緒に就いたばかりであり、子どもの認知の特性をふまえ、「個別最適な学び」と「協同的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ大きく舵を切るため、様々なことが検討段階にある。本事業を進めるにあたり上智大学総合人間科学部の奈須教授は、「指導の個別化」と「学習の個性化」といった個々の子どもに応じた指導方法・教材の設定、学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する上で、これまでは「個に応じた指導は本来、子ども一人ひとりの学びの状態や特性に合わせた指導を指しますが、個々に丁寧な指導をすることと矮小化されて受け取られ、子どもの学びに向かう力の不足を招いてきた可能性がある。」と指摘され、これからは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるために、「大事なものは、学びの主体である子どもが、自らにとって最適な学びとは何かを判断しながら、自律的に学び進められるように支援すること。」と述べられている。

視察した甲府モデルによる放課後子供教室の取り組みも、講師となる地域住民や企業、学生が参画する様々な体験プログラムは、学校教育では学ぶことができない「学びの体験」もあり、子ども達一人ひとりに気づきを促し、自らにとって最適な学びとは何かを感じ、自立的に学び進めるきっかけとなっていることを参加者の声を見て感じた。本市の放課後児童対策の取り組みがより発展的に改善できるよう甲府モデルを参考に議会にて議論を進めて参りたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

0727024	0801007	0801008	0801009
0801010	0802017	0802018	0802019

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

公明党堺市議団

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2022.4.12	NEC ノートパソコン LAVIE N15 N156D/CAW パールホワイト		138,369 円	138,369 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.4.12	
2022.4.19 (6/27 より 分割開始)	iPhone 13 Pro Max (128GB)		167,680 円 (48 回分割)	167,680 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.4.19	2022.4.19 購入 内金¥10,000 2022.6.27 分割引落とし開始 ¥3,285×48 回
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

公明党堺市議団

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	
2022.5.20	Surface Pro8 Core i5/8GB メモリ/ 256GBSSD		111,967 円	111,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.5.20	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

公明党堺市議団

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2022.6.3	LIFE BOOK WV-X/F3 FMVWF 3U27L		181,967 円	181,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.6.3	2022.6.3
2022.6.3	LIFE BOOK WV-X/F3 FMVWF 3U27L		181,967 円	181,967 円 (按 分 率 100 %)	5 年	2027.6.3	2022.6.3
2022.6.3	LIFE BOOK WV-X/F3 FMVWF 3U27L		181,967 円	181,967 円 (按分率 100 %)	5 年	2027.6.3	2022.6.3

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

自動車リース契約書

契約日 2017 年 11 月 20 日

貸主（以下甲という）と借主（以下乙という）並びに連帯保証人は、自記記載の自動車（以下自動車という）のリース（以下リースという）について、表記載及び裏面の約款に基づき契約を締結します。

乙又は乙の連帯保証人が個人の場合は、裏面の約款につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に同意のうえ、契約を締結します。

所在地 〒 市	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15 スバルファイナンス株式会社 主 代表取締役 高橋 充 (印) グレジット・リース本部 電話 0120-386506
主 氏名 吉川 敏文	
主 代表者	
主 生年月日 年 月 日 電話 ()	
連帯保証人 住所 〒 市	連帯保証人 住所 〒 市
連帯保証人 氏名	連帯保証人 氏名
連帯保証人 生年月日 大・昭・平 年 月 日 電話 ()	連帯保証人 生年月日 大・昭・平 年 月 日 電話 ()

(1) 自動車の目録

契約番号	車 名	型 式
SUBARU XV 2.0I-5 EYESIGHT	GT7B5ML-BF 4S20	
初年度登録年月	車 台 番 号	登録 番 号
年 月	年 月	年 月
年 月	年 月	年 月
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
自動車検査証に記載 別紙明細参照	ご指定の場所	
付属品・特別仕様		

(2) リース方式 メンテナンスリース (3) リースメニュー シンプルパッケージL：個人向けリース

(4) リース期間 00 ヶ月 平成 年 月 日 - 平成 年 月 日まで「リース料お支払明細書兼請求書」に記載

支払方法 自動引落（毎月5日）	均等	(6) 規定損害金 基本額 4,140,752 円 減額月額 57,800 円
支払金額 初回～99 回目 62,424 円(消費税込)		(7) 契約走行キロ数 月間 1,500 km 契約期間 90,000 km
支払金額 最終回 62,424 円(消費税込)		(8) 支払額日に関する特約
ボーナス支払月加算額(消費税込)		支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。
均等月額 リース料 57,800 円/月 (総額 3,468,000 円)		引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。
リース料等 消費税 4,624 円/月 (総額 277,440 円)		
計 62,424 円/月 (総額 3,745,440 円)		
預金リース料 0 円(消費税込)		
※引落日に際して ・新規にお取引いただくお客様にはリース料引落日として別途現金口座振替依頼書をご送付いたします。 ・継続取引のお客様で弊社に譲渡のリース料引落日を設定されている場合、本契約のリース料引落日を選択していただきます。設定がひとつの場合は継続してその日より引落日をさせていただきます。また引落日の変更をされる場合は新規取引と同様にお願いたします。		(9) 車体損傷等補算時の免責特約 (既存損傷補算特約付個人リース) 登録車 10万円

(10) リース料に含まれる項目

☐ 車両代 ☐ 付属品・特別仕様代

☐ 登録費用

☐ 自動車取得税

☐ 自動車税 (全期間)

☐ 自動車重量税 (全期間)

☐ 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)

(付保先 ディーラー)

☐ 自動車保険料

☐ メンテナンス料

☐ JAF加入金及び年会費

(11) メンテナンスの内容

メニュー：(フルメンテナンス)

☐ 車検車検整備(基本点検料)

☐ 一般修理

(消耗品・磨耗部品交換及び故障修理)

☐ エンジンオイル、オイルフィルター交換 (10 回)

☐ 指定点検整備

☐ 定期点検整備(メーカー推奨時期)

☐ バッテリー交換 個 違

☐ タイヤ交換 本 違

☐ 代車提供(裏面約款による)

☐ 事故免責(免責内修理を含む)

☐ 特約品修理

(12) 自動車保険の内容

付 保 先	お客様
保 險 会 社	
保 險 種 別	フリー区分
年 間 条 件	0 %
対 人	1名 0 百万円
対 物	1事故 0 百万円 免責 0 万円
搭 乗 者	1名 0 百万円 1事故 0 百万円
車 両	1年目 0 万円 免責 0-0 万円 ※2年目以降は特約額で付保します。免責金額は保険証券に記載。

(13) 自動車保険に関する特約

(14) メンテナンスに関する特約

エンジンオイル交換は法定点検、車検時とし、新車無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はオプションのみとします。

満3年以降で新車にお乗り換えの場合、メンテナンスに「継続車検整備」は含まれておりません。

(15) 特約事項 - 下記積算金等には、別途消費税を申し受けます -

残存価格の積算 ☐ あり (670,000 円) ☐ なし

*1年以降毎月乗換特約付
(毎年の乗換積算金を印字、月額は必要時計算します。A表示の場合は払戻)

積1年 1,253 千円 積2年 915 千円 積3年 645 千円

積4年 406 千円

*超過走行キロ積算金：10円/キロ

*BPサポート特約

*メーカー保証延長付き(新車時加入コース)

(16) 損傷特約店

大阪スバル 株式会社
大阪府守口市八雲町1-21-23
TEL. 06-6908-3131

※初年度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、後日「リース料お支払明細書兼請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで本契約書とともに大切に保管ください。

駐車場利用規則

(利用者の制限)

第 1 条 住宅共有地内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用資格は次のとおりとする。

- 一 当住宅居住者で組合員の所有又は使用する車であること。
- 二 ここでいう車の所有又は使用とは、自動車検査証（以下「検査証」という。）の所有又は使用者欄の記載に基づくものとする。
- 三 利用できる車は、車両総重量 2.3 t 以下で、駐車場 1 台スペース内の大きさまでとする。ただし、車高は 210 cm までとする。
- 四 次の場合は、組合員の所有又は使用する車と同様の扱いとする。

(1) 当住宅居住者で、組合員の代理の者の所有又は使用する車。

組合員の代理の者とは

- ア 法人組合員の所有する住宅においては、その法人から管理組合へ入居届けの提出のあった者。
- イ 組合員が長期不在等の場合における留守番又はその組合員と住宅の賃貸契約を締結している契約名義者で、管理組合へ入居届けの提出のあった者。

(2) 配偶者及び同居親族の所有又は使用する車。

(3) 自動車購入予定者で、駐車場の利用開始後 30 日以内に購入できる場合。

(利用資格検査)

第 2 条 駐車場利用希望者は、所定の申込書に「検査証」（写）及び必要書類を添えて理事長に提出し、理事会の審査承認を得なければならない。

2 駐車場利用契約の更新に際しては、契約書に添えて利用車両の「検査証」（写）1 部を提出しなければならない。

(駐車料金等)

第 3 条 理事会の承認を得た駐車場利用者（以下「利用者」という。）は、下記のとおり敷金ならびに駐車場利用金（以下「料金」という。）を所定の方法により管理組合に支払うものとする。

・敷 金 〇 円（契約締結時）

・料 金 4,000 円（月 額）

内訳 管理費繰入れ：1,500 円

 駐車場修繕積立金：2,500 円

(利用・契約期間)

第 4 条 駐車場の利用・契約期間は、契約締結時からその日が属する年度の 3 月 31 日までとし、契約期間の終了する日までに契約を更新するものとする。

(解約届け)

第 5 条 駐車場の利用契約解約希望者は、解約日の 15 日前までに所定の解約届けを理事長に提出するものとする。

(利用者の遵守義務)

第 6 条 駐車場を利用する者は、次のことを遵守しなければならない。

- 一 指定された駐車場以外に駐車してはならない。
- 二 所定のカードを契約車両のフロントガラス付近に明示しなければならない。
- 三 契約車両に変更を生じた時は、遅滞なく所定の手続きに従って理事長に届け出なければならない。
- 四 駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用することはできない。又、洗車等に共用水栓を利用してはならない。
- 五 住宅地では慎重に徐行状態で運転しなければならない。又、車の運行を認められていない道路等に入り入れてはならない。
- 六 団地内でエンジンをふかし、警音その他騒音について注意しなければならない。

(利用者の損害賠償義務)

第 7 条 利用者の故意又は過失により他の車もしくは管理共用物に損害を与えた場合は、利用者が賠償の責を負うものとする。

(組合の免責)

第 8 条 駐車場利用者の車に関する盗難・破損・その他の事故については、管理組合は一切その責を負わない。

(契約の解除・利用拒否)

第 9 条 駐車場利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用していると認められた時及び料金の滞納があった場合は、当該利用者の契約を解除することができるものとする。

- 2 利用者の行為が当住宅内の保安・秩序を乱すと理事会が認めた場合及び契約事項に違反した場合は、契約を解除することができるものとする。
- 3 契約車両以外の車両を団地内に常時駐車しているときは、契約を解除することができるものとする。
- 4 前 1、2、3、項により契約を解除された利用者は、直ちに駐車場の利用を中止しなければならない。

(駐車場利用権の譲渡)

第 10 条 駐車場利用権の名義変更は、利用者の同居親族に限り、理事会で審査の上承認

することがある。

(駐車料金の変更)

- 第 11 条 理事会が、一般情勢の変動により料金を変更する必要があると認めた場合は、理事会の決議により、契約期間内といえども料金を変更することができるものとする。

(未使用駐車場の管理・運営)

- 第 12 条 管理組合は未使用駐車場について利用希望者がある場合、第 1 条を満たしかつ理事会が承認した者に限りその使用を認める。

- 2 未使用駐車場を 2 台目以降の車用として賃貸する場合の駐車料は、下記のとおり所定の方法により管理組合に支払うものとする。

・敷 金 円 (契約締結時)

・料 金 4,000 円 (月 額)

内訳 管理費繰入れ : 1,500 円

駐車場修繕積立金 : 2,500 円

- 3 車庫証明は、発行しない。
- 4 駐車場の未利用者が車を保有し、駐車場を利用する場合は、申し出から 2 ヶ月以内に駐車場を利用できる権利を有する。
- 5 2 台目以降用として利用している駐車場は、契約期間の途中でも使用を打切られる場合がある。この場合、理事会は使用打ち切りの 30 日前までに、該当する駐車場利用者にその旨を通告するものとする。

(利用規則の変更)

- 第 13 条 この利用規則は、理事会の決議により変更することができるものとする。

附 則

この利用規則は、昭和 54 年 3 月 23 日から施行する。

平成 7 年 12 月 10 日改訂。

平成 7 年 12 月 16 日改訂。

平成 14 年 4 月 21 日改訂。

平成 18 年 3 月 31 日改訂。

期間限定キャンペーン実施中!

限定

WEB得

WEBからのサービスお申し込み&アンケート回答で

商品券3,000円をプレゼント!

あなたにピッタリのバック料金とキャンペーンがすぐわかる!

J:COMかんたん料金シミュレーション

※シミュレーターはコチラ

新規お申し込み

お得プラン

»

J:COM TV My style NEXT »

● 月額利用料金 J:COMのサービスをまとめて、料金おトクにしよう!

サービスを一つだけ利用する場合。

J:COM TV

J:COM TV デジタル

4,980円(税込 5,229円)

コース

※オプションチャンネルをお申込みの場合、料金は別途必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

J:COM NET

J:COM NETウルトラ 160Mコース

6,000円(税込 6,300円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 40Mコース

5,500円(税込 5,775円)/月 モデムレンタル料込

J:COM NET 12Mコース※1

3,980円(税込 4,179円)/月 モデムレンタル料込

コース

J:COM NET 1Mコース

2,980円(税込 3,129円)/月 モデムレンタル料込

※ベストエフォート 接続先までのトラフィックや環境により変化し、速度を保証するものではありません。※オプションサービスをお申込みの場合、料金は別途必要です。※1 一部のJ:COM局では、J:COM NET 24Mコース:下り最大24Mbps、上り最大2Mbpsとなります。

6,000 / (4,980 + 6,000 + 1,330) = 0.4874 ≒ 48.7% ネット回線の割合

J:COM PHONE(住宅用)

1,330円(税込 1,397円)

コース

※ユニバーサルサービス料として、1電話番号あたり月額3.15円(税込)のご負担をいただきます。

新規お申し込み

大阪エリアにお住まいの方

エリアを変更する

サービスをまとめて利用する場合。 **まとめておトク!**

お得プラン

コース

お得プラン160 + 無線ホームLAN	⇒ J:COM TV デジタル +	J:COM NET ウルトラ160Mコース + 無線ホームLAN※1	+ J:COM PHONE	税込 9,500円/
お得プラン40	⇒ J:COM TV デジタル + J:COM NET 40Mコース + J:COM PHONE			税込 8,800円/
お得プラン12	⇒ J:COM TV デジタル + J:COM NET 12Mコース + J:COM PHONE			税込 5,229円/

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。
※1無線ホームLANは、「お得プラン160」にご加入いただくと標準装備となります。関西エリア、九州・山口エリアでご提供するサービスです。>くわしくはこちら

お得プラン お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。

J:COM NET パック

コース

J:COM NET パック160M	⇒ J:COM NET ウルトラ160Mコース + J:COM PHONE	税込 5,460円/
J:COM NET パック40M	⇒ J:COM NET 40Mコース + J:COM PHONE	税込 4,725円/

※2年間(集合住宅の場合は1年間)のご利用が条件となります。※既にご加入の方も対象です。ただし、お申込が必要となり、プラン変更やサービス追加/変更に伴い、別途手数料/工事費が必要となります。

J:COM NETパック お申し込み

※ご契約条件をご確認のうえ、お申し込みください。



591-8037
大阪府堺市北区百舌鳥赤川町
2-92-1-605

宮本 意子 様

614A6K1000121#

親展 転送不可

Honda Finance
株式会社ホンダファイナンス

お問合せ先 リースセンター
TEL 0120-555-381

※土日祝日も営業しております（一部除く）
■開封前に宛名をご確認ください
にお心あたりのない場合は、お手紙ですぐ上記にお問合せ先までご連絡ください。
この部分からゆっくりとはがして中を覗いてください。
同様に裏面の左下からもはがして中を覗いてください。
水濡れしている場合、十分に乾かしてから開封してください。

リース料お支払明細書

日	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税	日	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	2	7	119,000	110,186	8,814	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	2	8	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	2	9	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	2	10	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	2	11	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	2	12	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	2	1	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	2	2	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	2	3	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	2	4	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	2	5	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	2	6	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	3	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	3	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	3	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	3	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	3	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	3	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	3	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	3	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	3	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	3	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	3	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	3	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	4	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	4	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	4	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	4	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	4	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	4	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	4	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	4	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	4	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	4	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	4	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	4	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	5	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	5	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	5	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	5	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	5	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	5	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	5	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	5	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	5	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	5	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	5	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	5	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	6	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	6	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	6	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	6	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	6	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	6	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	6	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	6	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	6	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	6	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	6	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	6	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	7	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	7	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	7	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	7	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	7	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	7	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	7	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	7	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	7	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	7	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	7	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	7	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	8	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	8	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	8	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	8	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	8	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	8	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	8	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	8	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	8	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	8	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	8	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	8	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	9	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	9	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	9	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	9	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	9	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	9	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	9	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	9	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	9	9	59,500	55,093	4,407	3	3	9	59,500	55,093	4,407
10	9	10	59,500	55,093	4,407	3	3	10	59,500	55,093	4,407
11	9	11	59,500	55,093	4,407	3	3	11	59,500	55,093	4,407
12	9	12	59,500	55,093	4,407	3	3	12	59,500	55,093	4,407
1	10	1	59,500	55,093	4,407	3	3	1	59,500	55,093	4,407
2	10	2	59,500	55,093	4,407	3	3	2	59,500	55,093	4,407
3	10	3	59,500	55,093	4,407	3	3	3	59,500	55,093	4,407
4	10	4	59,500	55,093	4,407	3	3	4	59,500	55,093	4,407
5	10	5	59,500	55,093	4,407	3	3	5	59,500	55,093	4,407
6	10	6	59,500	55,093	4,407	3	3	6	59,500	55,093	4,407
7	10	7	59,500	55,093	4,407	3	3	7	59,500	55,093	4,407
8	10	8	59,500	55,093	4,407	3	3	8	59,500	55,093	4,407
9	10	9	59,500	55,093							

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
お願い申し上げます
☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号		ご契約日	令和 4年 4月 27日	ご契約区分	再リース
ご契約者様	宮本 恵子 様				
リース期間	令和 4年 5月 31日 ~ 令和 5年 5月 30日 (12ヶ月)				
お取扱販売店名	(株) ホンダクリオ南海 堺店				
物件内容	FREED HYBRID FF (6ニン)				

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	11回
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	824,052円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただきます。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。		

お支払期日は**毎月5日**です。(ただし金融機関休日の場合は翌営業日になります)

月毎のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

512A6K1000071



J91-8037
大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町
2丁92-1-605

親展

転送不可

リース料お支払明細書

回数	年 月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	4 7	137,342	124,858	12,484
2	4 8	68,671	62,429	6,242
3	4 9	68,671	62,429	6,242
4	4 10	68,671	62,429	6,242
5	4 11	68,671	62,429	6,242
6	4 12	68,671	62,429	6,242
7	5 1	68,671	62,429	6,242
8	5 2	68,671	62,429	6,242
9	5 3	68,671	62,429	6,242
10	5 4	68,671	62,429	6,242
11	5 5	68,671	62,429	6,242

宮本 恵子 様



512A6K1000071#

180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビルディング2F

Honda Finance

株式会社ホンダファイナンス

お問合せ先 カスタマーセンター
TEL 0120-555-381

※土日祝日も営業しております(一部除く)

■開封前に宛名をご確認ください

本票面にお心あたりのない場合は、お手数ですが上記【お問合せ先】までご連絡ください。

この部分からゆっくりとはがして中をご覧ください。

同様に裏面の左下からをはがし、中をご覧ください。

レンタルボックス使用契約書

貸主 アパルトマンホールディングス株式会社(以下「甲」という。)&借主 宮本 恵子 (以下「乙」という。)&とは、乙が S-Cube 堺P-8 (以下「レンタルボックス」という。)を使用するため、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(使用区画)

所在地: 大阪府 堺市北区百舌鳥赤畑町3丁158番3、158番2(地番)
レンタルボックス番号: []

第2条(使用目的)

乙は物品類の保管のため(現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類等の貴重品を除く)、甲よりレンタルボックスを借受けるものとする。

第3条(契約の期間)

1. 契約期間は 2013年4月21日から 2014年4月20日までの1年間とする。
但し、契約期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方より解約の申し出がなく、かつ当該使用者が使用資格を有する限り、更に1年この契約を更新するものとし、その後も同様とする。
2. 上記更新の際、乙は甲に更新料として5,250円支払うものとする。

第4条(レンタルボックス使用料等)

1. 使用料は、月額 10,000 円也(消費税込み)とする。
2. 保証料は使用料の50%(最低 [] 円 最大 [] 円)とする。 ※更新料:50%/2年毎。 []
3. 契約事務手数料は 0 円とする。
4. 管理料は300円/月とする

第5条(使用料の支払方法)

1. 乙は自動引落としにより使用料を支払い、手数料は210円とし乙の負担とする
2. 使用料は毎月27日に引落としとする。但し振込みの場合は月末迄に翌月分を先払いとする。
3. 1ヶ月未満の使用料は日割り計算とする。ただし、解約月の使用料の日割り計算は行わず1ヵ月分とする。

<振込み口座>

三井住友銀行 梅田支店
普通口座 NO. []
名義:アパルトマンホールディングス株式会社

第6条(遅延損害金)

乙が、この契約に基づく支払を遅延した時は、乙は支払うべき日の翌日から起算して、支払日の前日に至るまでの日数に応じて、支払うべき金額に対し年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第7条(保証金)

1. 甲は預託した保証金を、本契約が終了し乙が当該レンタルボックスを明渡した後、乙が甲に支払うべき債務を精算し契約終了月の翌月末日迄に乙に返却する。
2. 保証金については無利息とする。
3. 保証金は本契約の存続中、使用料と相殺することは出来ない。
4. 本契約書をもって保証金の預り証とする。

第8条(使用料等滞納)

甲は、乙が使用料等の支払を遅延し、60日間以上滞納を続けた場合、鍵を切断し、鍵交換の処置を行うことができる。

第9条(使用料の変更)

本契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により使用料が著しく不相応となったときは、甲乙協議の上使用料の改定を行うことができる。

第10条(乙の賠償義務)

乙またはその家族、その従業員その他乙の指揮監督下にある者が故意または過失により、当該レンタルボックスまたは他の施設及び付属品に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担においてその損害を甲に対し賠償しなければならない。

第11条(甲の免責)

1. 天災地変、火災、盗難、漏水等の事故、その他甲の責に帰すべからざる事由により、乙の保管物に損害が生じても甲は一切その責を負わないものとする。
2. 同様に第2条に記載する使用目的に違反して、現金・貴金属・有価証券・通帳・印章・重要書類の貴重品を保管することによって発生した事故についても、乙は一切その責を負わないものとする。

第12条(権利の譲渡・転貸の禁止)

乙は、理由の如何にかかわらず、本契約書上の乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

第13条(禁止事項)

1. 乙は次の各項の行為をしてはならない。
 - ① 住居、事務所または店舗として使用すること。
 - ② 物品以外の動植物を飼育・栽培すること。
 - ③ 危険物を保管すること。
 - ④ 保管中の他の物件に悪影響を及ぼす物品、異臭・悪臭を発する物品、水分や高温を発する物品を保管、持ち込むこと。
 - ⑤ 滞在・宿泊・飲食すること。
 - ⑥ 場内で、物品の収納、搬出以外の作業をすること。
 - ⑦ 他の利用者の利用に支障をきたすこと。
 - ⑧ 荷物搬出入のさい、車のドア・レンタルボックスのドアの開閉等騒音により近隣住民に迷惑をかけること。
2. 乙は、レンタルボックス管理規約誓約書に定める事項を遵守しなければならない。

第14条(営業時間)

荷物搬出入は、原則午前7時から午後22時までとし、緊急を要する場合を除き使用不可とする。

第15条(立入り)

1. 甲は本物件の防火、構造の保全、その他本物件の管理上特に必要があるときは、予め乙の承諾を得て本物件内に立入ることができる。
2. 但し、緊急の必要がある場合においては、予め承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。

第16条(期間内解約)

1. 契約期間中といえども、甲または乙は書面により1ヶ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。
2. 乙の解約申し入れが前項の予告期間に不足するときは、乙は不足する予告期間分の使用料を支払い即時解約することができる。

第17条(契約の解除)

甲は、乙が以下のいずれかに該当したときは何等の通告又は催告することなく、直ちに本契約を解除する事ができる。

1. 使用料及びその他の料金の支払を1ヶ月間滞納した場合。
2. 第13条の禁止事項に違反した場合。
3. 暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員であると認められるとき、暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員と認められる者のためにレンタルボックスを使用したとき、及び捜査機関からレンタルボックスの捜査を受けたとき。
4. その他本契約の各事項に違反した場合。
5. 上記1の規程により契約解除になる場合には、即刻残置物の処分を致します。

第18条(契約の終了)

1. 契約の解除または解約により本契約が終了した場合は、乙は直ちに当該本物件を現状に復し、甲に明渡さなければならない。
2. 契約期間終了後に残置されている乙の物品については、乙が所有権を放棄したものと甲が自由に処分できるものとする。
3. 前1項に保わず、乙が前項の原状回復義務を怠った場合は甲は乙に代わって原状回復を行うことができるものとする。但し、それに要した費用は乙の負担とする。

第19条(定めなき事項)

1. 本契約に定めなき事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条(管轄裁判所)

甲・乙及び連帯保証人は、この本契約から生じる権利・義務に関して紛争が生じた場合、甲の指定する吹田簡易裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意するものとする。
本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主・及び連帯保証人署名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

第21条(特約事項)

1. キャンペーン契約の為、6ヶ月以内でのご解約の場合、違約金として通常契約時との差額分を支払うものとする。

第22条(動産の移転・処分)

甲は、管理上支障がある場合において、その旨を乙に対し通知するか、若しくはレンタルボックスに掲示をする事によって、レンタルボックス内の動産の移転及び処分をする事ができる。尚、その詳細に関しては、別途定める

『動産の移転・処分に關する覚書』に準ずるものとする。

以上

本契約を証する為、本書2通を作成し、貸主・借主記名捺印の上、貸主・借主各1通保有する。

平成25年4月18日

甲(貸主) 住所: 大阪府吹田市江坂町1丁目23番28号 江坂南ロビ

氏名: アパルトマンホールディングス株式会社



乙(借主) 住所: 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁目92-1-605

氏名:

宮本 志子



TEL:

管理会社 〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-12-1

アパルトマン株式会社 TEL 06-6821-7787 FAX 06-6821-3501

オレンジコンテナ堺P-8 ご利用料金案内

宮本 恵子 様

契 約 番 号	1	2	3
	号		

	賃料 (税別)	管理料 (税別)	引落手数料 (税別)
月 額 利 用 料	9,524	1,500	200

【2019年9月分まで】

請求内容	金額		
賃 料	10,286		
管 理 料	1,620		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,122		

【2019年10月分】

請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	216		
請 求 金 額	12,342		

【2019年11月分より】

請求内容	金額		
賃 料	10,476		
管 理 料	1,650		
手 数 料	220		
請 求 金 額	12,346		

※更新月：毎年4月 更新料：5,500円

管理者

令和1年11月26日
アパルトマンイクシーズ株式会社
電話 06-6821-7787
FAX 06-6821-7788





自動車リース契約書

借受人用

LA071R

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

堺市堺区八幡通2510-8

裏山 正利

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

平成 29 年 7 月 12 日

大阪市北区西天満3丁目5番33号

株式会社トヨタレンタリース大阪

代表取締役 渡邊 誠一

連帯保証人(住所・氏名・職業)



借渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付書類のとおり契約を締結します。

4796562

(100311770-02)

リース方式 メンテナンス

契約 №

(1) 車名	777/1.5L G
自 運 式	NHP10-AHXEB
動 金 額 番 号	
車 台 番 号	
初年度登録	29年 7月 25日 表 記 5440107-4796562 (082) FA20
使用の本拠地	大阪府堺市堺区八幡通2-10-8
保管場所	大阪府堺市堺区八幡通2-10-8

※別紙付属品明細

特別仕様
付属品

(2)リース期間 平成 29 年 7 月 12 日 ~ 平成 34 年 7 月 11 日 60ヶ月

リース料 毎月 42,871円 (総額 2,572,260 円)

消費税 (8.00%) 毎月 3,429円 (総額 205,740 円)

(3)支払月額 毎月 46,300円 (総額 2,778,000 円)

(5)前払金

(6)保証金

(4)支払期日

第 1 回 ~ 第 2 回 平成 29 年 8 月 27 日 支払
平成 30 年 3 月 31 日 支払
第 3 回 ~ 第 59 回 1ヶ月毎 27日 支払
平成 34 年 6 月 27 日 支払

(7)支払方法

その他

(銀行)
(支店)

三菱東京UFJ
大阪営業部

(B)リース料に含まれる項目

- ☐ 登録税車費用
- ☒ 自動車取得税
- ☒ 自動車重量税
- ☐ 自動車賠償責任保険
- ☐ 自動車税
- ☒ 道路開通サービス
- ☒ 任意保険
- ☐ 車検(定期点検整備及び総検検査)
- ☐ 法定定期点検整備
- ☐ プロケア10
- ☐ 一般修理
- ☐ サポートダイヤル

× 事故修理(車両保険付保時)

☐ オイル交換

☐ バッテリー交換 必要数

☐ ジョイント点検1回/3ヶ月

☐ タイヤ交換 必要数

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

☐ タイヤ交換

(B)任意保険

保険会社 *****

保険種類 *****

フリート区分 *****

年齢条件 *****

割引割増 ***** %

対 人 ***** 万円

対 物 ***** 万円、自己負担額 ***** 万円

人身傷害 1名 ***** 万円、1事故 ***** 万円

車 両 1年目 ***** 万円、2年目 ***** 万円

3年目 ***** 万円、4年目 ***** 万円

5年目 ***** 万円、6年目 ***** 万円

7年目 ***** 万円、8年目 ***** 万円

(15)規定損害金

基本額

減額月額

2,397,752円

32,216円

(16)

特約事項

契約開始時点の消費税率にて請求させていただきます

(10)引渡予定日 平成 29 年 7 月 14 日

引渡場所 使用の本拠地

(11)引渡先/ショップ 大阪トヨタ自動車株式会社 堺店

(12)契約走行距離 1,500 km/月 (13)超過走行料 円/km

(14)残価の精算 しない (予定残価 224,444円)



請求予定表

LB081R

〒590-0828

発行日 29年 7月13日

1 ページ

大阪府堺市堺区八幡通2丁10-8

裏山正利 様

株式会社 トヨタレンタリース 大阪

〒530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第3 第2チーム

担当



0002030000

契約N°		車名	777/1.5L G
契約期間	29年 7月12日～34年 7月11日	登録N°	

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	29. 7	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29. 8. 5	29. 8. 27
2	29. 8	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29. 8. 5	29. 8. 27
3	29. 9	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29. 9. 5	29. 9. 27
4	29.10	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29.10. 5	29.10. 27
5	29.11	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29.11. 5	29.11. 27
6	29.12	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	29.12. 5	29.12. 27
7	30. 1	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 1. 5	30. 1. 27
8	30. 2	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 2. 5	30. 2. 27
9	30. 3	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 3. 5	30. 3. 27
10	30. 4	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 4. 5	30. 4. 27
11	30. 5	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 5. 5	30. 5. 27
12	30. 6	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 6. 5	30. 6. 27
13	30. 7	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 7. 5	30. 7. 27
14	30. 8	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 8. 5	30. 8. 27
15	30. 9	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30. 9. 5	30. 9. 27
16	30.10	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30.10. 5	30.10. 27
17	30.11	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30.11. 5	30.11. 27
18	30.12	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	30.12. 5	30.12. 27
19	31. 1	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 1. 5	31. 1. 27
20	31. 2	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 2. 5	31. 2. 27
21	31. 3	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 3. 5	31. 3. 27
22	31. 4	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 4. 5	31. 4. 27
23	31. 5	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 5. 5	31. 5. 27
24	31. 6	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 6. 5	31. 6. 27
25	31. 7	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 7. 5	31. 7. 27
26	31. 8	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 8. 5	31. 8. 27
27	31. 9	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31. 9. 5	31. 9. 27
28	31.10	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31.10. 5	31.10. 27

リース料金	2,572,260 円
消費税額	205,740 円
お支払総額	2,778,000 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱東京UFJ
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



請求予定表

LB081R

〒590-0828

発行日 29年 7月13日

2 ページ

大阪府堺市堺区八幡通 2丁 10-8

裏山正利 様

株式会社 トヨタレンタリース 大阪

〒530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第3 第2チーム

担当

0002030000

契約N°		車名	777 /1.5L G
契約期間	29年 7月12日～34年 7月11日	登録N°	

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
29	31.11	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31.11.5	31.11.27
30	31.12	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	31.12.5	31.12.27
31	32.1	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.1.5	32.1.27
32	32.2	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.2.5	32.2.27
33	32.3	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.3.5	32.3.27
34	32.4	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.4.5	32.4.27
35	32.5	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.5.5	32.5.27
36	32.6	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.6.5	32.6.27
37	32.7	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.7.5	32.7.27
38	32.8	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.8.5	32.8.27
39	32.9	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.9.5	32.9.27
40	32.10	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.10.5	32.10.27
41	32.11	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.11.5	32.11.27
42	32.12	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	32.12.5	32.12.27
43	33.1	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.1.5	33.1.27
44	33.2	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.2.5	33.2.27
45	33.3	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.3.5	33.3.27
46	33.4	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.4.5	33.4.27
47	33.5	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.5.5	33.5.27
48	33.6	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.6.5	33.6.27
49	33.7	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.7.5	33.7.27
50	33.8	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.8.5	33.8.27
51	33.9	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.9.5	33.9.27
52	33.10	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.10.5	33.10.27
53	33.11	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.11.5	33.11.27
54	33.12	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	33.12.5	33.12.27
55	34.1	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34.1.5	34.1.27
56	34.2	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34.2.5	34.2.27

リース料金	2,572,260 円
消費税額	205,740 円
お支払総額	2,778,000 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱東京UFJ
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



請求予定表

LB081R

〒590-0828

発行日 29年 7月13日

3 ページ

大阪府堺市堺区八幡通2丁10-8

裏山正利 様

0002030000

株式会社 トヨタレンタリース大阪

〒530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第3 第2チーム

担当



契約N°		車名	777 /1.5L G
契約期間	29年 7月12日～34年 7月11日	登録N°	

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
57	34. 3	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34. 3. 5	34. 3. 27
58	34. 4	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34. 4. 5	34. 4. 27
59	34. 5	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34. 5. 5	34. 5. 27
60	34. 6	42,871	3,429	46,300	0	0	0	46,300	34. 6. 5	34. 6. 27

リース料金	2,572,260 円
消費税額	205,740 円
お支払総額	2,778,000 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱東京UFJ
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

0018686001

227

に負担します。この場合、甲は乙に対し、それらの費用の償還等を請求することはできません。

3. 甲は、住所、自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は乙の承諾を得て自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令等に基づき速やかに自動車検査証記入申請等の手続を甲の責任と負担で行います。又、変更登録が必要な場合、甲は、乙が実施する変更登録手続きに協力し、その変更登録に係る費用を負担します。
4. 乙は、自動車の修理又は点検整備等をなす場合、甲に対し代車の提供及び休業補償は何等その責任に任じないものとします。
5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りや説明資料の提供等の申入れがあったとき、又は、乙から自動車に乙の所有を示す表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、正当な理由がある場合を除き、直ちにこれに応じます。

（第三者に対する損害賠償）

- 第9条 甲は、自動車の保管、若しくは使用に起因する人的・物的損害について、その損害が甲の過失によるものか否かを問わず、自ら賠償の責めを負い、法令等に従い事件解決をはかります。
2. 前項の場合、乙が第三者に対し賠償金等を支払ったときは、甲は、乙が支払った一切の金額を乙からの請求により乙に支払わなければならないものとします。

（自動車の損害）

- 第10条 甲は、自動車の納車日から乙へ自動車へ返還するまでに天災地変や盗難その他甲いずれかの責にも帰さない事由により自動車に返還、紛失又は使用できない期間が生じた場合（天災地変等を原因とする自動車の保守点検や修理等で使用不能の期間を含む）、直ちに乙に書面での旨を通知すると共に、その事由の如何を問わず、次の各号の通り、甲が損害を負担します。
 - (1) 自動車の一部損失で修復が可能な場合、甲はその責任と負担で自動車も完全な状態に修復又は復元します。この場合、甲は乙に対し、リース料の支払いを拒むことができず、又自動車の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額、休業補償及び損害賠償等を請求できません。又、甲は本契約の目的を達成することができない場合でも、本契約を解除することはありません。
 - (2) 自動車の一部又は全部に損失が生じ修復が不可能な場合又は法律の改廃制定により自動車を使用できない場合、甲は、損害負担金として表（11）記載の規定損害金とリース期間満了時における設定残価及びリサイクル預託金相当額との合計額から、リース料に含まれる表（9）記載の諸費用のうち乙が甲に返還可能な未発生費用を控除した金額（以下「損害負担金」という。）を直ちに現金で乙に支払い、この支払完了と同時に本契約は終了します。
 - (3) 自動車が盗難された場合、甲はその責任と負担で直ちに所轄の警察署に盗難届を提出し、警察署から出された受理番号を乙に通知します。又、甲は、乙と協力して自動車の捜索登録を行うと共に前号の損害負担金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の抹消登録及び損害負担金の支払完了と同時に本契約は終了します。

（リース）

- 第11条 リース料に自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の保険料を含む場合、乙は自賠責保険を付保し、リース料に保険料を含めない場合、甲が、リース料とは別に保険料を負担して自賠責保険を付保し、リース期間中これを継続します。
2. 自動車保険（以下「任意保険」という。）は、甲がリース料とは別に保険料を負担してこれを付保し、リース期間中継続します。この場合、車両保険の被保険者は乙とし、保険金額は乙が定める以上の付保可能な限度内で甲の希望する保険金額とします。
3. 前項の規定にかかわらず、リース料に任意保険の保険料を含む場合、乙が表（10）記載の任意保険を付保します。この場合、甲の申出により乙が保険会社や保険内容の変更手続きを行う場合、この変更により保険料に差額が生じたときは、甲は乙からの請求があり次第直ちに差額金を乙に支払います。
4. 甲が本条に基づき自賠責保険又は任意保険を付保する場合、当該保険証券又はその写しを速やかに乙に提出します。
5. 任意保険で填補されない天災地変や甲の故意又は重大な過失等保険約款の免責条項に起因する損害や自動車保険に免責が定められている場合、その免責額は甲が負担します。
6. 保険事故が発生した場合、甲はその責任と負担で、自ら又は自動車の運転者をして直ちに事故現場における危険防止措置や負傷者の救済措置を講じ、最寄りの警察署に届出するものとします。又、保険会社及び乙に事故の発生日時、内容等を速やかに書面等で通知し、保険金受取に必要となる書類を速速に揃え保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。なお、甲は保険事故発生時に第三者との間で乙に不利益な取決め（示談）をしないものとします。
7. 乙が保険会社から自動車の損失にかかわる保険金の支払いを受けた場合、次の各号の通りとします。
 - (1) 自動車の修復が可能な場合、甲が前条第（1）号の規定に従い自動車を修復・修復した場合に限り、乙が受け取った保険金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
 - (2) 自動車に滅失又は毀損して修理、修復不能の場合、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第（2）号の支払いを免れます。
8. 自賠責保険及び任意保険により填補されない損害は、第9条に基づき甲が全て負担します。その他保険に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規定に従います。

（行為）

- 第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。
 - (1) 第三者への自動車の譲渡、担保入れ等、乙の所有権を侵害する行為をすること。
 - (2) 自動車を酷使し、レース・ラリーその他一般に自動車が行きない場所や本来の用法に反して使用したり、個人用・家庭用として使用する場合でも通常の範囲を超えて使用すること。また、国外に持ち出すこと。
 - (3) 積載量、定員、速度等自動車に定められた限度を超えて使用すること。
 - (4) 本契約に基づく甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
 - (5) 法令の改廃制定により自動車を使用することができなくなったときや自動車の使用制限命令を受けたときに自動車を使用すること。
 - (6) 甲自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的、暴力的な言動又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
2. 甲は、乙の書面による承諾なしに次の各号の行為をすることができません。
 - (1) 自動車を転貸する等第三者に使用させること。
 - (2) 第8条第2項の場合を除き、自動車をカーナビゲーションシステム、ドライブレコーダーその他の機器及びハードディスク、SDカード等の記録媒体等（以下総称して「機器等」という。）を設置又はその一部を除去若しくは交換し、その他自動車の加工、機構替え等によりその原状を変更すること又は自動車の品質等を変更すること。
 - (3) 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途や保管場所を変更すること。
 - (4) 本契約に基づく甲の契約者たる地位を第三者に引受けさせること。
3. 前項第（2）号の規定に基づき、甲が機器等を設置したことにより自動車の品質等が本契約の内容に適合しなくなった場合、乙は一切責任を負わず、甲が、その責任と負担で解決するものとします。
4. 乙は、その選択により甲が付替させた機器等の所有権を無償で取得することができます。但し、機器等に個人情報が記録されている場合、甲は、甲の責任と負担でこれを消去します。

（通知義務）

- 第13条 甲及び連帯保証人は、次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、直ちにその旨を乙に書面で通知します。
 - (1) 住所、氏名、勤務先、職業、収収法に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。
 - (2) 第14条第1項各号に定める事由の一つでも生じ又は生じるおそれのあるとき。
 - (3) 自動車につき盗難、滅失、破損、損傷、故障その他事故が発生したとき。
 - (4) 自動車につき第三者が仮差押、仮処分若しくは強制執行をなす又はその占有を侵害するなど、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
 - (6) 公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき、又は道路交通法に定められる自動車検査証の返付拒否の対象となったとき、若しくは公安委員会に免許の拒否等がされ

たとき。

- (7) 甲又は法人でない連帯保証人が、家庭裁判所の審判により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき、任意後見監督人が選任されたとき、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、任意後見監督人が選任されているとき、又は甲が自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。

（期限の利益の喪失）

- 第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つにでも該当したときは、乙から通知催告等がなくとも甲は残存するリース料全額その他甲の乙に対する一切の債務について、債務の各支払期限の到来まではその支払いをなくともよいという甲の利益（以下「期限の利益」という。）を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- (1) 甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上相当な期限を定めた書面又は電磁的方法による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないとき。但し、本契約が甲にとって商行為である場合、甲の乙に対する債務の一つでも期限内に支払わないとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産の申立又は破産、民事再生その他これらに類する手続開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課を滞納して督促を受け又は保全差押を受けたとき。
- (4) 営業の譲渡や廃止をし、又は解散したとき、監督官庁から営業の停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分があったとき、その他本契約に基づく債務の履行が困難になる事実が発生したとき。
- (5) 死亡したときまたは逃亡、失踪又は刑事上の訴追を受けたとき。
- (6) 手形又は小切手を一回でも不渡りしたとき、又は電子記録債権の支払不能が発生させたとき、その他支払を停止したとき。
- (7) 甲の責めに帰すべき事由で乙に甲の所在が不明となったとき、又は資産、信用等が著しく悪化したと認められる相当の事由があるとき。
- (8) その他本契約に違反し相当な期間を定めてその解消を催告したにもかかわらず、解消されないとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保全のため甲にその返還を請求したときは、甲は、直ちにこれに応ずるものとします。

（契約の解除）

- 第15条 乙は、甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は連帯保証人の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、乙は相当な期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができます。但し、民法第542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合、乙は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 前条第1項各号に定める事由の一つでも生じたとき。
- (2) 甲が不当に自動車の引取りの遅延又は拒絶をしたとき。
- (3) 自動車のにつき必要な保存行為をしないとき。
- (4) 甲が、第13条第（7）号に該当し、自動車の運転その他本契約の継続が困難であるとき。但し、成年後見人、保佐人又は補助人から乙に対し、甲の後見開始等の審判を受けたときから5日以内に書面で、甲が自動車の運転その他本契約の継続が可能であることを通知し、証明したときは除きます。
- (5) 第34条第1項又は第2項で表明保証し、又は承諾した事項のいずれかに違反することが判明した場合。
- (6) 本契約に定める各条項の一つにでも違反し、又は債権関係を損なう義務違反をしたとき。但し、その違反が解消可能なものである場合は、乙がその違反を認識した日から5日経過後でも解消されないときに限ります。

2. 前項により本契約が解除されたときは、乙は、甲乙間の一切の契約を同時に解除することができ、これにより発生する損害は全て甲が負担するものとします。

（契約解除の効果）

- 第16条 前条により本契約が解除された場合、甲は表（11）記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。
2. 本契約の解除が自動車の引渡完了前になされ、乙に売主に支払うべき違約金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。
3. 第15条第1項第（5）号による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は、一切その責任を負いません。

（自動車の返還）

- 第17条 本契約が期間満了、契約解除その他甲の事由により終了したとき、又は乙から自動車返還請求があったときは、甲は、第12条第4項の規定により乙が取得した賠償等を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車を原状回復（以下「原状回復」という。）したうえ（公安委員会による運転禁止原状の貼付があるときは、これを除く）手続きをとったうえ、乙の指定する日時・場所において乙に自動車、自動車の鍵、自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を送還します。但し、第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結するときは除きます。なお、本契約における原状回復とは、自動車の使用・保管により発生した自動車の価値の減少の内、甲の故意・過失、善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を回復することをい、又自動車に設置された機器等に記録されている情報の消去（以下「データの消去」という。）や自動車内の残置物の除去を含みます。

2. 甲は、乙に対する自動車の返還を完了するまで善良な管理者の注意をもって自動車を保管します。なお、自動車の運搬等その返還に要する費用は、甲が負担するものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、乙に返還された自動車が原状回復されていない場合、又は改造・機構替え等による価値の減少があった場合は、甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした甲の自動車の使用条件を甲が著しく超過して自動車を使用了ことが確認できた場合、乙は、自動車の減価相当額を甲に請求できるものとします。
4. 本条第1項のデータの消去は、甲の責任と負担で行うものとし、乙は、データの消去につき一切責任を負わず、自動車の返還後又は引渡後にデータが漏洩したとしても、甲の責任と負担で解決するものとします。
5. 乙に返還された自動車に機器等や残置物（以下総称して「残置物等」という。）がある場合、甲はそれらの所有権を放棄し、乙に対し残置物等の買取りを請求できないものとし、又、乙が任意の方法で残置物等を処分することにつき異議を述べません。なお、残置物等の処分費用は甲の負担とします。
6. 乙が返還された自動車及び残置物等を廃棄処分する場合、法令等の改廃制定により廃棄にかかわる費用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求めることができます。
7. 甲が乙に対する自動車の返還を怠ったときは、乙は、自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができるとします。また、自動車を第三者の占有下にあるため、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払った場合、甲は甲の立替金を直ちに現金で乙に支払います。なお、自動車の回収にかかわる諸費用は甲の負担とします。
8. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、返還完了までの遅延日数に応じ、リース料相当額の賠償金を乙に支払うほか、本契約上の債務を引き続き負担するものとします。
9. 甲が乙に自動車の返還をしない場合、又は不可能な場合、甲は、損害負担金を直ちに乙に支払います。なお、自動車の盗難により返還不能の場合は、第10条第（3）号が適用されるものとします。

（リース期間満了時の設定残価の清算）

- 第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。
 - (1) 表（8）記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は、表（8）記載の設定残価とし、本契約が期間満了した自動車のリースリース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を乙に換価処分した金額（以下「処分価額」という。）又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づき評価額（以下「評価額」という。）から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えないときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税等が別途加ります。
 - (2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わ

ないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用や甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の精算は除きます。

(契約解除時の設定残価の清算)

第19条 第15条第1項各号により本契約が解除され乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

(1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれと処分価額又は評価額に要した一切の費用を控除した残額を表(8)記載の設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えたときは、その超過額を表(11)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税等が別途加ります。

(2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は行わないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の精算は除きます。

(自動車の買取り)

第20条 甲が自動車の買取りを希望し第4条第(2)号の規定により書面に乙に申入れ、甲が乙所定の審査基準を満たした場合、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないこと並びに本契約と別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲の乙に対する債務の履行が遅延していないことを条件に、甲は乙から自動車(以下「リースアップ車」という。)を買取ることであり得るものとします。この場合、本条に定める条件の他乙所定の売買契約書に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の販売価格は、表(8)記載の設定残価相当額とし、リースアップ車の売買代金(以下「売買代金」という。)は、この販売価格とこれに対する買取時の消費税率に基づく消費税等及び再資源化預託金等(リサイクル預託金)等の合計額とします。

3. 前項の売買代金等とは別にリースアップ車の運搬等に要する費用(搬入搬出費を含む。)、売買契約や所有権移転にかかる公租公課等(リサイクル預託金や再資源化預託金等の環境性能割を含む。)、使用の本拠地の変更に伴う手数料、所有権移転登記にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買代金等の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡しは、前項の売買代金等の支払いその他本契約に基づく債務の支払が完了したときにリースアップ車の所在地において現状有姿のまま簡易の引渡しの方法により行うものとし、この引渡しと同時にリースアップ車の所有権は乙から甲に移転します。但し、リースアップ車の所有権移転登記は、甲が甲の責任と負担で直ちにを行うものとします。

5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づく点検等を行っていたことから、リースアップ車の品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(返還損害金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、又乙が甲のための費用を立替した場合は立替金の償還を怠ったときは立替日から、いずれも完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課)

第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税及び地方消費税(以下総称して「消費税」という。)は、甲の負担とします。表記載の消費税等は本契約成立日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払います。

3. 本条第1項に該当する乙負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等に関するものを含む。)及び本契約に基づく取引に際して又は課されることのある公租公課等(以下総称して「公租公課」という。)の全ての諸費用は名義人の如何にかかわらず甲が負担します。

4. 甲は、前項の公租公課等の何れかを乙が別便に支払うこととなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担)

第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。

2. 乙が本契約に関し、本来の権利を行使するに必要又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の搬出費用(諸費用を含む。)、弁護士報酬その他の費用を乙に支払います。

3. 法令等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。

(乙の権利の移転等)

第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、買入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲はこれを承諾します。

2. 甲が乙の承諾を得て自動車を転売したときは、乙は、甲の転売先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転売先からリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

(相殺の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務等)

第26条 甲及び乙は連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(非済の充当)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人)

第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という。)につき、甲の委託を受け甲と連帯して債務履行の責を負うものとし、本契約の終了後、甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結する場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の負担は、本契約書に記載する限度額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て有効に連帯保証したものであることを確認します。

2. 乙が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対してもこの履行の請求の効力が生じるものとします。

3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証又は担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した場合に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了し甲の乙に対する債務の全てが弁済され、書面による乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。

4. 甲が自動車を中心として個人用、家庭用に使する旨でも、従って甲の事業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の事業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本日現在、保証を委託する連帯保証人に民法第456条の1第1項各号に定める情報(①甲の財産や収支の状況、②本件債務以外に負担している甲の債務の有無並びにその額及び履行状況、③本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするもの及びその旨及び内容)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けるにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解したうえで連帯保証人とすることを乙に対して表明及び保証します。

5. 連帯保証人から請求があった場合、乙は、連帯保証人に対し遅滞なく民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務に就たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済額が判明し

ているものの額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

6. 甲は、乙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき連帯保証人に対し情報提供を行うことを認識し当該情報提供に関し異議を述べないものとします。

7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面通知すると共に、乙の手信基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとします。

(通知の効力)

第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り本契約書の住所及び氏名欄の記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠った場合、甲又は連帯保証人が不明になったため、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかった場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を拒絶することができたにもかかわらず通知を受領しなかった場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかったことによって生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)

第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄)

第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとします。

(個人情報の取り扱い)

第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、又乙が本契約の遂行のために業務委託をする契約代行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものと、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

(1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報

(2) 本契約に関する個人情報

(3) 収税法に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

(データ等の取扱い)

第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会又は一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として活用することを承諾します。

2. 乙が商号又は住所等を変更するにあたり、自動車検査登録の記載事項の変更・移転登録等の手続きが必要となった場合、甲はこれに協力します。

3. 甲及び乙は、自動車の保守、安全な運行のため又はリース契約のサービス向上のため、自動車から得られるデータ(メンテナンスやドライブレコーダー関連サービス等)から受ける場合、それらに関するデータを含む。以下総称して「自動車データ」という。)をA[開発等のため乙が活用する]ことを確認します。この場合、自動車データは特定の個人との対応関係を排除し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を同分類に抽出・集計し、傾向又は性質等を数値的に把握する統計データとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む。以下同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して認められる関係を有すること。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与していると認められる関係を有すること。

(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、自動車を反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、転貸してはならないものとします。

(特約事項)

第35条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面でも甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

簡易メンテナンス約定

(リース料)

第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合、表(6)記載のリース料には表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる諸費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)

第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、乙の指定する表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとします。但し、らくらく車検の範囲外の実用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙又は委託工場の事前の書面による承諾を得ず、甲が委託工場以外の整備工場等で車検等を受けた場合、この費用はらくらく車検の範囲外とし、甲がリース料とは別に当該費用を負担します。

(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

第3条 甲は、らくらく車検の継続車検又は構造変更検査(以下「継続車検等」という。)の実施に際し、乙又は委託工場が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に対し、自動車に係る放置違反金滞納の有無を確認すること、又この確認に甲の同意書が必要となるときは、乙の請求後直ちに同意書に記(署)名捺印することにより同意します。

2. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することを承諾します。

3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切責任を負いません。また、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係る一切の諸費用は甲が負担するものとします。

(NCS 20200226)

契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別			契約番号	
(2) リース自動車の表示	車名等	簡易メンテナンス ニッサン セレナ 台数 1 台 2WD 20X Vセレクション+セーフテ	(9) 自動車税環境性能割 (×) 含まれない	(10) 自動車税 (○) 含む
	型式	DAA-HC26	(11) 自動車重量税 (○) 含む	(12) 自動車保険料 (○) 含む
	ミッション	CVT	(13) 自動車保険料 (○) 含む	(14) 自動車保険料 (○) 含む
	エンジン・排気量	ハイブリッド 1,990 CC 定員 8 名	(15) 自動車保険料 (○) 含む	(16) 自動車保険料 (○) 含む
	車体色	ソリッドホワイト	(17) 自動車保険料 (○) 含む	(18) 自動車保険料 (○) 含む
	文字書	無し	(19) 自動車保険料 (○) 含む	(20) 自動車保険料 (○) 含む
	車台番号		(21) 自動車保険料 (○) 含む	(22) 自動車保険料 (○) 含む
	登録番号		(23) 自動車保険料 (○) 含む	(24) 自動車保険料 (○) 含む
	売主	日産自動車販売株式会社	(25) 自動車保険料 (○) 含む	(26) 自動車保険料 (○) 含む
	付属品・特別仕様 (エアコン標準)	I A F (法人会員) アドバンストセーフティパッケージ ・アラウンドビューモニター オリジナルナビ取付パッケージ ETCユニットBM12-S ドライブレコーダー 専用ナビMC315D-W ETCヒットアップ プラスチックバザー フロアマット フロントカーテン 希望ナンバー	(27) 自動車保険料 (○) 含む	(28) 自動車保険料 (○) 含む
(3)	使用の本拠地 (保管場所)	大阪府堺市南区若松台3-14-3	(29) 自動車保険料 (○) 含む	(30) 自動車保険料 (○) 含む
(4)	リース期間	開始日 2021 年 6 月 13 日 満了日 2023 年 6 月 12 日 24ヶ月	(31) 自動車保険料 (○) 含む	(32) 自動車保険料 (○) 含む
(5)	前払リース料	無し	(33) 自動車保険料 (○) 含む	(34) 自動車保険料 (○) 含む
(6) リース料	リース料	24 回 ¥22,000 消費税等額 ¥2,200	(35) 自動車保険料 (○) 含む	(36) 自動車保険料 (○) 含む
	ボーナス加算 1	2 回 ¥72,000 消費税等額 ¥7,200	(37) 自動車保険料 (○) 含む	(38) 自動車保険料 (○) 含む
	ボーナス加算 2	2 回 ¥72,000 消費税等額 ¥7,200	(39) 自動車保険料 (○) 含む	(40) 自動車保険料 (○) 含む
	総額	¥816,000 ¥81,600	(41) 自動車保険料 (○) 含む	(42) 自動車保険料 (○) 含む
	リース料	リース開始日の属する月の当月より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	(43) 自動車保険料 (○) 含む	(44) 自動車保険料 (○) 含む
(7) 支払方法	ボーナス加算 1	2021 年 7 月より 12 ヶ月毎に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	(45) 自動車保険料 (○) 含む	(46) 自動車保険料 (○) 含む
	ボーナス加算 2	2022 年 1 月より 12 ヶ月毎に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	(47) 自動車保険料 (○) 含む	(48) 自動車保険料 (○) 含む
			(49) 自動車保険料 (○) 含む	(50) 自動車保険料 (○) 含む
(8)	残価清算方式・設定残価	オフ・ソレント ¥100,000	(51) 自動車保険料 (○) 含む	(52) 自動車保険料 (○) 含む
(13)	別表参照		(53) 自動車保険料 (○) 含む	(54) 自動車保険料 (○) 含む
(12) 簡易メンテナンスサービス内容			1. 道路運送車両法に定める継続検査時の点検整備及びこれに付随する部品交換 (交換対象部品) a. ブレーキオイル b. エンジンオイル c. オイルフィルター d. ロングライフクーラント 上記簡易メンテナンスサービス内容に定める部品交換は、自動車製造会社の定める取扱説明書やメンテナンスノート等に準じるものとします。	
(11) 損耗金定			リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等	
(10) 自動車保険条件			保険会社 保険種類 フリート・ノンフリート フリート割引(増)等級 フリート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責 賠償保険 対人(1名) 対物(1事故) 搭乗者(1名) 給付・搭傷 安全装置 特約事項	
(9) 自動車税環境性能割			(軽)自動車税 自動車重量税 自動車保険料 自動車保険料 登録諸費用	
(8) 残価清算方式・設定残価			指定メンテナンス工場：リースDeマイカーまるごとガイドに記載	

(13) 特約事項

1. 本契約に定める「処分又は評価に要した一切の費用」（以下「処分費用」という。）は、金 5,000 円（消費税等別）とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。
2. 本契約に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金 5,000 円（消費税等別）の合計額とします。
3. 本契約は再リース契約であり、付属品欄に記載の付属品は原契約時の内容となり、また、すべてを表記しているものではありません。
4. 本契約は再リース契約であり、甲が占有中の自動車にかかる直前のリース契約（以下、前リース契約という）のリース期間満了による終了を条件とします。第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、前リース契約の満了日の翌日に引き渡しが行なわれたものとします。
5. 表 (12) 記載のメンテナンスサービスには、次の機構の修理及び交換費用は含みません。
 - (1) トランスアクスル関係：ジェネレーター、動力分割機構、モーターの修理及び交換
 - (2) インバーター関係：ジェネレーター用インバーター、モーター用インバーター、コンバーター（昇圧コンバーター、DC・DCコンバーター）の修理及び交換
 - (3) HVバッテリーパック関係：HVバッテリーパック、バッテリーコンピューター、システムメインリレーの修理及び交換
 - (4) HVコントロールコンピューター関係：HV制御、モーター制御のコンピューター修理及び交換

以下余白

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記の
とおりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご 契 約

契 約 番 号	
契 約 期 間	令和 3年 6月 13日から 令和 5年 6月 12日まで 24 ヶ月
登 録 番 号	

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

お 客 様 No.	
お問い合わせ先	大阪営業第二部
電 話 番 号	06-6263-0419
担 当 者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引 落 口 座	金融機関名	りそな銀行
	支 店 名	泉北支店
	種 目・口座	普通
口座振替委託会社	NTTファイナンス	

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名	*****
	支 店 名	*****
	種 目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

1 頁

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 金 額 (円)	内 訳 消費税 (円)	税 率	備 考
1	3/ 6	口座振替	3/ 6/25	リース料	24200	1/ 24	22000	2200	10%	
2	3/ 7	口座振替	3/ 7/25	リース料	24200	2/ 24	22000	2200	10%	
3		口座振替	3/ 7/25	リース料 ボーナス	79200	1/ 4	72000	7200	10%	
4	3/ 8	口座振替	3/ 8/25	リース料	24200	3/ 24	22000	2200	10%	
5	3/ 9	口座振替	3/ 9/25	リース料	24200	4/ 24	22000	2200	10%	
6	3/10	口座振替	3/10/25	リース料	24200	5/ 24	22000	2200	10%	
7	3/11	口座振替	3/11/25	リース料	24200	6/ 24	22000	2200	10%	
8	3/12	口座振替	3/12/25	リース料	24200	7/ 24	22000	2200	10%	
9	4/ 1	口座振替	4/ 1/25	リース料	24200	8/ 24	22000	2200	10%	
10		口座振替	4/ 1/25	リース料 ボーナス	79200	2/ 4	72000	7200	10%	
11	4/ 2	口座振替	4/ 2/25	リース料	24200	9/ 24	22000	2200	10%	
12	4/ 3	口座振替	4/ 3/25	リース料	24200	10/ 24	22000	2200	10%	
13	4/ 4	口座振替	4/ 4/25	リース料	24200	11/ 24	22000	2200	10%	
14	4/ 5	口座振替	4/ 5/25	リース料	24200	12/ 24	22000	2200	10%	
15	4/ 6	口座振替	4/ 6/25	リース料	24200	13/ 24	22000	2200	10%	
16	4/ 7	口座振替	4/ 7/25	リース料	24200	14/ 24	22000	2200	10%	
17		口座振替	4/ 7/25	リース料 ボーナス	79200	3/ 4	72000	7200	10%	
18	4/ 8	口座振替	4/ 8/25	リース料	24200	15/ 24	22000	2200	10%	
19	4/ 9	口座振替	4/ 9/25	リース料	24200	16/ 24	22000	2200	10%	
20	4/10	口座振替	4/10/25	リース料	24200	17/ 24	22000	2200	10%	
21	4/11	口座振替	4/11/25	リース料	24200	18/ 24	22000	2200	10%	
22	4/12	口座振替	4/12/25	リース料	24200	19/ 24	22000	2200	10%	
23	5/ 1	口座振替	5/ 1/25	リース料	24200	20/ 24	22000	2200	10%	
24		口座振替	5/ 1/25	リース料 ボーナス	79200	4/ 4	72000	7200	10%	
25	5/ 2	口座振替	5/ 2/25	リース料	24200	21/ 24	22000	2200	10%	
26	5/ 3	口座振替	5/ 3/25	リース料	24200	22/ 24	22000	2200	10%	
27	5/ 4	口座振替	5/ 4/25	リース料	24200	23/ 24	22000	2200	10%	
28	5/ 5	口座振替	5/ 5/25	リース料	24200	24/ 24	22000	2200	10%	
合計		契 約		契 約 額	897600		816000	81600		

駐車場賃貸借契約書

区画番号：



堺市南区若松台 月極駐車場
若松台モータープール

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

所 在 地:堺市南区若松台3丁34番

名 称 :若松台モータープール

区画番号: 

上記物件（以下本物件という）について貸主と借主とは
下記条項により、駐車場賃貸借契約を締結した

- 第1条 借主は善良なる管理者の注意をもって本駐車場を下記車両の駐車場として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
また、貸主に無断で契約車両以外を駐車してはならない。
なお、貸主及び管理会社は借主に対し管理上必要な場合において駐車位置を変更する事ができるものとし、借主はこれを承諾するものとする。

本駐車場の使用期間	2022 年 4 月 1 日から
	2023 年 3 月 31 日まで
車 両 車 種 形 式	日産 セレナ (白)
車 両 登 録 番 号	

- 第2条 賃貸借の期間は上記の1年間とする。 期間満了の際、双方1ヶ月前の更新の拒絶がなければ、この契約期間はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2. 借主は本契約において、借地法・借家法の適用がないことを承認し、期間満了の際の更新の拒絶には、何らの正当理由も要しないことを、貸主、借主は相互に認識する。
3. この契約期間中に於いても、付近の環境の変化及び貸主の都合により貸主より駐車場の明渡要求があれば、1ヶ月以内に立退くこととする

第3条

賃料は月額 <<金8,000円と消費税>>とし、毎月末日までに翌月分を貸主の指定する下記振込先に振込手数料を借主負担で支払うこととする。なお、自動振替を利用する場合は、毎月150円の手数料を借主負担とする。

指定する振込先： りそな銀行 東北とが支店

口座番号： 普通： [REDACTED]

口座名義： 日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

2. 貸主及び管理会社は、賃料の受領による領収証を借主には発行しないものとする。

3. 消費税等の税率が変動した場合は、賃料の消費税等も変動するものとする。なお、消費税を加算した後の合計使用料に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第4条

貸主は、借主が賃料等の支払を怠ったときは、年14.6%の割合で計算した損害金を請求できるものとし、請求にかかる費用は借主の負担とする。

第5条

借主は本契約にかかる債務を担保するため、契約と同時に [REDACTED] 相当を保証金として貸主に支払い、貸主はこれを受領した。保証金は無利息とし、[REDACTED]の契約書を預かり証とする。

2. 借主に賃料の延滞その他の債務が生じたときは、貸主は催告無しに本保証金をこれに充当することができる。尚、これにより保証金に不足が生じた場合、借主は直ちに不足額を補填しなければならない。

3. 本契約終了後、借主が貸主に対し、本駐車場の明渡しを完了した場合、

貸主は借主に保証金を返還する。但し、前項2の不足額及び第9条の費用及び第11条による損害賠償がある場合は、これを差し引いて返還するものとする。

但し、1ヶ月未満の解約に有っては保証金の全額を引金として申受けるものとする。尚、上記返還方法は下記口座への振込によるものとし、振込手数料は借主の負担とする。借主に対する保証金の返還期日は、明渡し精算金確定後1ヵ月以内に行うものとする。

第6条

公租公課、物価の変動又は近隣の状態に因り、主は賃料を変更すること

が [REDACTED] ものとし、借主は異議なくこれに応じるものとする。

借主は本駐車場施設を常に清潔に使用するものとし、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込、その他自動車の洗浄及び、近隣への迷惑行為を一切してはならない。

本契約の締結によって生じた借主の駐車場使用、その他の権利は一切他人へ譲渡できない。

契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、借主は遅滞なく契約車両を引取ること。借主が契約車両の引取りを拒み、又は、引取らない場合は、貸主側で適切に処理することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。

第10条

駐車場で天災地変・火災・盗難その他貸主の責に帰することが出来ない事由により借主が被った損害については、貸主は何等責任を負わないものとする。また、借主の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に他の車両等が無断もしくは駐車違反した為、借主の使用が妨げられた場合においても貸主及び管理会社は借主に対し何ら補償、損害賠償等の義務を負担しないものとする。

第11条

借主又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由により、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは借主は速やかにその損害を賠償しなければならない。この場合貸主は一切の責任を負わない。

第12条

借主が下記①から⑤の項目に該当したときは、貸主は催告なしに本契約を解除することができる。借主は直ちに本駐車場の明渡しをしなければならない。

① 賃料の支払いを滞納したときは、保証金の有無にかかわらず本契約は、当然に解除されるものとし、借主は即刻にこの物件を明渡さなければならない。

② 本契約に際し提出した申込書に虚偽事項を記載するなど、不正な行為によって契約締結に至ったと判明したとき。

③ 仮差押・仮処分・強制執行・破産・解散・和議・会社整理・収監がされたとき。

④ 借主又はその代理人・使用者・運転者、暴力団、暴力団関係団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員であることが判明したとき。

⑤ 本契約書記載の条項の何れかに違反した場合。

尚、借主は契約期間中といえども、止むを得ず本契約を解除する必要がある場合、1ヶ月以前に申し出て、解約に必要な書類を貸主に必ず提出すること。

【提出する書類】(車庫証明を要している方のみ保管場所変更の手続き)

◎転出先の保管場所証明又は、受入れ先の使用承諾書の写し

◎廃車した場合は車検証の写し(抹消)

但し、借主の都合により契約を解除する場合は、質料の前納金の返金はないこととする。

第13条 借主は契約期間中、駐車場施設を利用しなかった場合においても、前払いした使用料を返還請求することは出来ない。

第14条 駐車施設の補修、改善の為、借主が駐車施設を一時使用出来ない場合においても、借主は貸主に前払い使用料の返還を請求出来ない。
但し、その期間が1週間を越える場合には、貸主・借主の協議の上決定するものとする。

第15条 借主は、第1条記載の車両を変更しようとする時は、予め書面をもって貸主に申し出て、その承認を得なければならない。
その後、改めて車両入れ替えの為、車庫証明を得なければならない。
車庫証明取得のための保管場所使用承諾証明書発行手数料は1回につき<<金 円と消費税>>とし、借主は貸主へ支払うものとする。
なお、消費税を加算した後の合計金額に小数点以下の端数が発生する場合は端数を切り捨てるものとする。

第16条 契約の際の入庫時は日割計算とするも、解約出庫時は日割計算をしないものとする。

第17条 借主は、貸主が本駐車場賃貸借契約の貸主の地位を第三者に承継させることを異議無く承諾する。

第18条 本場の賃貸借に関する紛争の第一審管轄は、貸主の所在地を管轄する地方裁判所と合意する。

第19条 借主が死亡し、同居家族が引き続き表記駐車場を賃借する場合は、新たに賃借人を定め、新たな契約を締結するものとする。

2. 借主において、法人組織の変更、法人契約を個人契約、または個人契約を法人契約に切り替えるときは、新たな契約を締結するものとする。

第20条 本契約書に定めのない事項については法令慣習等に従い、貸主借主協議の上誠意をもって対応するものとする。

《特約》1. 本駐車場は貸主と日生ハウジング㈱との間で管理契約を締結しており質料支払い及びその他の処理・通知事項は日生ハウジング㈱が窓口となります。
2. 車庫使用承諾書発行に関しては、車両制限等がありますので、事前に日生ハウジング㈱に確認を要するものとします。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、貸主・借主各1通を保有する。

2022年3月18日

貸主 氏名

借主 住所

氏名

Tel

仲介・管理者 住所 堺市南区竹城台1丁目1番2号

商号 日生ハウジング 株式会社

代表者 代表取締役 三好 明

Tel 072-293-9900

誓約書

貸主（甲）

様

私、田淵 和夫 は、本契約を締結するにあたり、甲に対し、予め以下について誓約致します。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結しようとするものではないこと。
4. 自ら又は第三者をして、次の行為をしないこと。
 - ① 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
5. 本物件を暴力団事務所（暴力団の活動拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ）として使用しないこと及び第三者をして暴力団事務所として使用させないこと
6. 本契約を締結した後において、前各項の何れかに違反することが判明したときは、次の各号について何ら異議を述べないこと。
 - ① 甲が本契約について解除その他一切の措置をとること。
 - ② 前号の措置について甲及び仲介業者に対し如何なる請求もしないこと。

以上、誓約致します。

2022年 3月 18日

住所

堺市南区若松3-14-3

氏名

田淵 和夫

管理規約

1. 当駐車場では、契約指定車を駐車する事を目的とし、その他の車及び物品等を置いてはならない
2. 当駐車場内での事故、盗難等の責任は、負いかねますので敷地内は徐行運転と、盗難を防ぐため、車には貴重品を置かないようにして下さい。
3. 当駐車場では管理人を常駐していませんので、子供が遊んでいたり危険な箇所を発見されたら、管理者に連絡して下さい
4. 本契約借主の賃料支払方法は、貸主指定の銀行口座（下記記載）へお振込頂くか、自動振り替え制を利用して下さい。
5. 大型車、トラックの方はお断りいたします。
6. 車庫証明発行の場合は、予め車庫証明発行予定の車が、当駐車場の枠内に入るか確認の上、管理者へ御連絡下さい。

振込先

りそな銀行 泉北とが支店

普通口座

日生ハウジング株式会社 代表取締役 三好 明

月額賃料

金8,000円と消費税

連絡先

日生ハウジング(株)

TEL

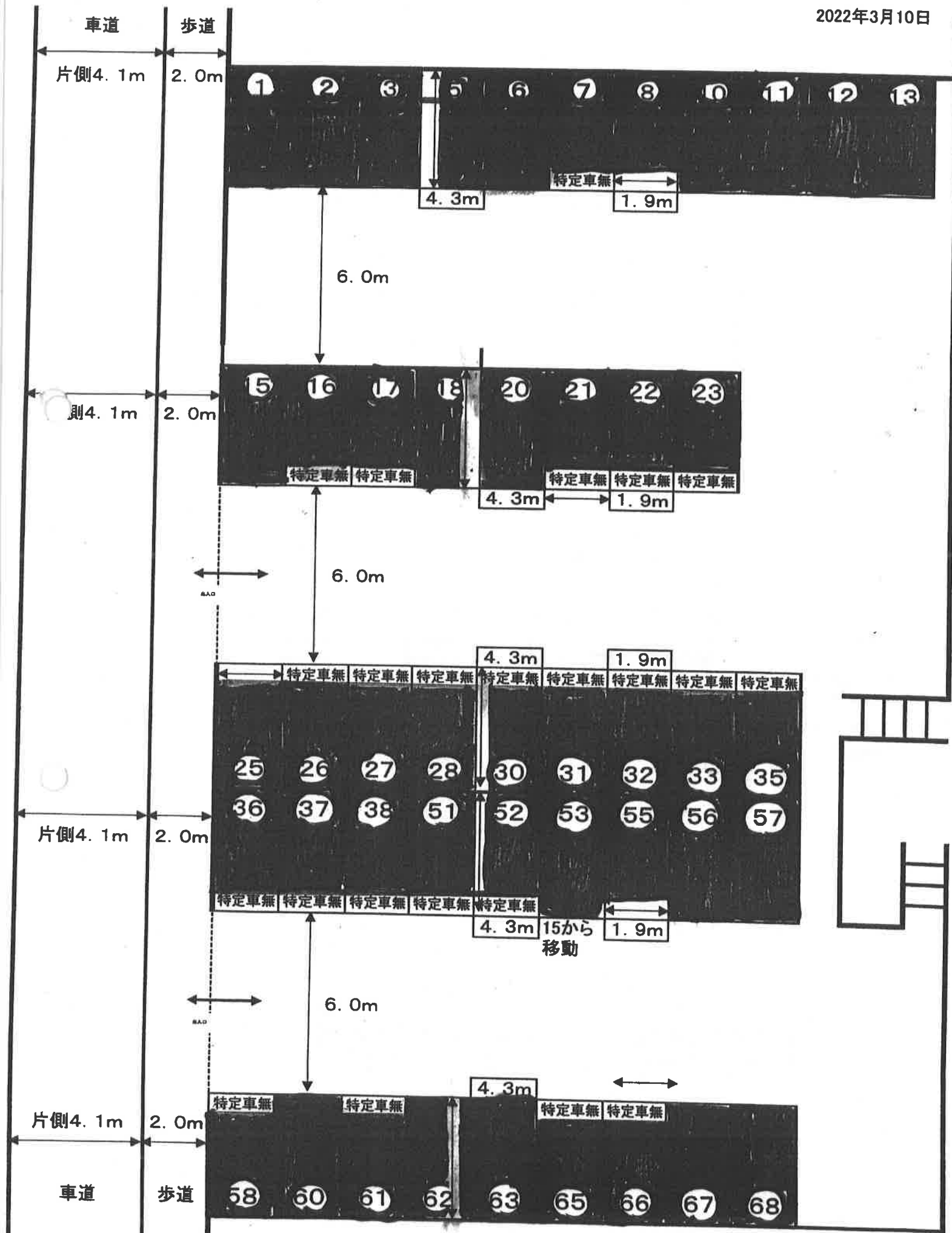
072-293-9900

FAX

072-293-5550

若松台モータープール 堺市南区若松台3丁34番

2022年3月10日



〒 591-8008

大阪府堺市北区東浅香山町4-1-15

北花田庭園都市グランアヴェニュー2号棟

0107 号室

芝田 一様

北花田庭園都市グランアヴェニュー管理組合

管理会社 (株)日鉄コミュニティ 担当: [REDACTED]・[REDACTED]

お問い合わせ先 Tel 06-6537-6821

〒 550-0005

大阪市西区西本町1-7-19

(押印省略)

(3045-2 北花田庭園都市グランアヴェニュー2号棟

0107 号室分)

料金改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年11月4日開催の[棟総会]、及び同12月16日開催の[団地臨時総会]において、『棟別修繕積立金の改定』が承認されたことに伴い、本年4月分から、貴殿のご負担額が以下の通り変更となりますのでお知らせ致します。

敬具

※『棟別修繕積立金』以外の費用に関する変更はございません。

請求項目	区画	現行金額	改定金額	改定年月	実施年月
管理費		10,600	10,600		
駐車場使用料	[REDACTED] [REDACTED]	14,000	14,000		
棟別修繕積立金		4,000	5,000	2019.04	
トランクルーム使用料		300	300		
自転車置場使用料		800	800		
団地修繕積立金		1,000	1,000		
ガス警報器等積立金		200	200		
合 計		30,900	31,900		

組合員資格変更、各種施設の契・解約書類等をご提出済の方には「金額変更等のお知らせ」を、別途書面にてご案内申し上げます。

自動車リース契約申込書

リース申込書

日産カーリース株式会社
大阪府大阪市中央区本町3-5-7
株式会社カーリースコーポレーション
本社 東京都千代田区豊町5丁目2番地1

申込者および連帯保証人予定者は、各々裏面記載の告知事項を承認し、別紙の「個人情報の取扱いに関する事項」に同意するものとします。本契約を申し込む。申込者および連帯保証人予定者は、本申し込みによりかかる費用の納付のため、株式会社カーリースコーポレーション（以下「リース会社」といいます）が必要と認められる場合には、申込者および連帯保証人予定者の住民票を内覧取得し、利用することに同意します。

保証委託契約書
リース契約番号
申込者
住所
生年月日
職業
収入
家族構成
保証人
住所
生年月日
職業
収入
家族構成

連帯保証人予定者
住所
生年月日
職業
収入
家族構成
申込者
住所
生年月日
職業
収入
家族構成

リース申込書
リース期間
リース料
リース開始日
リース終了日
リース開始場所
リース終了場所
リース開始時刻
リース終了時刻
リース開始曜日
リース終了曜日
リース開始月
リース終了月
リース開始年
リース終了年

リース申込書
リース期間
リース料
リース開始日
リース終了日
リース開始場所
リース終了場所
リース開始時刻
リース終了時刻
リース開始曜日
リース終了曜日
リース開始月
リース終了月
リース開始年
リース終了年

お支払計算書 令和 1年11月15日

ご利用に際しましてありがとうございます。今回のご利用内容は、本表「お支払計算書」のとおりです。

お客さま名	芝田 一様
契約番号	

ご利用日	ご利用店名	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会員手数料②
172	日本カーソリューションズ	リース/ノート	58	2046000	0

取扱費用③	諸費用④
0	0
	⑤

お支払総額 ①+②+③+④+⑤	2046000 円
お支払日	毎月27日

お 池田泉州銀行
支 新金岡支店
払 普通預金 *****
内 シバ*タ ハシ*メ様名義の
口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支
容 払口座へのご入金、前日までお願いいたします。

消費税のご案内

- ・1. 2回払い（2回払いでも領金を支払っている場合は除く）をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。＊融資ご利用の方は除かれます。
- ・リース（保証方式）をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	ご請求額	元金	利息	手数料	翌月繰越残高	支払年月日	ご請求額	元金	利息	手数料	翌月繰越残高
1 11227	102300	102300	0	0	1943700	13 21228	34100	34100	0	0	1534500
2 2 127	34100	34100	0	0	1909600	14 3 127	34100	34100	0	0	1500400
3 2 227	34100	34100	0	0	1875500	15 3 3 1	34100	34100	0	0	1466300
4 2 327	34100	34100	0	0	1841400	16 3 329	34100	34100	0	0	1432200
5 2 427	34100	34100	0	0	1807300	17 3 427	34100	34100	0	0	1398100
6 2 527	34100	34100	0	0	1773200	18 3 527	34100	34100	0	0	1364000
7 2 629	34100	34100	0	0	1739100	19 3 628	34100	34100	0	0	1329900
8 2 727	34100	34100	0	0	1705000	20 3 727	34100	34100	0	0	1295800
9 2 827	34100	34100	0	0	1670900	21 3 827	34100	34100	0	0	1261700
10 2 928	34100	34100	0	0	1636800	22 3 927	34100	34100	0	0	1227600
11 21027	34100	34100	0	0	1602700	23 31027	34100	34100	0	0	1193500
12 21127	34100	34100	0	0	1568600	24 31129	34100	34100	0	0	1159400

お支払期間が手続等の都合により変更となっている場合がございますので、必ずご確認ください。
＊お引き落とし金額のご請求について……表記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となることがありますのであらかじめご了承ください。

裏面もございますので、必ずご覧ください。

料金後納
郵便

〒 591-8008
大阪府堺市北区東浅香山町4丁
1-15-2-107

芝田 一様

親展

ご利用明細書在中

株式会社 オリエントコーポレーション

大阪クレジットC大阪東

TEL 06-6263-3100

〒 541-0053

大阪府大阪市中央区本町3丁目 5番7号

御堂筋本町ビル 6階

表裏ともミシン目に沿ってヤマ折りしてから開封してください。

水濡れしている場合は、完全に乾かしてから、
開封してください。

請求書

2022年4月1日

芝田 一

様

Lab-art
わくわくのカラクリ

株式会社ラボアート

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-8-31 安田ビル5F
Tel.06-6131-4545 Fax.06-6131-5144

Tel.06-6131-4545 Fax.06-6131-5144

※下記の通りご請求申し上げます

二請求金額(税込)

¥66,000-

件 名:

ホームページ管理費

[illegible]

備考

毎月払い

振込先：三井住友銀行 大阪西支店 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 力) ラボアート

振込期日：ご契約により決定した期日

契約締結日 令和 4年10月11日

ご契約者 〒 591-8008 #2202029-V

堺市 北区 東浅香山町 4丁 1-15

住 所 グランアヴェニュー 2-107

氏 名 芝田 一

様



(62201)

V 1018 000001 704 1110 0001926/



自動車保険証券

弊社は普通保険約款および特約その他この保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

日本損害保険株式会社

ジェームズ・ナナ

東京都港区新橋4丁目3番3号



証券番号

保険料のお支払いなどについて

払込方法	12分割 (12回払)	口座振替	払込回数 12 回
合計保険料	7090円		
初回保険料	7090円		
2回目以降の保険料	7090円		
初回保険料 払込期日	初回保険料の払込期日は弊社が最初に集金し得る月の所定の振替日です	分割払の第2回目以降保険料払込期日	該当月の所定の振替日

割引・割増など

等級・割増引率	ノンフリート18等級 (割引54%)	事故有無 適用期間	0年
新車割引			
割引			

取扱先・ご連絡先

取扱代理店 扱者	(株)グッと保険サービス 永井勇樹 (CP2CX4) TEL 072-959-7230
商品・契約 内容に関する お問い合わせ窓口	0120-016-693 スマートフォン・携帯電話からもご利用になれます ◆平日・土・日・祝日：午前9時～午後5時 (年末年始を除く)
事故の受付	24時間・365日、事故のご連絡に対応しています。 弊社営業時間外も、緊急時の初期対応サービスを実施しています。 ※このご契約にはロードレスキューが付帯されています。お車が事故や故障などで自力走行不能の際、レッカー搬送や緊急修理などにご対応させていただきます。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
ロードレスキュー	
緊急アシスト サービス	事故受付センター 0120-416-652 スマートフォン・携帯電話からもご利用になれます

取扱営業店 関西本部 大阪プロ営業課

作成日 令和 4年10月17日 契約書 #2202029-V
保険金額等の補償内容および各種特約につきましては、裏面に記載されています。 0001926/

が付された事項および申込書中の「ランダー」「自動車」「人」と記載した事項(通知事項)に内容が変更された場合には、速やかにお知らせください。この通知がない場合は保険契約を締結することや保険料をお支払いできないことがあります。

保険の種類 一般用総合自動車保険(AAI) ロードレスキュー

保険期間 令和 4年11月27日午後4時から
令和 5年11月27日午後4時まで 1 年間

ご契約のお車(被保険自動車)など

★用途車種 自家用小型乗用車

★登録番号 HE12-302652

車 名 ニッサンノート

仕 様

型 式 HE12

初年度登録年月 令和 1年10月 排気量 2.0

機械
装置
保険金額

万円

被保険者

記名被保険者 契約者に同じ

記名被保険者生年月日 保険開始日時点年齢 歳

車両所有者 日本カーソリューションズ(株)

所有権留保の買主
リース車両の借主 芝田 一

補償の対象となる運転者について

付帯特約名称等 運転者年齢条件特約(26歳以上限定)

運転者年齢 20歳以下 21-25歳 26-29歳 30歳以上

①本人・配偶者	×	×	○	○
②同居のお子様	×	×	○	○
③同居のご親族 (上記②を除く)	×	×	○	○
④別居の未婚の お子様	○	○	○	○
⑤従業員	×	×	○	○
⑥上記①-⑤以外の方	○	○	○	○

※従業員とは、上記①-⑤の方が営む事業の業務に従事する従業員をいいます。

補償内容とご契約金額（保険金額）

相手方への賠償に関する補償

	人賠償保険 ご契約のお車を運転中に他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合 ☐ 保険金額 1名につき 無 制 限 料率クラス 10
	物賠償保険 ご契約のお車を運転中に他人の財物（他の車・建物など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合 ☐ 保険金額 1事故につき 無 制 限 免責金額 なし 料率クラス 8

ご自身・搭乗者の方などへの補償

	身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中に自動車事故で運転者や同乗者の方が死傷された場合 記名被保険者ご本人・ご家族が他人のお車に搭乗中や、歩行中等の自動車との事故を含みます。 ☐ 保険金額 1名につき 1億円 ※過失割合に関係なく実損補償 料率クラス 8
	乗者傷害保険 ご契約のお車に搭乗中に自動車事故で運転者や同乗者の方が死傷された場合（定額での補償） 補償されません

ご契約のお車の補償

車両保険 約 エコノミーA	☐ 料率クラス 10 免責金額 1回目事故 0万円 2回目以降の事故 10万円 保険価額または協定保険価額 120万円
------------------------------------	--

	他の自動車（原付を含みます）との衝突・接触によるお車の損害 → 補償されます （相手車が特定できる場合）
	盗難（二輪・原付は除きます）・火災・爆発・台風・洪水・落書き・窓ガラス破損などによるお車の損害 → 補償されます
	自動車・原付以外のもの（電柱、建物など）との衝突や相手特定できない他の自動車との衝突・接触によるお車の損害 → 補償されません

【e約款】普通保険約款・特約は弊社ホームページにてご覧ください。
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

この保険証券は、お車の保険契約の一部であり、詳細につきましては、普通保険約款および特約にてご確認ください。

証券番号

登録番号（または車台番号）

その他の補償

初回保険料口座振替特約 車両保険無過失事故特約 車両搬送時諸費用特約 追加保険料払込猶予特約 臨時代替自動車特約	被害者救済費用特約 車両搬送費用特約 相手車全損時臨時費用特約 他車運転特約 追加保険料分割払特約
---	--

その他の特約等

証券特記事項

団体扱・集団扱

団体・集団名特約

契約手続日にはご確認をいたしお客さまの最終的なご意向（契約内容）は保険証券（表・裏）に記載のとおりです。万が一ご意向と異なる項目がございましたら、表裏記載の連絡先まで至急ご連絡ください。電話等でご契約の場合、意向確認を行ったお客さまと、お客さまの当初のご意向は、事前にお送りした申込書記載のとおりです。

この保険証券に記載された内容が事実と相違した場合、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

通知事項以外の項目で本証券の記載内容に変更が生じる場合も、連絡先までご連絡をお願いします。

※共同保険（会社名、分担割合90%）の表示がある場合は、表示した保険会社による共同保険契約（共同保険に関する特約をセットした契約）であり、各引受保険会社はそれぞれ記載の分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。弊社は共同保険仲介保険会社として、全ての引受保険会社を代理・代行して、保険料の受渡、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

< 参考 >

御見積書		ご商談番号	2022年7月30日 時点 1 枚目 / 2 枚中
注意事項 ・代理店届出番号：第C1915031号 ・各種請求/割引のタイミングおよび金額は状況により変動する場合があります。 ・【無料オプション】回線①②スマートログイン、①②ソフトバンクWi-Fiスポット(i)、①②世界対応ケータイ ・【SB】国内通話料 22円/30秒(税込)※家族間通話は無料 ・初月無料対象のオプションが含まれております。初月無料となる適用条件については店頭クルーまでお問い合わせください。 ・後日来店時に、本見積書と異なる内容の提案・契約となる可能性がありますので、ご了承ください。 ・別途、電話リレーサービスのお支払いが必要となる場合がございます。(1円/月) ・【長期継続特典】データプランメリハリ無制限、データプランミニフィット+、データプラン3GB、データプラン100MBご契約の場合、契約2年目以降の誕生月に1,000円相当のPayPayポイントをプレゼントいたします。		店舗名 ソフトバンクヨドバシ梅田 担当者 連絡先 0663713322 見積書番号 220730528556	
必要書類 ※次回ご来店の際、忘れずにお持ちください 本人 確認書類 お支払方法		□運転免許証 □個人番号カード □日本国パスポート(※) □在留カード+パスポート □健康保険証+補助書類 () □年金手帳(※)+補助書類 () □その他 () ※新製日本国パスポートは補助書類が必要となります ※表紙がブルーの年金手帳は受付不可となります □クレジットカード □キャッシュカード □通帳+印鑑 (銀行印)	

回線別支払い総額	(単位:円) ※記載価格は税込	初月	2ヵ月目	8ヵ月目	14ヵ月目	26ヵ月目	49ヵ月目	50ヵ月目
【① SB/機種変更】 iPhone 13 (128GB)		-						
【② SB/機種変更】 iPhone 13 (128GB)		-						
合計(税込)								

【① SB/機種変更】 分割48回 / データ容量	末日締め (単位:円) ※記載価格は税込	初月	2ヵ月目	8ヵ月目	14ヵ月目	26ヵ月目	49ヵ月目	50ヵ月目
機種	対象期間							
iPhone 13 (128GB)	138,240円 2~49ヵ月目	-	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	0
付属品		8A↑	9A↑	10A↑	9A			

【② SB/機種変更】 分割48回 / データ容量: 2GB	末日締め (単位:円) ※記載価格は税込	初月	2ヵ月目	8ヵ月目	14ヵ月目	26ヵ月目	49ヵ月目	50ヵ月目
機種	対象期間							
iPhone 13 (128GB)	138,240円 2~49ヵ月目	-	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	0
付属品								

自動車リース契約書

契約日 2019年6月6日

貸主（以下甲という）と借主（以下乙という）並びに連帯保証人は、目録記載の自動車（以下自動車という）のリース（以下リースという）について、表記記載及び裏面の約款に基づき契約を締結します。
乙又は乙の連帯保証人が個人の場合は、裏面の約款につづく「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に同意のうえ、契約を締結します。

借主
〒599-8242
所在地 堺市東区陶器北5-34
氏名 大林 健二
代表者
生年月日 年 月 日 電話 ()

連帯保証人
住所
氏名
生年月日 年 月 日 電話 ()

〒150-0013
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15
スバルファイナンス株式会社
代表取締役 高橋 充
クレジット・リース本部
電話 0120-386506



(1) 自動車の目録

契約番号	車名	型式
	フォレスター ADVANCE (EYESIGHT搭載車)	SKEB5GL-PS 4S 20
初度登録年月	車台番号	登録番号
年 月	年 月	年 月
使用の本拠地	引渡場所	保管場所
自動車検査場に記載	ご指定の場所	
付属品・特別仕様	ETCセットアップ リヤビューカメラ ETC2.0無線ケーブル のれんむすハーネス フットランプ	ETCビルトインカー DIGITALサウンドフルトーンナビ ドライブレコーダー ドリンクホルダー・イルミネーション TVコントロール

(2) リース方式	メンテナンスリース	(3) リースメニュー	シンプルパッケージS 個人向けリース
(4) リース期間	60ヵ月	年 月 日 ~ 年 月 日	日まで「リース料お支払明細書請求書」に記載
支払方法	自動引落（毎月5日）	均等	
支払金額	初回～59回目 最終回	58,860 円（消費税込み） 58,860 円（消費税込み）	(8) 規定損害金 基本額 4,408,254 円 減額月額 54,500 円
(5) リース料等	リース料 消費税 計	54,500 円/月（総額 3,270,000 円） 4,350 円/月（総額 261,000 円） 58,850 円/月（総額 3,531,000 円）	(7) 契約走行キロ数 月間 1,000 km 契約期間 60,000 km
リース料 消費税 計	54,500 円/月（総額 3,270,000 円） 4,350 円/月（総額 261,000 円） 58,850 円/月（総額 3,531,000 円）	(8) 支払期日に関する特約 支払開始はリース開始月の翌々月5日を第1回目の引落日とし、その金額は、第1回分と第2回分の2ヶ月分とします。 引落日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を引落日とします。	
リース料 消費税 計	54,500 円/月（総額 3,270,000 円） 4,350 円/月（総額 261,000 円） 58,850 円/月（総額 3,531,000 円）	(9) 車体損傷等補填時の免責特約 （残存価格精算特約付個人リース） 登録車 10万円	

(10) リース料に含まれる項目	(12) 自動車保険の内容
☐ 車両代 ☐ 登録費用 ☐ 自動車取得税 ☐ 自動車税 ☐ 自動車重量税 ☐ 自動車損害賠償責任保険料 ☐ 自動車保険料 ☐ メンテナンス料 ☐ JAF加入金及び年会費	付保先 お客様 保険会社 保険種別 年齢条件 対人 1名 0 百万円 対物 1事故 0 百万円 免責 0 万円 搭乗者 1名 0 百万円 1事故 0 百万円 車両 1年目 0 万円 免責 0-0 万円 ※2年目以降は時価額で付保します。免責金額は保険証券に記載。
☐ 付属品・特別仕様代 ☐ バッテリー交換 個 迄 ☐ 一般修理 本 迄 ☐ 消耗品・消耗部品交換及び故障修理 ☐ エンジンオイル、オイルフィルタ交換 (10回) ☐ 法定点検整備 ☐ 定期点検整備（メーカー推奨時期）	(13) 自動車保険に関する特約 (14) メンテナンスに関する特約 エンジンオイル・フィルター交換は法定点検、車検時とし、新車無料1ヶ月点検・6ヶ月点検はエンジンオイルのみとします。 満3年で新車にお乗り換えの場合、メンテナンスに「総経車検整備」は含まれておりません。

(15) 特約事項 - 下記精算金等には、別途消費税を申し受けます -
残存価格の精算 ☐ あり (1,139,000 円) ☐ なし
* 1年以降毎月乗換特約付
(毎年の乗換精算金を印字、月毎は必要時計算します。▲表示の場合は払戻)
満1年 976 千円 満2年 633 千円 満3年 345 千円
満4年 219 千円
* 超過走行キロ精算金: 80千キロ迄20円/キロ 80千1キロから30円/キロ
* B Pサポート特約
* メーカー保証延長付き (新車時加入コース)

(16) 担当特約店
大阪スバル 株式会社
大阪府守口市八雲町1-21-23
TEL. 06-6909-3131
※初度登録年月、車台番号、登録番号、リース期間は、後日「リース料お支払明細書請求書」等でご連絡いたしますので、契約が満了になるまで本契約書とともに大切に保管ください。

248


株式会社ニヤックス 御中
 〒150-8932 東京都港区西武野4丁目1番18号
 カスタマーセンター（お客様相談室）
 電話番号：（東京）03-6298-6000

契約書(正)
[兼 立書私等委託申込書]

私(申込者(契約者含む))は、別紙(申込書)「J87133 20150425」記載のお申込み
する「同業会員の条項に同意のうえ、申込み(契約含む)」いたします。
私は、本条項で行う場合下と記載された契約者に相当しないことを承諾するが故に契約成立を
期待することに同意する。

下記営業会社は、お客様が本申込みに基づき記入した情報（下記）の〇印項目欄に記録された個人情報（本契約の履行に関する利用以外に、新商品、サービスに関する情報提供、案内のために利用することがあります。

お申込年月日 平成 27 年 11 月 8 日
契約年月日 平成 27 年 11 月 9 日

フリガナ	イナバ イノリ	性別	男	生年月日	年 月 日
お名前 (自署)	大林 健三	自宅電話			
		携帯電話			
〒158-8581	東京都目黒区三軒がわ 1-1-1				

〒158-8581 東京都目黒区三軒がわ 1-1-1

大鵬區中區國器化5番地34

[illegible]

住所	〒114 東京都荒川区西日暮里一丁目1番1号	電話番号	03-3822-1111
----	------------------------	------	--------------

○印を付すに依り、矢印にそつて記入ください。

()	生年(月・日)	生年(月・日)	生年(月・日)
○学生	○職員	○共済員	{ 年金 ○不慮重傷入 ○その他 }

姓名	張永傑	所屬部名(姓部)	空	役 職	空	電話	072-228-7203	(内線)
職名(制定)	空	空	空	空	空	空	空	空

大阪 堺市堺区南瓦所3番1号

[illegible]

未成年者の方の野権者同意欄

私は未成年者である甲公吉の契約行為に同意するとともに、遅延に際して必要な情報を
 提供することに同意し、署名、捺印します。
 ※撤回のため電話を差し上げる場合がございます。

氏名 お名前	フリガナ			生年月日	昭・平 (才)
	(〒 - -)			電話番号	- -
住所 ご住所					

實 德 物 生

又No-77077 土塔町

堺市中央区工務局 3084

貸借契約明細

契

① 英國社會制度

② 口述與筆述



④

月額賃借料等の4ヶ月分

お支払方法	口座振替
-------	------

お支払日	毎月27日
------	-------

平成28年1月27日

下記管理会社は、お客様が本契約に基き記入した情報(左記の○印項目欄に記載された個人情報)を本契約の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する情報提供、案内のため利用することがあります。

管理会社

株式会社ランドピア 契約事務部

【所在地】東京都中央区日本橋蛸屋町1-18-2 中野オースタービル4F
【電話番号】03-3661-5812

【電話番号】03-3661-5812

[1] ご請求予定額(au) 機種変更 iPhone 11 128GB 2020/8/7 1/3

お手持内容 機種変更

店舗名 auショップ 中もず

月々のお支払い額

ご利用項目	(参考) 2年総額 2020/8~ 2022/7※	1ヶ月目 2020/8	2ヶ月目 2020/9	3~24ヶ月目 2020/10~ 2022/4	25ヶ月目 2022/5~ 2022/7	26~48ヶ月目 2022/8~ 2024/7	49~60ヶ月目 2024/8~ 2025/7	(円)
-------	---------------------------------	----------------	----------------	-------------------------------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----

日 購入機器代金	2,948	2,948	5,233	5,213	4,550	41,750	120,878
分割支払金残額(au +1 collection) (2018/04/03契約・48回払い)	663	663	663	663			13,923
分割支払金残額(端末) (2018/08/24契約・48回払い)	2,285	2,285	54,840				57,125
アップグレードプログラムEX特典			-54,840				-54,840
iPhone 11 ホワイト 128GB (24回払い: かえトクプログラム)			2,470	2,470	2,470	39,670	56,810
ノートン モバイルセキュリティ with ダークウェブ モニタリング3年版 for iOS (24回払い)			602	586	586	586	13,494
iPhone 2019(6.1inch)用 3D保護ガラス/ブラック (24回払い)			220	220	220	220	5,060
AirPods Pro (24回払い)			1,278	1,274	1,274	1,274	29,306

33%オフ

420円を請求

△ 854

※店頭支払金は0円です。25ヶ月目以降の分割支払金残額は41,750円です。

※かえトクプログラムは、所定の条件を満たした場合、最終回支払い分39,670円を以下のとおり自動的に分割いたします。

(分割した場合、信用情報機関への登録も以下の内容に変更します。)

所定条件を満たさない場合、再度分割払いとするためには、審査が必要です。

(24回目: 1,674円・25回目~47回目: 1,652円)

契約日

2年6月7日

号

賃借人 大西耕治 殿

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

甲（賃貸人）

乙（賃借人）

大西 耕治

上記、甲・乙当事者間において駐車場使用賃貸借契約を下記の通り締結した。

第 1 条 甲はその所有（占有又は管理）にかかる次に標示の場所を乙所有の下記自動車を駐車するため賃貸する。

1. 名 称

2. 所在地 堺市東区深井町144-7

3. 枠番号 第 号（別紙朱線）

4. 駐車する自動車の名称等

車両名称 プリウス

登録番号

第 2 条 本賃貸借契約期間は、2年 6月 7日より 4年 6月 7日までの2カ年契約とする。

但し、期間満了前30日前までに甲・乙何れからも何等の申出をしないときは、期間満了の翌日より更に同一条件のもとに契約を継続するものとする。

第 3 条 乙が本契約条項に違背し、或いは義務を履行しないときは甲は催告を要しないで何時にても本契約を解除することができる。

第 4 条 駐車場使用の賃料は月額金、7,000 円也 とし、毎月25日までに翌月分を、甲指定の金融機関へ持参し支払うものとする。

但し、1カ月未満の賃料については日割り計算とする。

第 5 条 甲は前条の賃料が公租公課、物価の変動等により、不相当になったときは何時にても改訂することができる。

第 6 条 乙の責めに帰すべき事由により月の途中において、解約するときは当該月の賃料は全額返還しないものとする。

第 7 条 乙は本契約締結と同時に保証金 [REDACTED] 円也を甲に預託するものとする。

前項の保証金には利息を附さない。

第 8 条 甲・乙何れを問わず各々が契約期間中といえども止むを得ず、本契約を解除することができる。

乙が、解約を申し入れるときは1カ月以上前に 甲 に通知しなければならない。尚、この意思表示は解約通知書をもって行い、これを取り消す事はできない。又、解約通知し1カ月分の賃料相当額を支払う事により即時解約することができる。但し、甲においては3カ月とする。解約の際、賃料の計算は、明渡し月の日割り計算はしないものとする。

第 9 条 乙は前条による解約を要求された場合において立退料その他名義の如何を問わず金銭的要求をしないものとする。

第 10 条 乙は賃貸駐車を転貸又は他人を使用させてはならない。

第 11 条 乙は賃貸駐車場の構造変更・造作・加工等契約事の現状を変更してはならない。

第 12 条 乙は賃貸駐車を車両の駐車以外の用途に使用してはならない。

第 13 条 乙は火薬類・酸類・その他危険物或は著しく悪臭を発生するもの、その他駐車を著しく汚損する虞のある物品を搬入してはならない。

第 14 条 甲は駐車場の自動車及び車両内の物品・付属品その他、甲の故意過失によらない原因（火災・盗難・事故・紛失等）によって生じた損害についてはその責を負わない。

第 15 条 乙は甲において賃貸駐車場の改造・修理等のため一時的に車両の駐車が不可能になった場合これに協力しなければならない。

第 16 条 甲が土地利用の為、駐車場を廃止する場合 3 カ月前までに通知し解約を申し入れます。乙においては、甲より解約を申し入れられた場合、期限内に明け渡すものとする。

第 17 条 乙又は乙の関係人（使用人・運転者・同乗者を含む）の故意又は過失により本駐車場並びに、その建物付帯設備・他の車両等に損害を生じさせた時は乙は自己の責任においてこれを補修する。
但し、これらの復旧補修の行為は乙の費用をもって甲はこれを実施することができる。

- （特約事項）
1. 解約時には、保証金より金、XXXXXXXXXX 円也を頂きます。
 2. 以後 2 年毎に賃料は改訂させて頂きます。
 3. 車庫証明発行は 1 回につき金、XXXXXXXXXX 円とする。
 4. 車庫証明発行後 1 年以内の解約については、発行日から 1 年分の賃料を頂きます。
 5. 車庫証明発行を受けた者は、本件解約の際、車庫証明抹消書類（廃車証明・他の保管場所承諾書・移転先の住民票等）を甲に提出するものとする。

（特 記） 賃料の振込先
りな
~~六~~ 組 銀 行
口 座 番 号
口 座 名 義 人

預 金

本契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲・乙各々1通を保持する。

令和2年6月7日

貸 貸 人

住 所
氏 名

堺市
[Redacted Address]

賃 借 人

住 所

堺市中区深井東町2650-5

氏 名

大西 耕治

電 話

072-220-1202



仲 介 人

免許番号

住 所

氏 名

電 話

取引主任者

登録番号

氏 名

トヨタレンタリース大阪自動車リース保証委託契約書(控)

申込書および連帯保証人予定者は、各々貸借記録の「保証委託契約約款」を熟読し、別紙の「個人情報の取扱」に同意し、申込書に同意のうえ、本契約を申し込みます。
申込書および連帯保証人予定者は、本申し込みにかかわる保証のため、特約会社オリエンコーポレーションに同意し、保証人として同意のうえ、本契約を申し込みます。
申込書および連帯保証人予定者は、本申し込みにかかわる保証のため、特約会社オリエンコーポレーションに同意し、保証人として同意のうえ、本契約を申し込みます。

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治

申込書

お名前 大西 耕治

生年月日 昭和 44 年 10 月 27 日

性別 男

住所 大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 5-33

電話番号 06-6105-5120

担当氏名 大西 耕治



請求予定表

LB081R

〒 [redacted]

発行日 1年 5月20日

1 ページ

大阪府堺市 [redacted]

大西 耕治 様

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [redacted]



契約N°	[redacted]	車名	プリウス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録N°	[redacted]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	1. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
2	1. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 6. 5	1. 6. 27
3	1. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 7. 5	1. 7. 27
4	1. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 8. 5	1. 8. 27
5	1. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1. 9. 5	1. 9. 27
6	1.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.10. 5	1.10. 27
7	1.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.11. 5	1.11. 27
8	1.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	1.12. 5	1.12. 27
9	2. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 1. 5	2. 1. 27
10	2. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 2. 5	2. 2. 27
11	2. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 3. 5	2. 3. 27
12	2. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 4. 5	2. 4. 27
13	2. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 5. 5	2. 5. 27
14	2. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 6. 5	2. 6. 27
15	2. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 7. 5	2. 7. 27
16	2. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 8. 5	2. 8. 27
17	2. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2. 9. 5	2. 9. 27
18	2.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.10. 5	2.10. 27
19	2.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.11. 5	2.11. 27
20	2.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	2.12. 5	2.12. 27
21	3. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 1. 5	3. 1. 27
22	3. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 2. 5	3. 2. 27
23	3. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 3. 5	3. 3. 27
24	3. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 4. 5	3. 4. 27
25	3. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 5. 5	3. 5. 27
26	3. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 6. 5	3. 6. 27
27	3. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 7. 5	3. 7. 27
28	3. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 8. 5	3. 8. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回～第 回 円
	第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[redacted]

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



請求予定表

LB081R

〒

発行日 1年 5月20日

2 ページ

大阪府堺市

株式会社 トヨタレンタカー

〒 530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当

大西 耕治 様



契約N°		車名	プリウス 1800ハイブリッド S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録N°	

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
29	3. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3. 9. 5	3. 9. 27
30	3.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.10. 5	3.10. 27
31	3.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.11. 5	3.11. 27
32	3.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	3.12. 5	3.12. 27
33	4. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 1. 5	4. 1. 27
34	4. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 2. 5	4. 2. 27
35	4. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 3. 5	4. 3. 27
36	4. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 4. 5	4. 4. 27
37	4. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 5. 5	4. 5. 27
38	4. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 6. 5	4. 6. 27
39	4. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 7. 5	4. 7. 27
40	4. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 8. 5	4. 8. 27
41	4. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4. 9. 5	4. 9. 27
42	4.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.10. 5	4.10. 27
43	4.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.11. 5	4.11. 27
44	4.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	4.12. 5	4.12. 27
45	5. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 1. 5	5. 1. 27
46	5. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 2. 5	5. 2. 27
47	5. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 3. 5	5. 3. 27
48	5. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 4. 5	5. 4. 27
49	5. 5	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 5. 5	5. 5. 27
50	5. 6	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 6. 5	5. 6. 27
51	5. 7	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 7. 5	5. 7. 27
52	5. 8	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 8. 5	5. 8. 27
53	5. 9	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5. 9. 5	5. 9. 27
54	5.10	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.10. 5	5.10. 27
55	5.11	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.11. 5	5.11. 27
56	5.12	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	5.12. 5	5.12. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 第 回～第 回 第 回～第 回

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込まれる場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。



請求予定表

LB081R

〒 [REDACTED]

発行日 1年 5月20日

3 ページ

大阪府堺市 [REDACTED]

大西 耕治 様

株式会社 トヨタレンタカー 大阪

〒 530-0047

大阪市北区西天満

3-5-33

電話番号 06-6105-5112

地域第2 第2チーム

担当 [REDACTED]

契約No	[REDACTED]	車名	プリウス 1800h/7'リット S CVT
契約期間	1年 5月17日～ 6年 5月16日	登録No	[REDACTED]

回数	利用月	月額リース料金			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
57	6. 1	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 1. 5	6. 1. 27
58	6. 2	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 2. 5	6. 2. 27
59	6. 3	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 3. 5	6. 3. 27
60	6. 4	43,900	3,512	47,412	0	0	0	47,412	6. 4. 5	6. 4. 27

リース料金	2,634,000 円
消費税額	210,720 円
お支払総額	2,844,720 円
前払金	0 円
お支払期日	
充当方法	第 回 円
	第 回～第 回 円
	第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	その他

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	大阪営業部
口座種別	当座
口座番号	[REDACTED]

*消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

0018686001

自動車駐車場使用契約書

貸主と借主は下記物件について裏面条項の通り自動車駐車場使用契約を締結し、本契約書2通を作成する。

個人情報の取り扱いについて

この契約書にてお客様からご提供いただいた氏名、住所等のお客様情報は、弊社の賃貸物件管理及び不動産売買等の事業の円滑な遂行を主な目的として、裏面に記載する「お客様情報保護方針」に基づき、利用、保管させていただきます。尚、お客様に、弊社、弊社の関連会社又は提携会社より広告物を送付することがございます。

積和不動産関西株式会社

No. 20 /

駐車場の表示	駐 車 場 名	ル シーニュ (Le Cygne)
	所 在 地	〒 593-8328 大阪府堺市西区鳳北町3丁25の一部 (地 番)
	契約区画	
所有者	住 所	〒 大阪府堺市
	氏 名	

契約期間・駐車料等	契約期間	2020年1月25日 から 2021年1月31日 までの 1年間		
	駐車場敷金	[REDACTED]円		
	駐 車 料 月額	11,000 円 (消費税等税率10%を含む)		
	自動車保管場所 使用承諾書 発行費用等	発行費用	[REDACTED]円	(消費税等税率10%を含む)
駐車料等支払方法	支払方法・会社	銀行口座引落 (株)ジャパンレントアシストコーポレーション		振替日 10日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
	・支払条件及び保証条件等は、乙と上記会社との支払委託契約及び保証委託契約等に基づきます。			

契約車両	メーカー	ホンダ	車種(車名)	フリード		
	ナンバープレート		色		所有者	上田 勝人

特約事項	

(契約書番号)

2019 年 12 月 2 日

貸主 (甲)	氏 名					
	住 所	〒 590-0079 大阪府堺市堺区新町 4 番 10 号				
	TEL	072-225-5333				
貸主代理人 (丙)	氏 名	積和不動産関西株式会社 堺賃貸営業所 所長 石橋 雅年				
	TEL	072-225-5333				
借主 (乙)	氏 名	カタナ ヲエ タ カット 上田 勝人	性別	生 年 月 日	歳	
	TEL		携 帯			
	住 所	〒 堺市				
	勤 務 先 称			勤 務 先 TEL		
	勤 務 先 所					

中 介 業 者

大阪府知事(4)第48764号
堺市西区鳳東町5丁目1番地2
有限会社 エーワンホーム
代表取締役 上田 浩
TEL 072 (271) 4 4 6 6

管 理 会 社

大阪府堺市堺区新町 4 番 10 号

積和不動産関西株式会社 堺賃貸営業所
所長 石橋 雅年

・この自動車保険ご契約の内容では、補償内容の概要を説明しております（○…補償されます ×…補償されません）。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 ・記載の保険金額は支払限度額となっております。保険金額、免責金額、その他ご契約内容の詳細につきましては、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
 ・自動セット特約は自動車保険ご契約内容に明示されませんので、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）にて、ご契約条件をお確かめのうえ、特約の有無をご確認ください。

補償内容（保険金額等） 補償内容、保険金額、支払方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険種類		タフ・クルマの保険		運転者限定		本人限定		運転者年齢条件		35才以上補償					
		補償の概要		基本的補償		特約									
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。		☐	無制限	対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約									
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。		☐	無制限 (免責金額なし)										
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。		☐	1名につき 3,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円					傷害一時金特約					
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。		☐	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)										
				☐											
お車の償	車両保険	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。		☐	ご契約タイプ : 10補償限定 車両保険金額 (1年目) 80万円 免責金額なし 車両保険金額 (2年目以降) 2年目 70万円 3年目 65万円					全損時賠償特約					
				☐											
		1. 相手自動車との衝突・追突(相手自動車も被害を受ける場合)	2. 追いつき	3. ご契約のお車に搭乗中の方などが被害を受ける場合	4. 火災・爆発	5. 盗難	6. 暴行(じょう)等による暴力行為または暴行未遂	7. 自然・風・雷・水・雹・雪・凍結	8. 客寄せ・いたす・窓ガラス破壊	9. 乗車中または降下中の他物との衝突	10. その他無事故(①-⑨を除外)	11. 対歩行者・自転車・動物との衝突・追突	12. 電柱・ガードレール等との衝突	13. 盗難・転倒	14. 地震・噴火・津波
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
ロードアシスタンスサービス		☐	ご利用いただけます				ロードサービス費用		☐	ロードサービス費用特約・代車提供型					
その他の特約等		運転者限定特約：本人 運転者年齢条件特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 日常生活賠償特約：保険金額一国内無制限/国外3億円(国外は示談交渉なし) 車両保険無過失事故特約 継続手続特約 長期保険料分割払特約 初回保険料口座振替特約													
合計保険料		各保険年度の合計保険料欄に記載のとおり					払込方法		月払(口座振替)36回払 初回保険料口座振替						
保険料払込期日		第1回は保険始期翌月所定の振替日。2回目以降は、保険始期の翌々月から毎月所定の振替日					各保険年度の合計保険料		1回分保険料 1年目 4,600円 2年目 4,530円 3年目 4,510円						
口座振替日は原則として毎月26日(一部の金融機関は27日)です。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替えられます。払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。															
		*他の保険契約の有無							*過去1年間の解約の有無						
		[証券番号]													
		[]													
		[]													
		[]													

自動車保険契約内容見積書

ご氏名

上田 勝人 様

保険期間

令和 1年 8月11日 ~ 令和 4年 8月11日

お車の情報	
登録番号	平成22年 9月
初年度登録	自家用小型乗用車
用途車種	ワゴン
車名	CR3
型式	車両：3 対人・自損：3 対物：4 傷害：4
料率クラス	
全プラン共通の割引・割増・特約等	
被保険者：個人	
被保険者年令：54才	
専業用車：非該当	

※下記特約をいける場合、同様の契約が他にあると補償が重複することがあります。
日常生活賠償、弁護士費用—自動車事故型

メッセージ

車両有と車両無しとの2プランをご案内します。
差額が車両保険部分の保険料です。

代理店情報

令和3年10月1日 作成 Ver.8.5.0
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

おすすめプラン		おすすめ1	おすすめ2
保険種類		タフ・クルマの保険 (個人総合)	タフ・クルマの保険 (個人総合)
運転者限定 運転者年令条件 ハザード等級/事故有償適用期間 使用目的 免許証の色	運転者限定	本人限定 35才以上補償 20等級0年63%割引 通勤・通学使用	本人限定 35才以上補償 20等級0年63%割引 通勤・通学使用
	対人賠償	無制限	無制限
	対物賠償/免責金額	無制限 / 免責なし	無制限 / 免責なし
	特約	対歩行者等傷害 (注) / 対人臨時費用 対物超過修理費用	対歩行者等傷害 (注) / 対人臨時費用 対物超過修理費用
相手への賠償	人身傷害	ご契約のお車搭載中のみ補償 3000万円 (無保険車傷害 2倍円)	ご契約のお車搭載中のみ補償 3000万円 (無保険車傷害 2倍円)
	特約	傷害一時金	傷害一時金
おケガの補償			
車両保険	ご契約タイプ	10補償限定 地震・噴火・津波補償なし	補償なし
	免責金額	80万円 免責なし	x
お車の補償			
特約	全損時賠償費用		
	ロードサービス費用	補償あり/代車提供型	補償あり/代車提供型
特約・サービス	ロードサービス	ご利用いただけます	ご利用いただけます
	その他の補償・特約 (セットされる補償・特約 名称を表示します)	長期優良割引 長期車両保険金額 2年 70万円 3年 85万円 被害者救済費用 車両無過失事故 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償	長期優良割引 被害者救済費用 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償
保険料		車両保険あり 車両保険なし	車両保険あり
長期分割 3年払		1年目保険料 4,600円 2年目保険料 4,530円 3年目保険料 4,510円 総合計保険料 163,680円	1年目保険料 3,310円 2年目保険料 3,270円 3年目保険料 3,270円 総合計保険料 118,200円

※ 対人賠償責任保険で補償されない相手過失部分の損害についても補償する特約です。

自動車保険契約内容見積書

ご住所 〒593-8328

大阪府 堺市 西区 鳳北町 3丁 25番地 ル・シーニュ
201号

ご氏名 上田 勝人 様

継続

お車の情報

登録番号 [REDACTED]
 車台番号 GB3-1307388
 初度登録 平成22年 9月
 用途車種 自家用小型乗用車
 車名 フリート
 型式 GB3
 料率クラス 車両: 4 対人・自損: 6 対物: 6 傷害: 4

メッセージ

※Web約款、e co保険証券のご選択をおすすめしています

代理店・
 扱者／
 仲立人 ガリバーインシュアランス
 TEL 03-6630-2538
 代理店サブコード G0917

保険期間 令和 4年 8月11日～令和 7年 8月11日

全プラン共通の割引・割増等

被保険者: 個人
 被保険者年令: 57才
 免許証: [REDACTED]
 事業専用車: 非該当
 等級: 20等級0年63%割引

おすすめプラン		プラン3	プラン2	プラン1	前年のご契約内容
保険種類	運転者限定条件	タフ・クルマの保険 (個人総合) 本人限定 35才以上補償 通勤・通学使用	タフ・クルマの保険 (個人総合) 本人限定 35才以上補償 通勤・通学使用		タフ・クルマの保険 (個人総合) 本人限定 35才以上補償 通勤・通学使用
	対人賠償	〇 無制限	〇 無制限		〇 無制限
	対物賠償	〇 無制限	〇 無制限		〇 無制限
	対歩行者等傷害	〇 無制限	〇 無制限		〇 無制限
	対人臨時費用	〇 無制限	〇 無制限		〇 無制限
人身傷害	ご契約のお車搭乗中のみ補償	〇 3000万円 (無保険車傷害 2億円)	〇 3000万円 (無保険車傷害 2億円)		〇 3000万円 (無保険車傷害 2億円)
	傷害一時金	〇	〇		〇
車両保険	ご契約タイプ	10補償限定 地震・噴火・津波補償なし 55万円 免責なし	補償なし		10補償限定 地震・噴火・津波補償なし <最終年度> 55万円 免責なし
	特約	全損時諸費用			全損時諸費用
特約・サービス	ロードサービス費用	〇 補償あり/レンタカー型 〇 ご利用いただけます	〇 補償あり/レンタカー型 〇 ご利用いただけます		補償あり/レンタカー型 〇 ご利用いただけます
	ロードアシスタンスサービス	長期車両保険金額 2年 50万円 3年 45万円 被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償	被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償		被害者救済費用 代車拡張レンタ型 日額 7000円 車両無過失事故 弁護士費用 —自動車事故型 日常生活賠償
その他の補償・特約 (セットされる補償・特約 名称を表示します)					
上記に記載の補償・特約以外に すべてのおすすめプランに 共通でセットされている特約は 右記のとおりです		車両保険あり	車両保険なし		
1年目保険料 2年目保険料 3年目保険料 総合計保険料	長期分割月払36回 初回口振	4,340円	3,410円		長期分割月払36回 初回口振 1年目 4,340円 2年目 4,290円 3年目 4,240円 総合計 154,440円
		4,290円	3,370円		
		4,240円	3,370円		
		154,440円	121,800円		
◇お得金額		960円	960円		

お得金額は当社1年契約を無事故で3年間継続した場合の保険料総額との差額です。ご契約後の保険料改定等は考慮していません。
 以下の特約をセットする場合、補償内容が同様の契約が他にあると補償が重複することがあります。
 日常生活賠償 弁護士費用—自動車事故型

倉庫・駐車場使用契約書

大府堺市 貸主 (甲) 上田勝入
大府堺市 借主 (乙) 上田勝入

貸主 (北野正徳、以下甲という) と借主 (以下乙という) の間に於いて
下記の通り駐車場の使用に契約した。

- 第 1 条 甲はその所有する下記の駐車場 (建物含む) を乙に賃貸し乙はこれを賃借する。
堺市 堺市 香の車庫
香の車庫 香の車庫
香の車庫 香の車庫
香の車庫 香の車庫
- 第 2 条 賃貸借の期間は、令和 2 年 1 月 31 日まで
令和 3 年 1 月 31 日まで
- 第 3 条 賃料 1 月 16,000 円とし、乙は毎月 1 日までに翌月分を甲の住所に持参して支払うものとする。ただしその賃料が経済事情の変動、公租公課の増加等々により不相当となった場合には、甲は契約期間中であっても賃料の増加要求をすることが出来るものとする。
- 第 4 条 甲は、初回契約時に、敷金として金 円を乙から受領した。
- 第 5 条 乙は本件駐車場を次の車庫 (駐車場) の車庫に利用するほか、他の用途に使用することはしない。そのため、原則として建物の改造・造作などは行わない。また、賃貸借の譲渡・転賃なども行わない。
- 第 6 条 乙は、次の場合には事前に甲の書面による承諾を受けねばならない。
1. 正当な理由に基づき建物の改造、造作、模様替えなど建物の現状を変更するとき。
2. 登録簿を変更するとき。
- 第 7 条 本契約は、次の場合には催告その他の手続なく当然消滅するものとする。
1. 本件建物が火災その他の災害で大破あるいは滅失したとき。
2. 本件建物の全部が公共事業のために買い上げ、収容または使用され、本契約を存続することができないとき。
- 第 8 条 乙が次の場合の一つに該当したときには、甲は催告なしに直に本契約を解消できるものとする。
1. 2 か月以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしつぱしは遅延し、賃貸人と賃借人との信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 第 9 条 第 5・6 条の規定に違反したとき。
4. 長期不在により賃借権の行使を存続する意志がないと認められるとき。
5. 近隣、もしくは他の者の迷惑になる行為があったとき。
6. その他、本契約に違反したとき。
- 第 9 条 建物の部分的な小修繕は乙が費用を負担して自ら行なうものとする。

- 第 10 条 乙の責めに帰せられるべき事由により建物を汚損、破損もしくは滅失したとき、または甲の承諾なしに建物の現状を変更したときには、乙はすみやかにこれを現状に回復し、または損害の賠償をするものとする。
- 第 11 条 敷金には利息をつけないものとし、乙が賃料の支払いを怠ったときは第 10 条の損害賠償金額を支払わなければならないものとする。
- 第 12 条 甲は、賃貸借契約が終了し、乙から建物の空渡しを受けたときにはそれと同時に敷金全額を乙に返還する。但し、延滞賃料または第 10 条の損害賠償金があるときには、これを差し引いて残額を返還するものとする。
- 第 13 条 乙は本件建物の空渡しに際し、甲に対して移転料、老舗料その他これに類する金銭上の請求をしないものとする。
- 第 14 条 乙は本契約が終了した場合において、本件建物の空渡しをしない間は、賃料相当額の 2 倍の損害金を支払うものとする。
- 第 15 条 乙は、建物の空渡しに際し、その所有または保管する物件を全部取去し、もし甲の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを現状に復したうえで、甲の立合いを求め、本件建物の引渡しをするものとする。
- 第 16 条 万が一、この契約に関する係争が生じた場合、甲の居住地の裁判所を、第一審の管轄裁判所とすることにす。
- 第 17 条 乙が本契約の解約を申し入れるときには、予め 1 か月以前にこの旨を通知するものとする。
- 第 18 条 特約事項
1. 本件建物及びその敷地内で盗難、損傷等々の事故が発生した場合は、原則として乙の責任において善処し、甲は責任を負わないものとする。なお、天災・火災等においては、損害の因果関係を明らかにしたうえで、双方の善処範囲を定める。
2. 解約の際の賃料は、空渡しの月の日割計算はしない。但し、解約通知日に属する月内に空渡した場合は、解約通知日より起算して 1 か月目までの日割計算とする。
3. 賃借人は本契約終了時には本駐車場を完全に空室にするものとする。
万が一残置物がある場合、貸主が処分しても一切異議ないものとし、各当事者
以上の通り契約が成立したので、本契約書を 2 通作成し、各自署名捺印のうえ賃貸人・賃借人各 1 通ずつ所有する。

令和 2 年 1 月 31 日

賃貸人 住所: 堺市 電話: (tel & fax)

氏名:

賃貸人 住所: 堺市 電話:

氏名: 上田勝入

賃料は、大府堺市西區上 459-7 ナス鍵 那須修
セ ないで振込みにて支払うこととする。

2020年9月23日

〒 593-8328

大阪府堺市西区鳳北町3丁25番地

ル シーニュ (Le Cygne) 0201

上田 勝人**** 様

積水ハウス不動産関西株式会社

堺賃貸営業所

TEL 072-225-5333

〒 590-0079

大阪府堺市堺区新町4番10号



([REDACTED])

口座振替開始のご案内

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当社管理の建物をご利用頂き誠に有難うございます。

さて、先日お申込頂きました家賃等の口座振替手続きが完了致しましたのでご案内申し上げます。

内容は下記の通りですので、振替日前日までに振替口座へご入金下さるようお願い致します。

2020年10月分賃料等より下記お口座から振替を開始させていただきます。

万一手続き上等の問題により、振替月が変更となりました場合は別途ご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

振替日 末日（銀行休業日の場合は翌営業日となります）

振替開始年月 ※初回振替日は2020年9月30日（水）となります。

振替口座 銀行支店 三井住友銀行 粉浜支店

口座番号 普通 [REDACTED]

口座名義 ウェグ カト

〈敬称略〉

振替金額 106,880 円

（但し、手数料110円を含んでおります。）

また、水道料等実費のご請求がある場合上記金額に加えて振替させていただきます。

※現在滞納されている方は、滞納分を含めて振替させていただきます。

※個人情報保護の為、口座番号下4桁非表示としております。

※振替開始年月分の賃料等を既にご入金されている方は、次月以降の振替開始となる場合がございます。

※なお、家賃は、前払い（月末までに翌月家賃）となっておりますのでご注意ください。

以上

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

保険契約者

〒 599-8123

住所 大阪府 堺市 東区 北野田472-19

氏名 廣田 新一 様

三井住友海上火災保険株式会社

大阪府 堺市 東区 北野田472-19

取締役

松本 真一郎

GK

クルマの保険

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済2 0004512
DPI0 0001/0001 CNA23GA1XX0004512#
(ATH64-6062)

■ご契約内容に関するお問合わせ先

三井住友海上 お客さまデスク
(ATH-64) TEL 0120-988-777代理店・扱店・仲立人 トヨタカローラ南海 堺大野芝店
(6062) TEL 072-237-6421
FAX 005 041872

■ご契約内容変更のご連絡先

上記表示の代理店・扱店・仲立人または三井住友海上までご連絡ください。

(*ご住所やご契約のお車など一部の変更は当社ホームページからお手続いただけます
⇒https://www.ms-ins.com)

■事故のご連絡先

事故受付センター
TEL 0120-258-365

受付時間：24時間 365日

契約日 令和 3年12月22日 証券作成日 令和 3年12月22日

生年月日 昭和44年11月19日
電話番号 072-247-5139
携帯電話番号 080-3035-1350当社は、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)およびこの保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、
その証としてこの保険証券を発行いたします。
保険証券の記載内容がご申込内容と相違している場合は、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。
(ご注意) お客さまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、
表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、何卒ご了承ください。令和 4年 1月 9日 午後 4時から
令和 7年 1月 9日 午後 4時まで 3年間GK クルマの保険
家庭用自動車総合保険

記名被保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。

保険契約者住所に同じ

保険契約者に同じ

個人

※生年月日：昭和44年11月19日 ※運転免許証の色：
運転免許証の有効期限：令和 8年12月

運転者年令条件等

本人・配偶者限定
廣田 新一 様
とその配偶者
35才以上補償

範囲	年令	20才以下	21~25才	26~34才	35才以上
本人		X	X	X	O
配偶者		X	X	X	O
同居のご家族		X	X	X	X
別居の未婚の子		X	X	X	X
上記以外の方		X	X	X	X

[O] 補償されます [X] 補償されません
●上表にかかわらず補償される場合もあります。

その他のご契約に関する事項

ご契約にあたり、当社が把握(一部推定を含む場合があります)しました運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまの当初のご意向は以下のとおりです。
運転者限定：運転者本人・配偶者限定 運転者年令条件：35才以上補償 ご契約内容は本書面の運転者年令条件等欄でご確認ください。
約款閲覧方法は「Web約款」をご選択いただいております。【ご契約のしおり(普通保険約款・特約)】の閲覧には当社ホームページ(Web約款)をご利用ください。

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。

シエンタ

1500 ハイブリッド G

NHP170G

自家用小型乗用車

通勤・通学使用

*初度登録：平成29年12月 車検満了日：令和 4年12月20日
料率クラス：車両 7 対人・自損 5 対物 6 傷害 5 **福祉車両：
付属機械装置：
**車両登録地・保管場所： *先進環境対策車区分：ハイブリッド車
*車両所有者：保険契約者に同じ 公有：
準公有：

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。

ノンフリート 16等級 事故有係数適用期間0年 (52%割引)

新車割引 ノンフリート多数割引3%

年令別料率：記名被保険者の年令に応じた保険料が適用されています。

電子手続【日時・場所】令和 3年12月22日午後 4時33分頃・代理店事務所【募集人名】

【お手続きされた方】廣田 新一 様

コピー *Dア 10

車種 軽自動車 1

明細書数

日付印 ATH64

計上月 12

日付印 G231

保険区分 OC

#

特約

三井住友海上 トライバースカート

事故発生時、以下の手順をおこなってください。

1. 事故発生時 2. 警察への届出 3. 相手方の連絡 4. 保険会社の連絡

下記にご連絡ください 【受付時間】24時間365日/スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけます

以下、三井住友海上のウェブサイトからご確認いただけます。

事故受付センター

0120-258-365

おクルマQQ隊：レッカー手配や故障

0120-096-991

かけ間違いにご注意ください。

トヨタカローラ南海 堺大野芝店

①証券番号

②登録番号

③お客さま 廣田 新一 様

④ご連絡者およびお車の運転者のお名前とご連絡先

事故のご連絡をいただいた際に、以下のような内容もお尋ねしますので、可能な範囲で
ご確認をお願いいたします。

①いつ(事故日時)

②どこで(事故発生場所：都道府県市区郡○○付近)

③誰が(事故発生時) ④誰が(事故発生時) ⑤誰が(事故発生時)

※必ず読んでください。必ず読んでください。

補償内容と保険金額につきましては、
裏面をご覧ください。保険期間中に記載内容に変更が生じた場合は、
または事故が発生した場合は、直ちに取扱
代理店または当社にご連絡ください。※印の項目は告知事項です。告知事項の内容
が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、
保険金をお支払いできないことがあります。また、★印の項目は通知事項です。通知事
項の内容に変更が生じた場合は、速やかに
ご契約の取扱代理店または当社にご連絡
ください。ご連絡がない場合、ご契約を解
除し、保険金をお支払いできないことがあ

損償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いただいております

三井住友 (04) 16等級 事故有係数適用期間 0年
 始期日 令和 3年 1月12日 満期日(算出期日) 令和 4年 1月 9日
 3等級ダウン事故 0件 1等級ダウン事故 0件

2 0004512 0710 0001/0001 CNA23GA1XX0004512#

的香芒 ☒ 專用式(一)

コードでアクセス

此詳細は保証証書にてご説明いたします。

【おクルマQQ隊 サービスの概要】
ご利用は事前に（ご自身で救援事業者を手配されずに）専用ダイヤル
にご連絡いただくことが条件です。
サービスの詳細は「ご利用規約」をご覧ください。

- レッカーQQ手配サービス
※レッカーけん引は、ロードサービス費用特約の対象
- 故障トラブル・ガス欠QQサービス
※バッテリー・ガス欠は、1保険年度中それぞれ1回まで無料
- 宿泊サポートQQサービス
※臨時宿泊費用は、ロードサービス費用特約の対象
- 移動サポートQQサービス
※臨時帰宅・移動費用は、ロードサービス費用特約の対象

MSI 自動車 保険料計算 - Internet Explorer

内訳保険料確認

＜保険料＞	合計	7770円
-------	----	-------

初回	
----	--

総合計	286,920円
-----	----------

＜内訳＞	対人	
------	----	--

対物	
----	--

人身	
----	--

搭傷	
----	--

車両	3430円
----	-------

レンタカー費用	
---------	--

ロードS費用	
--------	--

車内手荷物等損害	
----------	--

バイク	
-----	--

弁護士	
-----	--

生活賠償	
------	--

損害費・自己負担	
----------	--

全額補償費用	
--------	--

その他	
-----	--

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

277

切手等受払簿 【切 手】

2022 年 7 月 2 日

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			10 円			20 円			50 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	10		10	6		6	11		11
		4月計	10	0	10	6	0	6	11	0	11
5/17	0517005	市民相談					2	4			
5/18	0518004	市民相談					2	2			
5/18	0518005	市民相談					1	1			
		5月計	0	0	10	0	5	1	0	0	11
		累計	10	0	10	6	5	1	11	0	11
7/5	0705005	市民相談								1	10
7/20		購入により受入	0	0	10	10	0	11	0	0	10
		7月計	0	0	10	10	0	11	0	0	10
8/9	0809010	市民相談					1	10			
		8月計	0	0	10	0	1	10	0	0	10
9/2	0902019	市民相談		1	9						

切手等受払簿 【切 手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

受入れ・払出しの内容 単位：枚

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要									
			10 円			20 円			50 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		9月計	0	1	9	0	0	10	0	0	10
		累 計	10	1	9	16	6	10	11	1	10
12/1	1201005	市民相談				0	1	9			
12/6	1206003	市民相談				0	1	8			
12/19	1219003	市民相談					1	7			
		12月計	0	0	9	0	3	7	0	0	10
		累 計	10	1	9	16	9	7	11	1	10
2/28	0228009	市民相談					1	6			
2/28	0228010	市民相談					2	4			
		2月計	0	0	9	0	3	4	0	0	10
3/1	0301003	市民相談					1	3			
3/27	0327034	市民相談		1	8						
		3月計	0	1	8	0	1	3	0	0	10

切手等受払簿 【切 手】

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

[illegible]

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			84円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	9		9	8		8	8		8
4/11	0411005	市民相談								1	7
4/25	0425013	市民相談								2	5
		4月計	9	0	9	8	0	8	8	3	5
5/2	0502020	市民相談		2	7						
5/17	0517005	市民相談					1	7			
5/18	0518008	市民相談		1	6						
5/18	0518005	市民相談								1	4
5/18	0518006	市民相談								1	3
5/18	0518007	市民相談								1	2
		5月計	0	3	6	0	1	7	0	3	2
6/17	0617006	市民相談		1	5						
		6月計	0	1	5	0	0	7	0	0	2

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			54円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		累計	9	4	5	8	1	7	8	6	2
7/4	0704019	市民相談								1	1
7/5	0705005	市民相談					2	5			
7/20		購入に於受入							5	0	6
7/27	0727027	市民相談		1	4						
		7月計	0	1	4	0	2	5	5	0	6
8/9	0809010	市民相談								1	5
		8月計	0	0	4	0	0	5	0	1	5
9/2	0902019	市民相談					2	3			
		9月計	0	0	4	0	2	3	0	0	5
		累計	9	5	4	8	5	3	13	8	5
10/13	1013008	市民相談		1	3						
		10月計	0	1	3	0	0	3	0	0	5

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			54円			100円			120円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
11/9	1109004	市民相談		1	2				0	0	5
11/30	1130011	市民相談							0	1	4
		11月計	0	1	2	0	0	3	0	1	4
12/1	1201005	市民相談							0	3	1
12/1		購入1=53受入							15	0	16
12/6	1206003	市民相談							0	2	14
12/19	1219003	市民相談								1	13
12/21	1221007	雇用関係書類								1	12
12/26	1226025	市民相談								1	11
12/27	1227028	市民相談		1	1						
		12月計	0	1	1	0	0	3	15	8	11
		累計	9	8	1	8	5	3	28	17	11
1/13		購入1=53受入	5		6						

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			84 円			100 円			120 円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
		1月計	5	0	6	0	0	3	0	0	11
2/28	0228009	市民相談								1	10
2/28	0228010	市民相談								2	8
		2月計	0	0	6	0	0	3	0	3	8
3/1	0301003	市民相談								1	7
3/3	0303009	市民相談		2	4						
3/27	0327033	市民相談		1	3						
3/27	0327034	市民相談		1	2						
		3月計	0	4	2	0	0	3	0	1	7
		累計	14	12	2	8	5	3	28	21	7

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

285

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

年月日	会計帳簿 整理番号	摘要	受入れ・払出しの内容 単位：枚								
			280円			370円			520円		
			受入	払出	残	受入	払出	残	受入	払出	残
4/1		前期繰越	1		1	2		2	2		2
4/11	0411005	市民相談		1	0						
		4月計	1	1	0	2	0	2	2	0	2
		累計	1	1	0	2	0	2	2	0	2
8/22	0822007	市民相談								1	1
8/23	0823002	市民相談								1	0
8/23		購入による受入							2		2
		8月計	0	0	0	0	0	2	4	2	2
		累計	1	1	0	2	0	2	4	2	2
11/5	1115005	市民相談					1	1			
11/18	1118008	市民相談								1	1
		11月計	0	0	0	0	1	1	0	1	1
12/8	1208011	市民相談					1	0			

切手等受払簿 【切 手】

2022年度

会派の名称・議員氏名 公明党堺市議団

[illegible]

2022年度

領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]
20円普通切手・ニホンジカ 20円 10枚 ¥200
120円普通切手・フジ 120円 5枚 ¥600
小 計 ¥800
課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥800
△計 ¥800
お預り金額 ¥1,000
おつり ¥200

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 7月20日 10:50
発行No. 220720J1797 端N89箱23
連絡先: 堺郵便局
TEL:0570-943-062

領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]
レターパックプラス (520円) 520円 2枚 ¥1,040
小 計 ¥1,040
課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,040
△計 ¥1,040
お預り金額 ¥1,040

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 8月23日 14:15
発行No. 220823J2989 端N89箱23
連絡先: 堺郵便局
TEL:0570-943-062

領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]
120円普通切手・フジ 120円 15枚 ¥1,800
小 計 ¥1,800
課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,800
△計 ¥1,800
お預り金額 ¥1,800

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年12月 1日 17:42
発行No. 221201J6572 端N89箱23
連絡先: 堺郵便局
TEL:0570-943-062

領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]
レターパックライト (370円) 370円 3枚 ¥1,110
小 計 ¥1,110
課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,110
△計 ¥1,110
お預り金額 ¥1,110

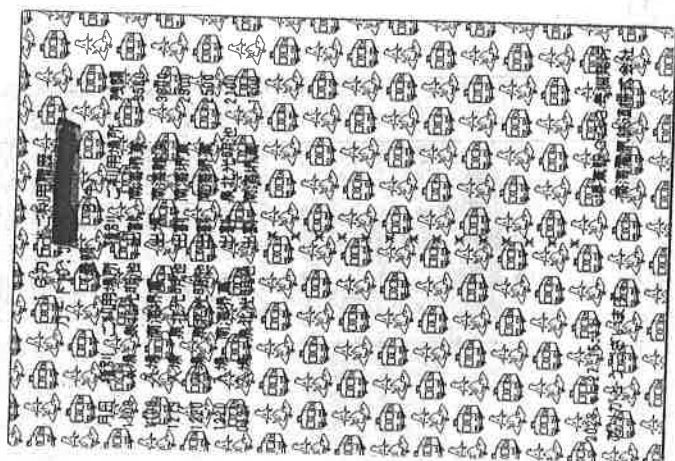
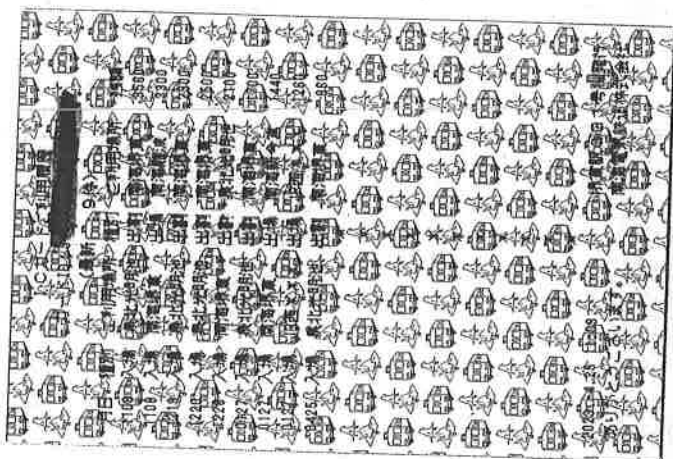
〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年12月 9日 8:28
発行No. 221209J5042 端P91箱37
連絡先: 堺郵便局
TEL:0570-943-062

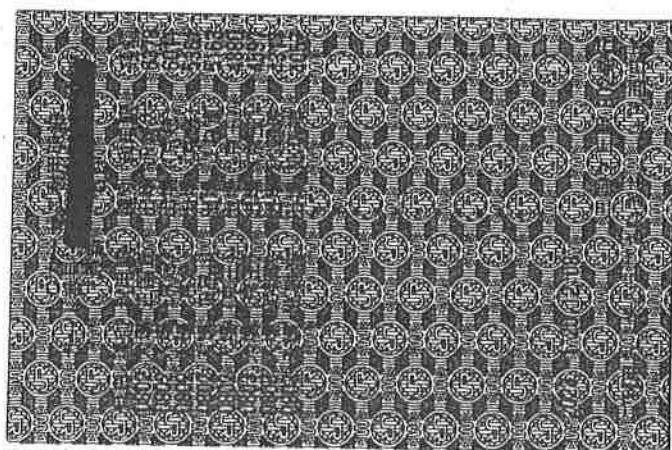
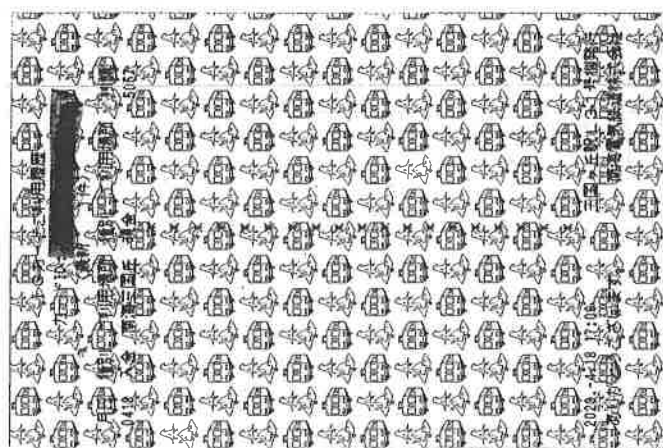
領収書

公明党 堺市議団 様

[販売]
84円普通切手 84円 5枚 ¥420
小 計 ¥420
課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥420
△計 ¥420
お預り金額 ¥420

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 1月13日 8:28
発行No. 230113J5479 端P91箱37
連絡先: 堺郵便局
TEL:0570-943-062





モバイル Suica 残高ご利用明細

利用履歴 (56件)

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	入金・利用額
03	19	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
03	19	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
04	01	入	モバイル			+5,000
04	02	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
04	02	入	SU天王寺	出	SU北花田	-280
04	09	入	SU北花田	出	SU動物園	-280
04	09	入	SU天王寺	出	SU北花田	-280
04	10	入	SU北花田	出	SU四ツ橋	-280
04	10	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
04	11	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
04	11	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
04	14	入	SU堺東	出	SU中もず	-210
04	14	入	SUもず八	出	SU堺東	-160
04	16	入	SU北花田	出	SU難波	-280
04	16	入	SU難波	出	SU北花田	-280
04	23	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
04	23	入	SU東梅田	出	SU北花田	-330
04	24	入	SU北花田	出	SU西梅田	-330
04	24	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
04	30	入	モバイル			+5,000
04	30	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
04	30	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
05	03	入	SU北花田	出	SU四ツ橋	-280
05	03	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
05	04	入	JW浅香	出	JW天王寺	-180
05	04	入	JW天王寺	出	JW大阪	-200
05	04	入	JW大阪	出	JW堺市	-310
05	05	入	SU北花田	出	SU中もず	-230
05	05	入	SU中もず	出	SU堺東	-210
05	05	入	SU堺東	出	SU難波	-260
05	05	入	SU心斎橋	出	SU北花田	-280
05	07	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
05	07	入	SU難波	出	SU北花田	-280
05	15	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
05	15	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
05	22	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
05	22	入	SU心斎橋	出	SU北花田	-280
05	27	入	モバイル			+5,000
05	27	入	南海バス			-260
05	27	入	南海バス			-220
05	28	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
05	28	入	SU西梅田	出	SU北花田	-330
05	29	入	SU北花田	出	SU西梅田	-330
05	29	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
06	03	入	JW大阪	出	JW神戸	-410
06	05	入	SU北花田	出	SU梅田	-330
06	05	入	SU梅田	出	SU北花田	-330
06	11	入	SU北花田	出	SU心斎橋	-280
06	11	入	SU心斎橋	出	SU新大阪	-230
06	19	入	モバイル			+5,000
06	19	入	SU北花田	出	SU梅田	-330

2022/7/13

ご利用ありがとうございます。

システムの都合上、最新のご利用明細が反映されていない場合があります。

(1/2)

京日本旅客鉄道株式会社

モバイル Suica 残高ご利用明細

残高履歴 (84件)

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	残高	入金・利用額
06	05	入	SU梅田	出	SU北花田	¥4,229	-330
06	11	入	SU北花田	出	SU心斎橋	¥3,949	-280
06	11	入	SU心斎橋	出	SU新大阪	¥3,719	-230
06	19	カード	モバイル			¥8,719	+5,000
06	19	入	SU北花田	出	SU梅田	¥8,389	-330
06	19	入	SU難波	出	SU北花田	¥8,109	-280
06	25	入	SU北花田	出	SU梅田	¥7,779	-330
06	25	入	SU梅田	出	SU北花田	¥7,449	-330
06	26	入	SU北花田	出	SU中もず	¥7,219	-230
06	26	入	SU中もず	出	SU堺東	¥7,009	-210
07	02	入	SU北花田	出	SU梅田	¥6,679	-330
07	02	入	SU難波	出	SU北花田	¥6,399	-280
07	16	入	SU北花田	出	SU心斎橋	¥6,119	-280
07	16	入	SU難波	出	SU北花田	¥5,839	-280
07	24	入	SU北花田	出	SU梅田	¥5,509	-330
07	24	入	SU本町	出	SU北花田	¥5,229	-280
07	29	入	SU北花田	出	SU西梅田	¥4,899	-330
07	29	入	SU心斎橋	出	SU北花田	¥4,619	-280
07	30	入	SU北花田	出	SU淀屋橋	¥4,289	-330
08	06	入	SU北花田	出	SU難波	¥4,009	-280
08	06	入	SU難波	出	SU梅田	¥3,779	-230
08	06	入	SU梅田	出	SU北花田	¥3,449	-330
08	07	入	SU北花田	出	SU西梅田	¥3,119	-330
08	07	入	SU肥後橋	出	SU北花田	¥2,789	-330
08	09	入	SU北花田	出	SU新大阪	¥2,459	-330
08	10	入	SU新大阪	出	SU北花田	¥2,129	-330
08	14	入	SU北花田	出	SU西梅田	¥1,799	-330
08	14	入	SU梅田	出	SU北花田	¥1,469	-330
08	15	カード	モバイル			¥6,469	+5,000
08	18	入	SU北花田	出	SU北浜	¥6,189	-280
08	18	入	SU北浜	出	SU淀屋橋	¥6,029	-160
08	18	入	SU淀屋橋	出	SU心斎橋	¥5,849	-180
08	18	入	SU心斎橋	出	SU北花田	¥5,569	-280
				*			
				*			
				*			
				*			

2022/8/22

ご利用ありがとうございます。
システムの都合上、最新のご利用明細が反映されていない場合があります。

(2/2)

東日本旅客鉄道株式会社



西日本旅客鉄道株式会社

堺市駅

ICカードご利用明細

カード番号: [REDACTED]
(最新 50 件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
1020	入場	NK中も	出場	NK堺東	2980
1022	入場	CC北花	出場	CC梅田	2630
1022	入場	CC梅田	出場	CC北花	2300
1023	入場	CC北花	出場	CC梅田	1970
1023	入金	CC梅田	現金		4970
1023	入場	CC梅田	出場	CC北花	4640
1029	入場	CC北花	出場	CC堺本	4360
1029	入場	CC梅田	出場	CC北花	4030
1103	入場	CC北花	出場	CC梅田	3700
1103	入場	CC梅田	出場	CC北花	3370
1104	入場	CC北花	出場	CC新金	3190
1104	入場	CC新金	出場	CC北花	3010
1106	入場	CC北花	出場	CC肥後	2680
1106	入場	CC梅田	出場	CC北花	2360
1111	入場	NK堺東	出場	NKも八	2190
1113	入場	CC北花	出場	CC天王	1910
1113	入場	天王寺	出場	福島	1730
1113	入場	CC梅田	出場	CC天王	1460
1113	入場	CC天王	出場	CC北花	1170
1114	入金	CC北花	現金		4170
1114	入場	CC北花	出場	CC梅田	3840
1114	入場	CC梅田	出場	CC北花	3610
1117	入場	CC北花	出場	CC淀屋	3180
1117	入場	CC難波	出場	CC北花	2900
1119	入場	CC北花	出場	CC梅田	2670
1119	入場	CC梅田	出場	CC北花	2240
1120	入場	CC北花	出場	CC梅田	1910
1120	入場	CC梅田	出場	CC北花	1680
1123	入場	CC北花	出場	CC難波	1300
1123	入金	CC難波	現金		6300
1123	入場	CC難波	出場	CC谷九	6120
1123	入場	CC谷九	出場	CC天王	6940
1123	入場	CC天王	出場	CC新金	6680
1126	入場	CC北花	出場	CC西長	5380
1126	入場	CC阿波	出場	CC野田	5200
1126	入場	HS野田	出場	HS梅田	6060
1126	入場	CC梅田	出場	CC北花	4720
1127	入場	CC北花	出場	CC西梅	4390
1127	入場	CC梅田	出場	CC北花	4060
1203	乗車	バス等		南海バ	3800
1211	入場	CC北花	出場	CC梅田	3470
1211	入場	CC梅田	出場	CC北花	3140
1219	入場	NK堺東	出場	NK天茶	2880
1219	入場	CC天下	出場	CC長堀	2660
1219	入場	CC心斎	出場	CC北花	2370
1220	入場	CC北花	出場	CC中百	2140
1220	入場	NK中も	出場	NK堺東	1930
1220	入金	NK堺東	現金		3930
1231	入場	CC北花	出場	CC梅田	3600
1231	入場	CC梅田	出場	CC北花	3270

毎度ありがとうございます。

2023.1.4 9:37

191 発行

2022.9.10 18:49 梅田駅 5 D号機発行
毎度ありがとうございます。大阪市電気交通株式会社

月日	種別	利用場所	種別	利用場所	残額
0821	入金	大塚北花田	現金		31500
0821	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	1170
0821	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	1840
0825	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5847
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5910
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5230
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2900
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4420
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4070
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3680
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3500
0826	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2800

2022.10.22 18:03 梅田駅 5 D号機発行
毎度ありがとうございます。大阪市電気交通株式会社

月日	種別	利用場所	種別	利用場所	残額
0910	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2560
0910	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2200
0917	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	1900
0917	入金	大塚北花田	現金		6900
1001	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6970
1001	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6240
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6910
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5700
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5470
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5140
1008	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4810
1010	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4480
1016	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3660
1016	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3600
1020	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3170
1022	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2960
1022	入金	大塚北花田	現金		2500

2022.10.22 18:03 梅田駅 5 D号機発行
毎度ありがとうございます。大阪市電気交通株式会社

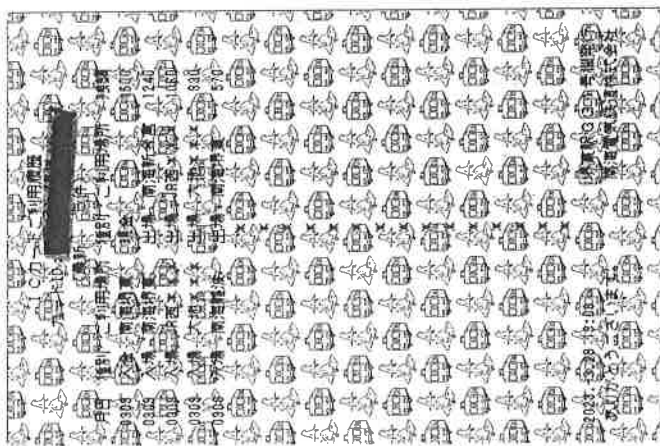
月日	種別	利用場所	種別	利用場所	残額
0910	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2560
0910	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2200
0917	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	1900
0917	入金	大塚北花田	現金		6900
1001	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6970
1001	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6240
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	6910
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5700
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5470
1005	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	5140
1008	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4810
1010	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	4480
1016	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3660
1016	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3600
1020	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	3170
1022	入場	大塚北花田	出場	大塚北花田	2960
1022	入金	大塚北花田	現金		2500

九

1954年10月10日

1954年10月10日

1954年10月10日





西日本旅客鉄道株式会社

堺市駅

ICカードご利用明細

カード番号: [REDACTED]

(最新 50 件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
1020	入場	NK中も	出場	NK堺東	2960
1022	入場	OC北花	出場	OC梅田	2630
1022	入場	OC梅田	出場	OC北花	2300
1023	入場	OC北花	出場	OC梅田	1970
1023	入金	OC梅田	現金		4970
1023	入場	OC梅田	出場	OC北花	4640
1029	入場	OC北花	出場	OC堺本	4360
1029	入場	OC梅田	出場	OC北花	4030
1103	入場	OC北花	出場	OC梅田	3700
1103	入場	OC梅田	出場	OC北花	3370
1104	入場	OC北花	出場	OC新金	3190
1104	入場	OC新金	出場	OC北花	3010
1106	入場	OC北花	出場	OC肥後	2680
1106	入場	OC梅田	出場	OC北花	2350
1111	入場	NK堺東	出場	NKも八	2190
1113	入場	OC北花	出場	OC天王	1910
1113	入場	天王寺	出場	福島	1730
1113	入場	OC梅田	出場	OC天王	1450
1113	入場	OC天王	出場	OC北花	1170
1114	入金	OC北花	現金		4170
1114	入場	OC北花	出場	OC梅田	3840
1114	入場	OC梅田	出場	OC北花	3510
1117	入場	OC北花	出場	OC淀屋	3180
1117	入場	OC難波	出場	OC北花	2900
1119	入場	OC北花	出場	OC梅田	2670
1119	入場	OC梅田	出場	OC北花	2240
1120	入場	OC北花	出場	OC梅田	1910
1120	入場	OC梅田	出場	OC北花	1680
1123	入場	OC北花	出場	OC難波	1300
1123	入金	OC難波	現金		6300
1123	入場	OC難波	出場	OC谷九	6120
1123	入場	OC谷九	出場	OC天王	5940
1123	入場	OC天王	出場	OC新金	5660
1126	入場	OC北花	出場	OC西長	5380
1126	入場	OC阿波	出場	OC野田	5200
1126	入場	HS野田	出場	HS梅田	5050
1126	入場	OC梅田	出場	OC北花	4720
1127	入場	OC北花	出場	OC西梅	4390
1127	入場	OC梅田	出場	OC北花	4060
1203	乗車	バス等		南海バ	3800
1211	入場	OC北花	出場	OC梅田	3470
1211	入場	OC梅田	出場	OC北花	3140
1219	入場	NK堺東	出場	NK天茶	2880
1219	入場	OC天下	出場	OC長堀	2650
1219	入場	OC心斎	出場	OC北花	2370
1220	入場	OC北花	出場	OC中百	2140
1220	入場	NK中も	出場	NK堺東	1930
1220	入金	NK堺東	現金		3930
1231	入場	OC北花	出場	OC梅田	3600
1231	入場	OC梅田	出場	OC北花	3270

毎度ありがとうございます。

2023.1.4 9:37

191 発行



西日本旅客鉄道株式会社

堺市駅

ICカードご利用明細

カード番号: [REDACTED]

(最新 50 件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
0122	入場	OC梅田	出場	OC北花	5230
0126	入場	OC北花	出場	OC動物	4950
0126	入場	OC動物	出場	OC梅田	4720
0126	入場	OC梅田	出場	OC天王	4440
0126	入場	OC天王	出場	OC北花	4160
0128	入場	OC北花	出場	OC淀屋	3830
0128	入場	OC淀屋	出場	OC梅田	3650
0128	入場	OC梅田	出場	OC北花	3320
0204	入場	OC北花	出場	OC中百	3090
0204	入場	SB中も	出場	SB深井	2900
0204	入場	OC中百	出場	OC北花	2670
0205	入場	SB中も	出場	SB深井	2480
0205	入場	SB深井	出場	SB中も	2290
0205	入場	OC北花	出場	OC梅田	1960
0205	入金	OC梅田	現金		6960
0205	入場	OC梅田	出場	OC北花	6630
0211	入場	OC北花	出場	OC梅田	6300
0211	入場	OC梅田	出場	OC北花	5970
0212	入場	SB中も	出場	SB光明	5680
0212	入場	SB光明	出場	SB中も	5390
0212	入場	OC北花	出場	OC梅田	5060
0212	入場	OC梅田	出場	OC北花	4730
0218	入場	OC北花	出場	OC梅田	4400
0218	入場	OC梅田	出場	OC北花	4070
0219	入場	OC北花	出場	OC梅田	3740
0219	入場	OC西梅	出場	OC肥後	3560
0219	入場	OC本町	出場	OC北花	3280
0223	入場	OC北花	出場	OC梅田	2950
0223	入場	OC梅田	出場	OC北花	2620
0225	入場	SB中も	出場	SB泉丘	2390
0225	入場	SB泉丘	出場	SB中も	2160
0304	入場	OC北花	出場	OC梅田	1830
0304	入金	OC梅田	現金		6830
0304	入場	OC難波	出場	OC北花	6550
0305	入場	SB中も	出場	SB泉丘	6320
0305	入場	SB泉丘	出場	SB中も	6090
0305	入場	OC北花	出場	OC天王	5810
0305	入場	OC天王	出場	OC北花	5530
0307	入場	OC北花	出場	OC中百	5300
0311	入場	OC北花	出場	OC梅田	4970
0311	入場	OC淀屋	出場	OC北花	4640
0317	乗車	バス等		南海バ	4420
0318	入場	OC北花	出場	OC梅田	4080
0318	入場	OC梅田	出場	OC北花	3760
0321	入場	OC北花	出場	OC梅田	3430
0321	入場	OC梅田	出場	OC北花	3100
0405	入場	OC北花	出場	OC梅田	2760
0405	入場	OC梅田	出場	OC難波	2520
0405	入場	NK難波	出場	NK堺東	2260
0405	乗車	バス等		南海バ	2000

毎度ありがとうございます。

2023.4.12 9:52

191 発行

0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014	0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0024	0025	0026	0027	0028	0029	0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042	0043	0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056	0057	0058	0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070	0071	0072	0073	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0083	0084	0085	0086	0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0098	0099	0100
0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112	0113	0114	0115	0116	0117	0118	0119	0120	0121	0122	0123	0124	0125	0126	0127	0128	0129	0130	0131	0132	0133	0134	0135	0136	0137	0138	0139	0140	0141	0142	0143	0144	0145	0146	0147	0148	0149	0150	0151	0152	0153	0154	0155	0156	0157	0158	0159	0160	0161	0162	0163	0164	0165	0166	0167	0168	0169	0170	0171	0172	0173	0174	0175	0176	0177	0178	0179	0180	0181	0182	0183	0184	0185	0186	0187	0188	0189	0190	0191	0192	0193	0194	0195	0196	0197	0198	0199	0200

0201	0202	0203	0204	0205	0206	0207	0208	0209	0210	0211	0212	0213	0214	0215	0216	0217	0218	0219	0220	0221	0222	0223	0224	0225	0226	0227	0228	0229	0230	0231	0232	0233	0234	0235	0236	0237	0238	0239	0240	0241	0242	0243	0244	0245	0246	0247	0248	0249	0250	0251	0252	0253	0254	0255	0256	0257	0258	0259	0260	0261	0262	0263	0264	0265	0266	0267	0268	0269	0270	0271	0272	0273	0274	0275	0276	0277	0278	0279	0280	0281	0282	0283	0284	0285	0286	0287	0288	0289	0290	0291	0292	0293	0294	0295	0296	0297	0298	0299	0300
0301	0302	0303	0304	0305	0306	0307	0308	0309	0310	0311	0312	0313	0314	0315	0316	0317	0318	0319	0320	0321	0322	0323	0324	0325	0326	0327	0328	0329	0330	0331	0332	0333	0334	0335	0336	0337	0338	0339	0340	0341	0342	0343	0344	0345	0346	0347	0348	0349	0350	0351	0352	0353	0354	0355	0356	0357	0358	0359	0360	0361	0362	0363	0364	0365	0366	0367	0368	0369	0370	0371	0372	0373	0374	0375	0376	0377	0378	0379	0380	0381	0382	0383	0384	0385	0386	0387	0388	0389	0390	0391	0392	0393	0394	0395	0396	0397	0398	0399	0400

0401	0402	0403	0404	0405	0406	0407	0408	0409	0410	0411	0412	0413	0414	0415	0416	0417	0418	0419	0420	0421	0422	0423	0424	0425	0426	0427	0428	0429	0430	0431	0432	0433	0434	0435	0436	0437	0438	0439	0440	0441	0442	0443	0444	0445	0446	0447	0448	0449	0450	0451	0452	0453	0454	0455	0456	0457	0458	0459	0460	0461	0462	0463	0464	0465	0466	0467	0468	0469	0470	0471	0472	0473	0474	0475	0476	0477	0478	0479	0480	0481	0482	0483	0484	0485	0486	0487	0488	0489	0490	0491	0492	0493	0494	0495	0496	0497	0498	0499	0500
0501	0502	0503	0504	0505	0506	0507	0508	0509	0510	0511	0512	0513	0514	0515	0516	0517	0518	0519	0520	0521	0522	0523	0524	0525	0526	0527	0528	0529	0530	0531	0532	0533	0534	0535	0536	0537	0538	0539	0540	0541	0542	0543	0544	0545	0546	0547	0548	0549	0550	0551	0552	0553	0554	0555	0556	0557	0558	0559	0560	0561	0562	0563	0564	0565	0566	0567	0568	0569	0570	0571	0572	0573	0574	0575	0576	0577	0578	0579	0580	0581	0582	0583	0584	0585	0586	0587	0588	0589	0590	0591	0592	0593	0594	0595	0596	0597	0598	0599	0600

0601	0602	0603	0604	0605	0606	0607	0608	0609	0610	0611	0612	0613	0614	0615	0616	0617	0618	0619	0620	0621	0622	0623	0624	0625	0626	0627	0628	0629	0630	0631	0632	0633	0634	0635	0636	0637	0638	0639	0640	0641	0642	0643	0644	0645	0646	0647	0648	0649	0650	0651	0652	0653	0654	0655	0656	0657	0658	0659	0660	0661	0662	0663	0664	0665	0666	0667	0668	0669	0670	0671	0672	0673	0674	0675	0676	0677	0678	0679	0680	0681	0682	0683	0684	0685	0686	0687	0688	0689	0690	0691	0692	0693	0694	0695	0696	0697	0698	0699	0700
0701	0702	0703	0704	0705	0706	0707	0708	0709	0710	0711	0712	0713	0714	0715	0716	0717	0718	0719	0720	0721	0722	0723	0724	0725	0726	0727	0728	0729	0730	0731	0732	0733	0734	0735	0736	0737	0738	0739	0740	0741	0742	0743	0744	0745	0746	0747	0748	0749	0750	0751	0752	0753	0754	0755	0756	0757	0758	0759	0760	0761	0762	0763	0764	0765	0766	0767	0768	0769	0770	0771	0772	0773	0774	0775	0776	0777	0778	0779	0780	0781	0782	0783	0784	0785	0786	0787	0788	0789	0790	0791	0792	0793	0794	0795	0796	0797	0798	0799	0800

